

確かな今を、豊かな明日へ。

MC-UBS
G R O U P

産業ファンド投資法人

新投資口発行及び投資口売出届出目論見書

2020年7月



Industrial & Infrastructure Fund Investment Corporation

【証券コード】

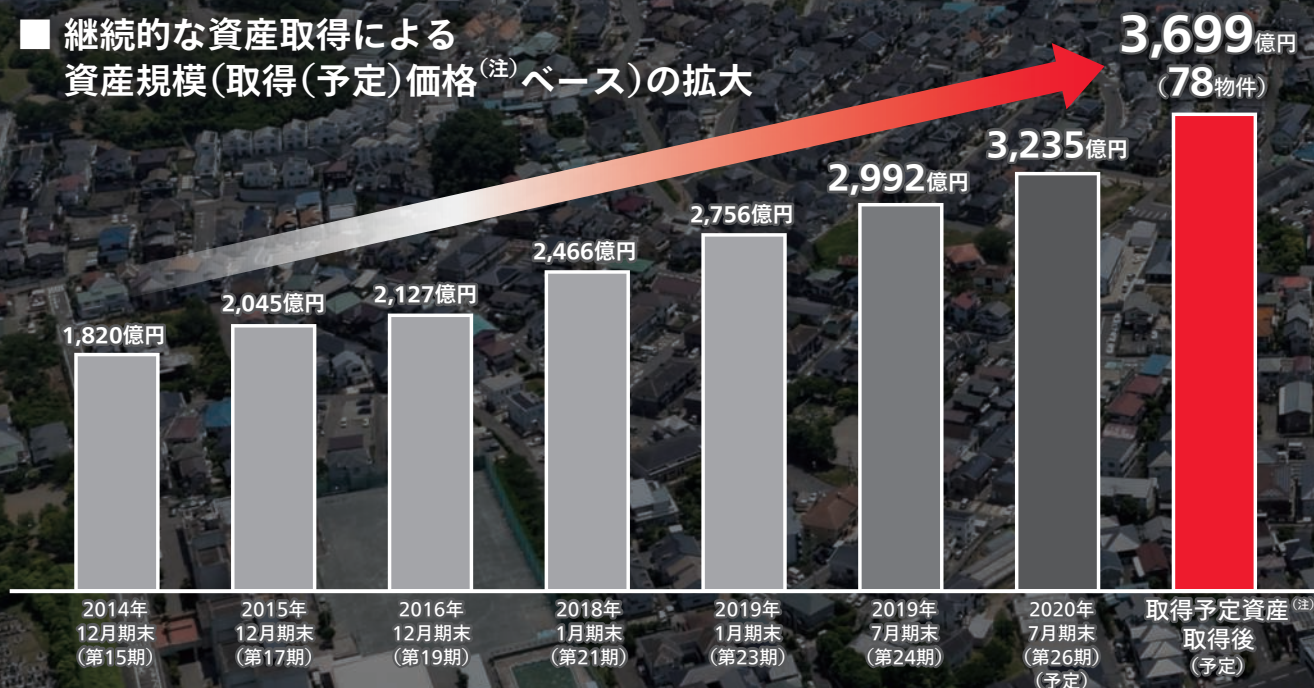
3249

産業ファンド投資法人の理念

唯一の産業用不動産特化型J-REITとして、
日本経済の力を産み出す源泉としての
社会基盤に投資し、
日本の産業活動を不動産面から支えていく

産業ファンド投資法人は、あらゆる産業活動の基盤となり、
中長期にわたり、安定的な利用が見込まれる物流施設及び
工場・研究開発施設等並びにインフラ施設^(注)に投資し、
収益の安定的な確保と運用資産の着実な成長を図ることにより、
継続的な投資主価値の向上を目指しています。

■ 継続的な資産取得による 資産規模(取得(予定)価格^(注)ベース)の拡大



(注) 各用語の定義については、本文「第二部参照情報第2 参照書類の補完情報」をご参照ください。

【新投資口発行及び投資口売出届出目論見書】

本届出目論見書により行う産業ファンド投資法人投資口 31,556,083,000 円（見込額）の募集（一般募集）及び投資口 1,620,900,000 円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）につきましては、本投資法人は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 5 条により有価証券届出書を 2020 年 7 月 27 日に関東財務局長に提出していますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格及び売出価格等については今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

【募集又は売出しの公表後における空売りについて】

- (1) 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）（以下「金商法施行令」といいます。）第 26 条の 6 の規定により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号。その後の改正を含みます。）（以下「取引等規制府令」といいます。）第 15 条の 5 に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 7 項に規定する私設取引システムにおける空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1) に規定する投資家が行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - *1 取引等規制府令第 15 条の 5 に定める期間は、2020 年 7 月 28 日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が 2020 年 8 月 4 日から 2020 年 8 月 11 日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - *2 取引等規制府令第 15 条の 7 各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - *3 取引等規制府令第 15 条の 6 に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項説明】

不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

本届出目論見書に記載する写真・図表等は、本文「第二部 参照情報」（参照書類である第 25 期有価証券報告書を含みます。）の内容を抜粋又は要約して記載したものです。詳細は、本文の各該当箇所をご参照ください。

本届出目論見書に使用する写真には、本投資法人の既存保有資産又は取得予定資産以外のものも含まれています。また、底地資産については、本投資法人は土地のみの取得を予定しておりますのでご注意ください。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020 年 7 月 27 日

【発行者名】 産業ファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 倉都 康行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
執行役員 インダストリアル本部長 上田 英彦

【電話番号】 03-5293-7091

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】 産業ファンド投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 31,556,083,000 円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,620,900,000 円

(注 1) 発行価額の総額は、2020 年 7 月 10 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注 2) 売出価額の総額は、2020 年 7 月 10 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）	1
1 募集内国投資証券	1
2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）	5
第2 新投資口予約権証券	7
第3 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）	7
第4 短期投資法人債	7
第5 募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 参照情報	11
第1 参照書類	11
第2 参照書類の補完情報	12
1 本募集の意義及び運用状況	12
2 投資対象	51
3 投資リスク	99
4 本資産運用会社の役職員の状況	121
第3 参照書類を縦覧に供している場所	122
第三部 特別情報	123
第1 内国投資証券事務の概要	123
第2 その他	124
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	126
投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移	127

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(1)【投資法人の名称】

産業ファンド投資法人

（英文表示：Industrial & Infrastructure Fund Investment Corporation）

（以下「本投資法人」といいます。）

（注） 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

(2)【内国投資証券の形態等】

本書に従って行われる募集又は売出しの対象である有価証券は、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）です。本投資口は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受ける振替投資口であり、振替法第227条第2項に基づき投資主が発行を請求する場合を除き、本投資法人は、本投資口を表示する投資証券を発行することができません。本投資口は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（注） 投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その保有者を「投資主」といいます。本投資口を購入した投資者は、本投資法人の投資主となります。

(3)【発行数】

181,000 口

（注1） 2020年7月27日（月）開催の本投資法人の役員会において決議された公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」又は「本募集」といいます。）においては、発行投資口数181,000口のうちの一部が欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。

上記の発行数（募集内国投資証券の発行数）は、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売口数」といいます。）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）であり、海外販売に係る投資口数（以下「海外販売口数」といいます。）は、本書の日付現在、未定です。

なお、国内販売口数（発行数）及び海外販売口数は、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」に定義します。以下同じです。）に決定されます。ただし、本投資法人が既に発行した本投資口及び一般募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集（販売）される本投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

海外販売の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

（注2） 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から9,000口を上限として借り入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(4)【発行価額の総額】

31,556,083,000 円

（注） 上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。発行価額の総額は、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）に係るものであり、2020年7月10日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(5) 【発行価格】

未定

(注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2020 年 8 月 4 日（火）から 2020 年 8 月 11 日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口 1 口当たりの払込金額）を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金となります。

(6) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(7) 【申込単位】

1 口以上 1 口単位

(8) 【申込期間】

2020 年 8 月 5 日（水）から 2020 年 8 月 6 日（木）まで

(注) 申込期間は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、2020 年 7 月 30 日（木）から、最短で 2020 年 8 月 4 日（火）まで、最長で 2020 年 8 月 11 日（火）までを予定していますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020 年 8 月 4 日（火）から 2020 年 8 月 11 日（火）までを予定しています。

したがって、申込期間は、

- ① 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 4 日（火）の場合、
上記申込期間のとおり
 - ② 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 5 日（水）の場合、
「2020 年 8 月 6 日（木）から 2020 年 8 月 7 日（金）まで」
 - ③ 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 6 日（木）の場合、
「2020 年 8 月 7 日（金）から 2020 年 8 月 11 日（火）まで」
 - ④ 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 7 日（金）の場合、
「2020 年 8 月 11 日（火）から 2020 年 8 月 12 日（水）まで」
 - ⑤ 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 11 日（火）の場合、
「2020 年 8 月 12 日（水）から 2020 年 8 月 13 日（木）まで」
- となりますので、ご注意ください。

(9) 【申込証拠金】

1 口につき発行価格と同一の金額

(10) 【申込取扱場所】

引受人の本店及び全国各支店並びに営業所

(11) 【払込期日】

2020年8月11日（火）

(注) 払込期日は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り下げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、2020年7月30日（木）から、最短で2020年8月4日（火）まで、最長で2020年8月11日（火）までを予定していますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年8月4日（火）から2020年8月11日（火）までを予定しています。

したがって、払込期日は、

- ① 発行価格等決定日が2020年8月4日（火）の場合、
上記払込期日のとおり
 - ② 発行価格等決定日が2020年8月5日（水）の場合、
「2020年8月12日（水）」
 - ③ 発行価格等決定日が2020年8月6日（木）の場合、
「2020年8月13日（木）」
 - ④ 発行価格等決定日が2020年8月7日（金）の場合、
「2020年8月14日（金）」
 - ⑤ 発行価格等決定日が2020年8月11日（火）の場合、
「2020年8月17日（月）」
- となりますので、ご注意ください。

(12) 【払込取扱場所】

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(13) 【引受け等の概要】

以下に記載する引受人は、2020年8月4日（火）から2020年8月11日（火）までの期間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
合計	—	181,000 口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として一般募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 一般募集の共同主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びシティグループ証券株式会社です。

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計（発行数）は、発行価格等決定日に決定します。なお、引受投資口数及び引受投資口数の合計は、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）（引受投資口数は未定）に係るものです。

(14) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構（以下「振替機関」といいます。）
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(15) 【手取金の使途】

国内販売における手取金 31,556,083,000 円については、海外販売における手取金（未定）及び一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限 1,569,087,000 円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第26 期取得済資産及び取得予定資産の概要 ① 第26 期取得済資産及び取得予定資産一覧」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産（投信法第2 条第1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、2020 年7 月10 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、国内販売口数（発行数）の上限数（一般募集における発行投資口の全口数）に係るものです。

(16) 【その他】

申込みの方法等

- ① 申込みは、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所
に前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金を添えて行うものとします。
- ② 申込証拠金には利息をつけません。
- ③ 申込証拠金のうち発行価額相当額は、前記「(11) 払込期日」に記載の払込期日に新投資口払込金に振替
充当します。
- ④ 一般募集の対象となる本投資口の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。
したがって、受渡期日は、
(イ) 発行価格等決定日が2020 年8 月4 日（火）の場合、
「2020 年8 月12 日（水）」
(ロ) 発行価格等決定日が2020 年8 月5 日（水）の場合、
「2020 年8 月13 日（木）」
(ハ) 発行価格等決定日が2020 年8 月6 日（木）の場合、
「2020 年8 月14 日（金）」
(ニ) 発行価格等決定日が2020 年8 月7 日（金）の場合、
「2020 年8 月17 日（月）」
(ホ) 発行価格等決定日が2020 年8 月11 日（火）の場合、
「2020 年8 月18 日（火）」
となりますので、ご注意ください。

一般募集の対象となる本投資口は、受渡期日から売買を行うことができます。振替法の適用により、
本投資口の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【投資法人の名称】

前記「1 募集内国投資証券 (1) 投資法人の名称」に同じ。

(2)【内国投資証券の形態等】

前記「1 募集内国投資証券 (2) 内国投資証券の形態等」に同じ。

(3)【売出数】

9,000 口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から 9,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第 5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(4)【売出価額の総額】

1,620,900,000 円

(注) 上記の売出価額の総額は、2020 年 7 月 10 日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(5)【売出価格】

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

(6)【申込手数料】

該当事項はありません。

(7)【申込単位】

1 口以上 1 口単位

(8)【申込期間】

2020 年 8 月 5 日（水）から 2020 年 8 月 6 日（木）まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券 (8) 申込期間」に記載の申込期間と同一とします。

(9)【申込証拠金】

1 口につき売出価格と同一の金額

(10)【申込取扱場所】

野村証券株式会社の本店及び全国各支店

(11)【受渡期日】

2020 年 8 月 12 日（水）

(注) 上記受渡期日については、前記「1 募集内国投資証券 (16) その他 申込みの方法等 ④」に記載の受渡期日と同一とします。

(12)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(13) 【引受け等の概要】

該当事項はありません。

(14) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(15) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

(16) 【その他】

申込みの方法等

- ① 申込みは、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所に前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金を添えて行うものとします。
- ② 申込証拠金には利息をつけません。
- ③ オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、前記「(11) 受渡期日」に記載の受渡期日から売買を行うことができます。振替法の適用により、本投資口の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

該当事項はありません。

第4【短期投資法人債】

該当事項はありません。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

- (1) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から9,000口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出口数は9,000口を予定していますが、当該売出口数は上限の売出口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は2020年7月27日（月）開催の本投資法人の役員会において、野村証券株式会社が割当先とする本投資口9,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2020年9月8日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年9月2日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。（注））、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、野村証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出口数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合には、野村証券株式会社による上記本投資法人の投資主からの本投資口の借入れは行われません。したがって、野村証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2020年8月4日（火）の場合、
「2020年8月7日（金）から2020年9月2日（水）までの間」
 - ② 発行価格等決定日が2020年8月5日（水）の場合、
「2020年8月8日（土）から2020年9月2日（水）までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が2020年8月6日（木）の場合、
「2020年8月12日（水）から2020年9月2日（水）までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が2020年8月7日（金）の場合、
「2020年8月13日（木）から2020年9月2日（水）までの間」
 - ⑤ 発行価格等決定日が2020年8月11日（火）の場合、
「2020年8月14日（金）から2020年9月2日（水）までの間」
- となります。

- (2) 上記(1)に記載の取引について、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社及びシティグループ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

2 売却・追加発行等の制限

- (1) 本資産運用会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、原則として本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。
- (2) 三菱商事株式会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、一般募集の前から所有している本投資口につき、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、原則として本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (3) 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口分割による投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- (4) 上記(1)乃至(3)のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、制限期間中にその裁量で当該合意内容の一部又は全部を解除し、又は制限期間を短縮する権限を有しています。

3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

一般募集に係る発行投資口数 181,000 口のうち一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されることがあります。

かかる海外販売の内容は、以下のとおりです。

(1) 当該特定有価証券の名称

投資証券(振替法の規定の適用を受ける振替投資口)

(2) 海外販売に係る発行数(海外販売口数)

未定

(注) 上記発行数は、海外販売口数であり、一般募集（海外販売を含みます。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

(3) 海外販売に係る発行価格

未定

(注 1) 発行価格等決定日の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に海外販売に係る価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口 1 口当たりの払込金額）を決定します。

(注 2) 海外販売に係る発行価格及び発行価額は、それぞれ前記「第 1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格及び発行価額と同一とします。

(4) 海外販売に係る発行価額の総額

未定

(5) 引受人の名称

前記「第 1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券 (13) 引受け等の概要」に記載の引受人

(6) 募集をする地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）

(7) 海外販売に係る発行年月日（払込期日）

2020 年 8 月 11 日（火）

(注) 海外販売に係る発行年月日（払込期日）は、前記「第 1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。） 1 募集内国投資証券 (11) 払込期日」に記載の払込期日と同一とします。

(8) 安定操作に関する事項

- ① 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- ② 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、東京証券取引所です。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第25期（自2019年8月1日 至2020年1月31日） 2020年4月23日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2020年4月23日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、本書の日付現在までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

以下の文中に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に関する事項については、本書の日付現在、変更がないと判断しています。

なお、以下の文中における将来に関する事項及び参照有価証券報告書における将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書の日付現在において本投資法人が判断したものです。

(注) 以下の文中において記載する数値は、特に記載のない限り記載未満の桁数は切り捨てて、比率及び年数は小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、各項目別の数値の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

1 本募集の意義及び運用状況

(1) 本募集の意義

本投資法人は、唯一の産業用不動産特化型J-REITとして、取得活動及び運営における競合の少ない競争環境を活かした新たなアセットカテゴリーの資産取得により、継続的な投資主価値の向上を追求します。

本投資法人は、2007年10月の東京証券取引所への新規上場に伴う公募増資以降、計9回の公募増資(注1)及びこれらの公募増資等に伴う資産の取得を通じて、1口当たり分配金と1口当たりNAV(注2)の向上を実現してきました。本投資法人は、本募集においても、新たな資産取得により継続的な投資主価値の向上を追求します。

(注1) 2011年3月8日を払込期日とする公募増資及び同月24日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第1回公募増資」と総称します。）、2012年3月5日を払込期日とする公募増資及び同月26日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第2回公募増資」と総称します。）、2013年2月4日を払込期日とする公募増資及び同年3月5日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第3回公募増資」と総称します。）、2014年2月3日を払込期日とする公募増資及び同年3月4日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第4回公募増資」と総称します。）、2015年3月16日を払込期日とする公募増資及び同月27日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第5回公募増資」と総称します。）、2017年2月14日を払込期日とする公募増資及び同年3月3日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第6回公募増資」と総称します。）、2018年3月7日を払込期日とする公募増資及び同年4月4日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第7回公募増資」と総称します。）、2019年5月29日を払込期日とする公募増資及び同年6月25日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第8回公募増資」と総称します。）、2019年12月18日を払込期日とする公募増資及び2020年1月15日を払込期日とする第三者割当増資（以下「第9回公募増資」又は「前回公募増資」と総称します。）をいいます。

(注2) 「1口当たりNAV」は、以下の計算式により求めた、各期末現在における鑑定評価額（又は調査価格）に基づく1口当たり純資産額を指しており、参照有価証券報告書に記載されている1口当たり純資産額とは異なります。別途の記載がある場合を除き、以下同じです。

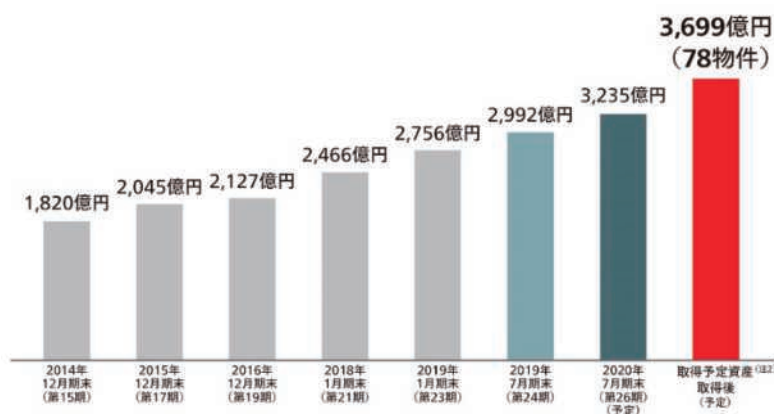
1口当たりNAV = NAV ÷ 各期末現在の発行済投資口数

なお、「NAV」とは、以下の計算式により求めた、本投資法人が保有する不動産関連資産の価額を鑑定評価額（又は調査価格）に基づいて評価した場合における、本投資法人の資産と負債の差額（純額）をいい、会計上の純資産額とは異なります。また、繰延ヘッジ損益の額の増減等によっては変動しません。以下同じです。

NAV = 出資総額* + (不動産関連資産の期末鑑定評価額（又は調査価格）－不動産関連資産の期末簿価*)

* 出資総額及び不動産関連資産の期末簿価は、該当する各期末現在における貸借対照表上の金額を用いています。

＜継続的な資産取得による資産規模（取得（予定）価格(注1)ベース）の拡大＞



(注1) 「取得（予定）価格」は、売買契約書に記載された各不動産又は信託受益権の売買代金（取得経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を含みません。）に記載しています。以下同じです。

(注2) 「取得予定資産」とは、本募集及び本第三者割当による手取金、本募集に関連して行われる新規借入れ（以下「本件新規借入れ」と総称します。）による借入金並びに手元資金を取得資金に充当することを予定している、後記「③取得予定資産ハイライト（イ）取得予定資産ハイライト ＜取得予定資産一覧＞」に記載の資産3物件を総称していい、取得予定資産の取得後である2020年10月5日時点「取得予定資産取得後」ということがあります。以下同じです。

本投資法人は、競争優位性を高める戦略として、独自のCRE（Corporate Real Estate）戦略(注1)（以下「CRE戦略」ということがあります。）に基づいた提案型取得手法(注2)を実践しています。資産の取得に際し、(i)各企業のCREニーズ(注3)毎にカスタマイズした提案を継続して実施することにより、(ii)提案活動の中で実績・ノウハウ及び独自のネットワークを蓄積し、(iii)蓄積した実績・ノウハウ及び独自のネットワークを活用し、更なる外部成長を目指します。CRE提案の詳細については、後記「⑤ 成長戦略」をご参照ください。

本募集においては、蓄積された実績・ノウハウを活かした独自のCRE提案により、収益性、継続性及び汎用性に優れた3物件、463億円（取得予定価格の合計）を取得する予定です。取得予定資産の3物件全てがCRE提案型取得手法による取得であり、また、取得予定資産のうち2物件、84.1%（取得予定価格ベース）（取得予定価格の合計390億円）を工場・研究開発施設等が占め、取得予定資産の平均NOI利回り(注4)は6.0%、平均償却後NOI利回り(注4)は5.2%となっています。上記のように、本投資法人は、マクロ環境の変化により多様化するCREニーズに対して、独自のソリューション提案を実施することで、継続して収益性、継続性及び汎用性に優れた資産の取得を実現します。

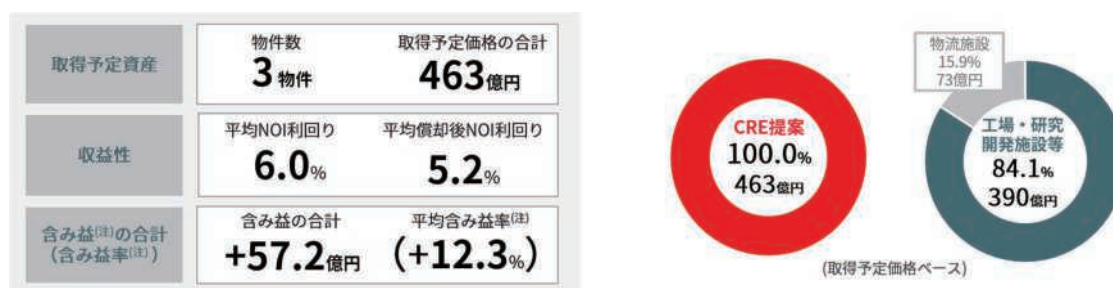
(注1) 「CRE戦略」とは、企業が保有する不動産（Corporate Real Estate）について、経営戦略的視点から、企業価値最大化のためにその保有する不動産を最適かつ効率的に運用するという考え方に基づく戦略をいいます。以下同じです。

(注2) 「CRE戦略に基づいた提案型取得手法」とは、企業の経営・運営上の課題やニーズの解決に貢献するために、その保有する不動産の最適かつ効率的な運用について提案を行うことにより物件を取得する提案型取得手法のことをいいます。以下、「CRE提案型取得手法」ということがあり、CRE戦略に基づく提案を行うことを「CRE提案」ということがあります。なお、「CRE提案を通じた取得」には、本資産運用会社が物件の保有者に直接CRE提案を行い、当該保有者から本投資法人が物件を取得した場合に加え、本資産運用会社が物件の保有者にCRE提案を行った上で、ブリッジ機能を活用しブリッジ先から本投資法人が当該物件を取得する場合や、本資産運用会社が三菱商事株式会社又はそのグループ会社と協働して物件の保有者に対してCRE提案を行い、三菱商事株式会社若しくはそのグループ会社又はブリッジ先が当該物件を取得し、大規模改修やリノベーション等を行った上で本投資法人が取得する場合を含みます。以下同じです。

(注3) 「CREニーズ」とは、企業が保有する不動産を活用することによる経営課題の解決や経営戦略の達成等の企業ニーズのことをいい、例としては、セールアンドリースバックを通じたバランスシートのスリム化（オフバランス化）、損益計算書のコントロール（P/Lコントロール）等の財務体質の改善、セールアンドリースバック、バリューアップ工事等を通じた基幹施設の長期利用、事業拠点の集約化、ノンコアアセットの売却、新規投資に向けたキャッシュニーズ（現金需要）等が挙げられます。以下同じです。

(注4) 取得予定資産の「平均NOI利回り」及び「平均償却後NOI利回り」の詳細については、後記「③ 取得予定資産ハイライト（イ）取得予定資産ハイライト ＜取得予定資産一覧＞」をご参照ください。以下同じです。

＜取得予定資産の概要＞



(注) 取得予定資産の「含み益」、「含み益率」及び「平均含み益率」の詳細については、後記「③ 取得予定資産ハイライト（イ）取得予定資産ハイライト ＜取得予定資産一覧＞」をご参照ください。以下同じです。

＜経済環境により変化するCREニーズへ独自のソリューション提案を実施～CRE Beyond～＞



(注1) IIF 市原マニュファクチャリングセンター(底地)について、点線内の土地を取得する予定です。以下同じです。

(注2) 「三菱商事グループ」とは、三菱商事株式会社とその連結子会社及び持分法適用会社で構成される企業集団をいいます。

① オファリングハイライト(本募集において訴求するポイント)

本投資法人のオファリングハイライト(本募集において訴求するポイント)は、以下のとおりです。

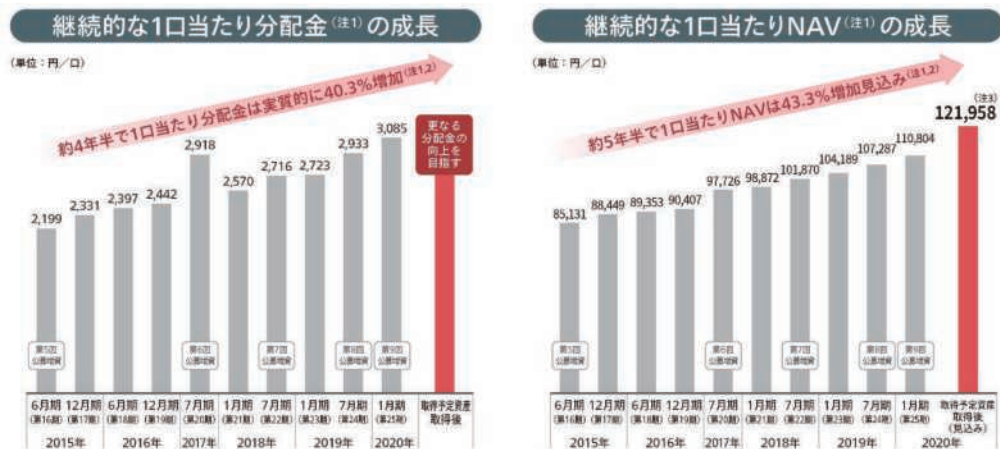
- (イ) 継続的な投資主価値の向上
- (ロ) 独自のCRE提案による収益性の高い物件の取得
- (ハ) 安定性と成長ポテンシャルを兼ね備えた物件取得

(イ) オファリングハイライト1: 継続的な投資主価値の向上

本投資法人は、取得予定資産を含め、収益性及び安定性の向上に資する資産の取得により、引き続きポートフォリオの収益性及び安定性を向上させ、「継続的な投資主価値の向上」を目指します。

1口当たり分配金(注1)については、過去約4年半(第16期から第25期)で実質的に40.3%(注2)増加しており、また、1口当たりNAV(注1)については、過去約5年半(第16期から取得予定資産取得後)で43.3%(注2)の増加となる見込みであり、取得予定資産取得後の1口当たりNAVは、121,958円となる見込みです(注3)。

■ 継続的な外部成長を通じて1口当たり分配金と1口当たりNAVの着実な成長を目指す



- (注1) 2018年2月1日付で投資口1口当たり4口の割合による投資口の分割を実施したため、2015年6月期(第16期)から2018年1月期(第21期)までについては各期の1口当たり分配金及び1口当たりNAVを4で除し小数点以下を切り捨てた数値を前提としています。以下同じです。
- (注2) 1口当たり分配金の増加率は、2015年6月期(第16期)の1口当たり分配金と2020年1月期(第25期)の1口当たり分配金の差額に基づき、1口当たりNAVの増加率は、2015年6月期末(第16期末)時点の1口当たりNAVと取得予定資産取得後の1口当たりNAV(見込み)との差額に基づき、それぞれ算出しています。
- (注3) 取得予定資産取得後の1口当たりNAV(見込み)の算出方法については、後記「④ Portfolio Growth:本募集を通じて実現する「継続的な投資主価値の向上」と「更なる安定性の向上」(イ)継続的な投資主価値の向上に資する物件の取得を実現」をご参照ください。

(ロ) オファリングハイライト2: 独自のCRE提案による収益性の高い物件の取得

本投資法人は、独自のCRE提案型取得手法を通じて(i)物件取得実績を積み上げることにより、(ii)CRE提案における実績・ノウハウを蓄積し、(iii)CRE提案による物件取得を通じて積み上げた実績・ノウハウを、更に次の取得機会へと活かすという好循環を実現できると考えています。本投資法人は、このようなこれまでのCRE戦略を更に進化させた戦略(以下「CRE Beyond」といいます。)により、本投資法人の外部成長における競争優位性を更に高めることができると考えています。

本投資法人は、本資産運用会社の卓越した「案件獲得能力(オリジネーション力)」を通して、一般事業会社に対し、ROE(Return on Equity)(注1)向上に寄与する様々なCRE提案を行っており、蓄積された実績・ノウハウを活かした独自のCRE提案により、収益性の高い資産の取得を継続しています。

なお、第7回公募増資時取得資産、第8回公募増資時取得資産、第9回公募増資時取得資産(注2)及び取得予定資産の取得時平均NOI利回り(注3)はいずれも5.0%を上回り、また平均賃貸借契約期間(注4)はいずれも10年を上回っていること等に照らし、CRE提案を通じて取得する資産は収益性、継続性及び汎用性に優れ、これらの資産の取得は投資主価値の向上に資するものと、本投資法人は考えています。

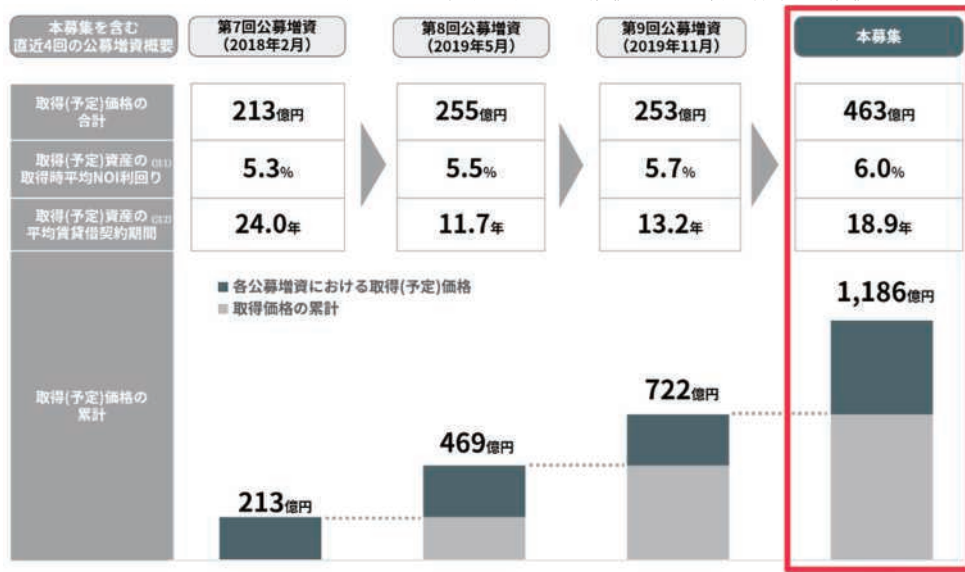
(注1) 「ROE(Return on Equity)」とは、企業の自己資本(株主資本)に対する当期純利益の割合をいいます。ROEは、企業が株主から集めた資本をどれだけ効率的に使用して利益をあげているのかを示す指標とされています。以下同じです。

(注2) 「第7回公募増資時取得資産」とは、第7回公募増資による手取金を取得資金に充当した、IIF 厚木マニファクチュアリングセンター(底地)、IIF 戸塚マニファクチュアリングセンター(底地)、IIF 広島マニファクチュアリングセンター(底地)、IIF 神戸西ロジスティクスセンター(底地)、IIF 常陸那珂港ロジスティクスセンター(底地)、IIF 郡山ロジスティクスセンター、IIF 札幌ロジスティクスセンター、IIF 板橋ロジスティクスセンター(準共有持分40%)、IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターI(準共有持分25%)及びIIF 大阪住之江ロジスティクスセンターII(準共有持分25%)の10物件を総称しています。「第8回公募増資時取得資産」とは、第7回公募増資以降第8回公募増資までに取得したIIF つくばマニファクチュアリングセンター(底地)並びに第8回公募増資による手取金を取得資金に充当した、IIF 兵庫たつのロジスティクスセンター、IIF 昭島ロジスティクスセンター、IIF 新川崎 R&D センター、IIF 市川フードプロセスセンター及びIIF 岐阜各務原マニファクチュアリングセンター(底地)の6物件を総称しています。「第9回公募増資時取得資産」とは、第9回公募増資による手取金を取得資金に充当した、IIF 厚木マニファクチュアリングセンター(建物)、IIF 横浜都筑 R&D センター、IIF 岡崎マニファクチュアリングセンター(底地)、IIF 岐阜各務原ロジスティクスセンター及びIIF 広島西風新都ロジスティクスセンターの5物件を総称しています。以下同じです。

(注3) 「取得時平均 NOI 利回り」は、第7回公募増資時取得資産、第8回公募増資時取得資産、第9回公募増資時取得資産及び取得予定資産それぞれの平均 NOI 利回りを、各資産の取得に際して取得した鑑定評価書(取得予定資産に係る鑑定評価書については2020年6月1日を価格時点とする鑑定評価書をいい、以下「取得時鑑定評価書」ということがあります。)に記載された DCF 法における初年度の運営純収益(特殊要因がある場合等には2年目以降で特殊要因の影響が存在しない年度の運営純収益)を使用して算出しており、本投資法人の取得後の実績値とは異なります。以下同じです。

(注4) 「平均賃貸借契約期間」は、第7回公募増資時取得資産、第8回公募増資時取得資産及び第9回公募増資時取得資産については、各取得資産の取得日において効力を有する各取得資産に係る賃貸借契約書上の賃貸借開始日から賃貸借終了日までの期間を、取得予定資産については、取得予定資産取得後において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書上の賃貸借開始日から賃貸借終了日までの期間を、それぞれ年間賃料に基づき加重平均して算出しています。以下同じです。

＜高い収益性と安定性を有する資産を継続して取得～成長の継続～＞



■ インプライド・キャップレートを大きく上回る利回りでの資産取得を継続～収益性の追求～

本投資法人は、CRE提案を通じて、「資本市場の投資家から見た保有資産の期待NOI利回り」と位置付けることができるインプライド・キャップレート(注1)が低下する中においても、収益性の優れた資産の取得を妥協なく追求してきました。

投資口価格の上昇により、第7回公募増資時には4.5%であった本投資法人のインプライド・キャップレートは、本募集前において3.5%となっている一方で、本募集における取得予定資産の平均NOI利回りは6.0%と、第7回公募増資時取得資産の取得時平均NOI利回りを上回る水準となっており、ポジティブスプレッド(注2)は拡大する見込みです。公募増資にあたって、高いポジティブスプレッドでの資産の取得を行うことにより、投資口1口当たりの分配金水準の向上を期待することができると、本投資法人は考えています。

(注1) 「インプライド・キャップレート」とは、「時価総額*+有利子負債*+預り敷金・保証金*ー現預金*」を投資法人の「保有資産の資産価値総額」とみなし、その資産価値に基づいて平均NOI利回りを算出した指標です。

インプライド・キャップレートは、以下の計算式により求めています。

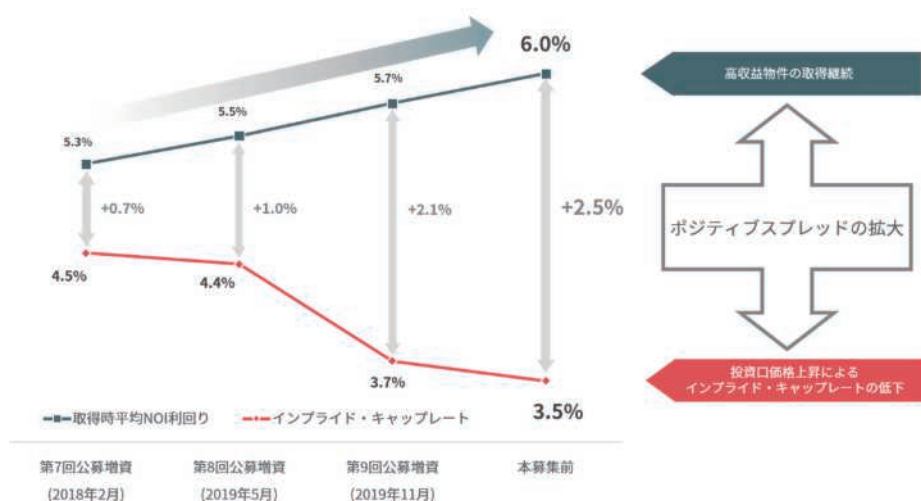
$$\text{インプライド・キャップレート} = \text{本投資法人が保有する資産の年間 NOI} \div (\text{時価総額} * + \text{有利子負債} * + \text{預り敷金} \cdot \text{保証金} * - \text{現預金} *)$$

本投資法人の各公募増資時のインプライド・キャップレートは、各公募増資の発行価格等決定日を基準日としています。これに対し、「本募集前」のインプライド・キャップレートは、2020年7月10日を基準日としていますが、本募集の発行価格等決定日を基準日とした場合のインプライド・キャップレートと一致する保証はなく、実際のインプライド・キャップレートの数値とは異なる可能性があります。したがって、本募集において、ポジティブスプレッドが生じる保証もありません。

*各数値の算出にあたっては、インプライド・キャップレートの各基準日における投資口価格及び発行済投資口数、並びに、当該各基準日に属する計算期間の公表済みの直前計算期間における実績 NOI 並びに当該計算期間の末日における有利子負債、預り敷金・保証金及び現預金（当該直前計算期間に限り当該数値が存在しない場合には、基準日に属する計算期間における実績 NOI 並びに当該計算期間の末日における発行済投資口数、有利子負債、預り敷金・保証金及び現預金）を使用しています。

(注2) 「ポジティブスプレッド」とは、「第7回公募増資」、「第8回公募増資」及び「第9回公募増資」については、第7回公募増資時取得資産、第8回公募増資時取得資産及び第9回公募増資時取得資産の取得時平均 NOI 利回りから、各公募増資時のインプライド・キャップレートを控除した数値が、「本募集前」については、取得予定資産の平均 NOI 利回りから、2020年7月10日時点のインプライド・キャップレートを控除した数値が、正である場合の当該数値をいいます。なお、上記(注1)に記載のとおり、本募集においてポジティブスプレッドが生じる保証はなく、ポジティブスプレッドが今後拡大する保証もありません。

本投資法人における公募増資時の取得(予定)資産の取得時平均NOI利回り^(注)とインプライド・キャップレートのスプレッドの推移



(注) 各公募増資及び本募集における取得(予定)資産の取得時平均 NOI 利回りは、取得時鑑定評価書に基づいて算出しており、本投資法人の取得後の実績値とは異なります。

(ハ) オファリングハイライト 3：安定性と成長ポテンシャルを兼ね備えた物件取得

■ 長期賃貸借契約に裏付けられた高い安定性を確保すると共に、中長期的には収益向上の機会も存在する物件を取得

IIF湘南ヘルススイノベーションパーク（準共有持分60%）及びIIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）については、工場・研究開発施設等としての高い汎用性や高い継続性に着目すると同時に、中長期的な賃料アップの可能性にも着目し、本投資法人独自のCRE提案を通じて取得する予定です。

IIF湘南ヘルススイノベーションパーク（準共有持分60%）は、武田薬品工業株式会社の大規模研究開発施設であり、総賃貸可能面積全体の約9割について同社と長期賃貸借契約（契約期間20年/解約不可期間5年）を締結することで高い安定性を確保しています。取得時点においては、武田薬品工業株式会社がマスターレシーとして複数のエンドテナントに施設の一部を転貸しており、中長期的に、マスターリース契約から武田薬品工業株式会社他エンドテナントとの直接契約への移行が実現した場合には（注1）、現在空室となっている区画（注2）につきリースアップすることと併せて、将来的な賃料アップが期待できると、本投資法人は考えています。すなわち、将来的に、直接契約に移行した上で稼働率を高めることにより、本物件から得られる賃料収入の最大化を図ることが可能になると、本投資法人は考えています。

また、IIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）は、株式会社三井E&Sホールディングスと長期の事業用借地権設定契約（契約期間10年（A区画）及び23年（B区画）。いずれの区画も解約不可期間有り。）を締結することで高い安定性を確保しています。三井E&Sグループ（株式会社三井E&Sホールディングス及びその連結子会社をいいます。以下同じです。）は大手総合商社や大手インフラ会社と合弁会社を設立し、本物件（B区画）内にバイオマス発電所を建設中であり、長期的な安定利用が期待できます。一方で、本物件（A区画）については現テナントが造船区画として使用しており中期的な利用が期待できる一方、解約不可期間終了後には解約可能となっています。しかしながら、本物件は高速道路へのアクセスも良く、広大な整形地でもあり、工場以外にも物流施設等の産業用途に活用可能であることに加え、本物件（A区画）の借地料は想定市場賃料（注3）と比較し低廉なものとなっていることから、将来的に、本投資法人の負担による道路形成を含めた用途転用工事を行った上で、本物件（A区画）のテナントをリテナントすることにより、更なる収益性向上も期待できる資産であると考えています。

このように、本投資法人は、継続性や安定性を確保しつつも、将来的なアップサイドポテンシャルを有する資産を独自のCRE提案により取得することで、ポートフォリオの安定性、資産価値及び収益性の向上を目指します。

- (注1) IIF湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分60%）に係る賃貸借契約において、2026年4月以降、武田薬品工業株式会社が転貸している部分を含む一部の区画について、同社の指定に基づき当該賃貸借契約を一部解約できる旨が定められているため、かかる解約がなされた場合には、解約部分について、武田薬品工業株式会社他、エンドテナントとの直接契約に移行することが可能です。もっとも、かかる解約が実現する保証はなく、かつ、本投資法人が解約権を有するわけではないため、必ずしもエンドテナントとの直接契約への移行が実現するとは限りません。以下同じです。
- (注2) 後記「2 投資対象 (2) 個別物件の概要 ⑦ 取得予定資産 F-22 IIF湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分60%）＜武田薬品工業株式会社との長期賃貸借契約に裏付けられた高い安定性を確保すると共に、中長期的には収益向上の機会も存在＞」に記載の空き区画を意味します。
- (注3) 詳細については、後記「2 投資対象 (2) 個別物件の概要 ⑦ 取得予定資産 F-23 IIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）・A区画の賃料単価と想定市場賃料」をご参照ください。

② 高い安定性と内部成長余地を有する既存ポートフォリオ

■ 賃貸借契約満了等の機会を捉え、既存物件の収益性は着実に向上～着実な内部成長～

本投資法人は、長期安定的なポートフォリオを基盤としつつ、良好なテナントリレーションと物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設（以下「産業用不動産」と総称します。）（注）の豊富な運用ノウハウを活用し、既存物件における賃貸借契約期間の満了や賃料の改定時期を捉え、内部成長による既存物件の収益性向上を着実に実行していきます。

IIF越谷ロジスティクスセンターについては、旧契約満了に伴い、2019年11月13日に既存テナントとの間で新規定期建物賃貸借契約を締結しており、NOI利回りは、現行の7.0%（2020年1月期末時点・実績ベース）から2021年1月の新契約開始後は7.7%（鑑定ベース）となる見込みであり、マーケット賃料を踏まえ、賃料アップを実現しています。

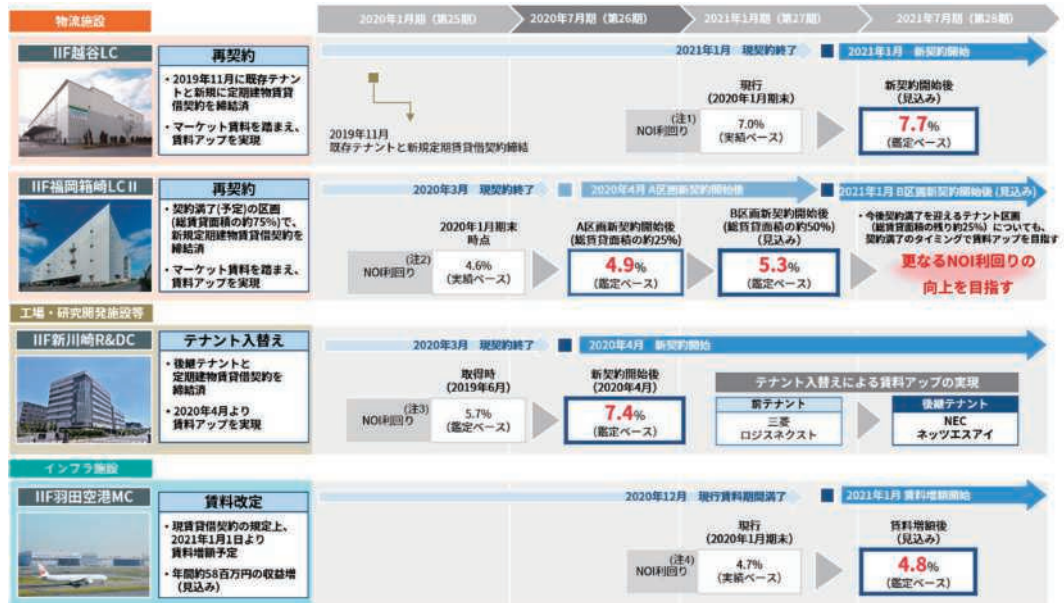
IIF福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡについては、増築棟の開発やマーケットを捉えた賃料アップの実現を通じ、大幅に収益性が向上しました。2017年2月の準共有持分60%の取得時のNOI利回りは4.4%（鑑定ベース）でしたが、その後、2018年2月の準共有持分40%及び同年3月の増築棟のより高い利回りによる追加取得により2020年1月期末時点において4.6%（実績ベース）まで向上し、更に、A区画（総賃貸面積の約25%）について、2020年7月期に賃貸借契約期間が満了を迎えた日本通運株式会社との間で新規定期建物賃貸借契約を締結し、マーケット賃料を踏まえ、賃料アップを実現しています。これによって、2020年4月の新契約開始後のNOI利回りは4.9%（鑑定ベース）まで向上しました。更に、B区画（総賃貸面積の約50%）について、2021年1月からは、同区画の既存テナントと締結済みである新規定期建物賃貸借契約に基づき賃料アップが実現する予定であり、新契約開始後のNOI利回りは5.3%（鑑定ベース）まで向上する見込みです。本投資法人は、今後賃貸借契約期間満了を迎えるテナント区画（総賃貸面積の残り約25%）についても、契約満了のタイミングでの賃料アップを目指し、更なるNOI利回りの向上を目指します。

IIF新川崎R&Dセンターについては、研究開発施設としての高い汎用性及び賃料アップの可能性に着目し、本投資法人が2019年6月にCRE提案を通じて取得しましたが、本投資法人取得前の2018年12月に、後継テナントであるNECネットエスアイ株式会社との間で締結した2020年4月1日を契約開始日とする新規定期建物賃貸借契約より、テナント入替えによる賃料アップを実現しています。取得時に5.7%（2019年6月取得時点・鑑定ベース）であった本物件のNOI利回りは、新契約開始後は7.4%（2020年4月時点・鑑定ベース）となりました。

インフラ施設であるIIF羽田空港メインテナンスセンターについては、現賃貸借契約の規定上、2021年1月1日より賃料増額が予定されており、年間約58百万円の収益増が見込まれ、NOI利回りは現行の4.7%（2020年1月期末時点・実績ベース）から賃料増額後は鑑定ベースで4.8%となる見込みです。

(注) 「物流施設」とは、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいい、「工場・研究開発施設」とは、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいい、「インフラ施設」とは、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいい、データセンターとは、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちサーバ、データ通信機器等を設置、運用する施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下同じです。

＜主な内部成長事例＞



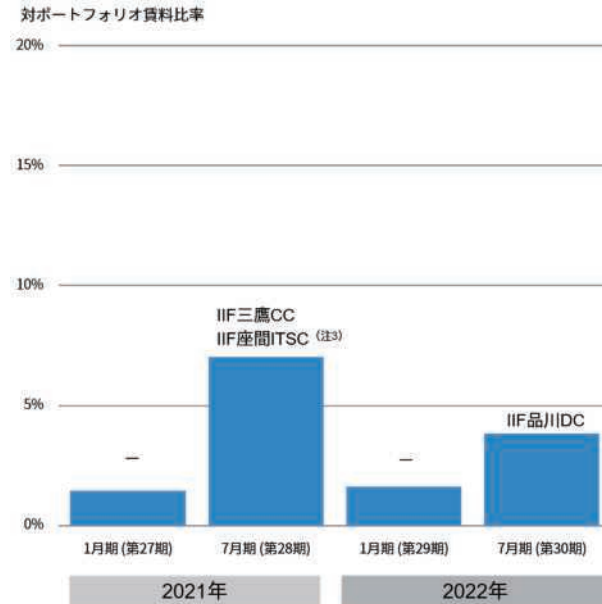
- (注1) 「現行（2020年1月期末）」のNOI利回りについては、2019年7月期（第24期）及び2020年1月期（第25期）の実績値を基に、一時的な支出要因（仲介手数料等）を調整した数値を使用し、「新契約開始後（見込み）」のNOI利回りについては、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における2年目の運営純収益を使用し、それぞれ算出しています。
- (注2) 「2020年1月期末時点」のNOI利回りについては、2019年7月期（第24期）及び2020年1月期（第25期）の実績値を基に、一時的な支出要因（仲介手数料等）を調整した数値を使用し、「A区画新契約開始後（総賃貸面積の約25%）」のNOI利回りについては、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における2年目の運営純収益を基に、A区画以外の賃料をDCF法における初年度の賃料に置き換えた数値を使用して算出した数値を使用し、「B区画新契約開始後（総賃貸面積の約50%）」（見込み）のNOI利回りについては、上記「A区画新契約開始後（総賃貸面積の約25%）」において算出した数値を基に、B区画につき締結済みの新規定期建物賃貸借契約に基づく賃料設定に修正した数値を使用し、それぞれ算出しています。
- (注3) 「取得時（2019年6月）」のNOI利回りについては、2019年4月1日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における初年度の運営純収益を使用し、「新契約開始後（2020年4月）」のNOI利回りについては、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における2年目の運営純収益を使用し、それぞれ算出しています。
- (注4) 「現行（2020年1月期末）」のNOI利回りについては、2019年7月期（第24期）及び2020年1月期（第25期）の実績値を基に、一時的な支出要因（仲介手数料等）を調整した数値を使用し、「賃料増額後（見込み）」のNOI利回りについては、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における2年目の運営純収益を使用し、それぞれ算出しています。
- (注5) 「LC」はロジスティクスセンター、「CC」はカードセンター、「R&DC」はR&Dセンター、「ITSC」はITソリューションセンター、「DC」はデータセンター、「MC」はメインテナンスセンターの略称です。以下同じです。

■ 契約期間満了時期と賃料改定時期の分散状況～高い安定性～

◆ 賃貸借契約の満了時期や賃料の改定時期を捉え、賃料アップを追求

本投資法人は、長期安定的なポートフォリオを基盤としつつ、良好なテナントリレーションと産業用不動産の豊富な運用ノウハウを活用し、賃貸借契約の満了時期や賃料の改定時期を捉え、内部成長による賃料アップを追求していきます。

<今後2年で期間満了を迎える賃貸借契約の分散状況（年間賃料ベース）（注1）（注2）>

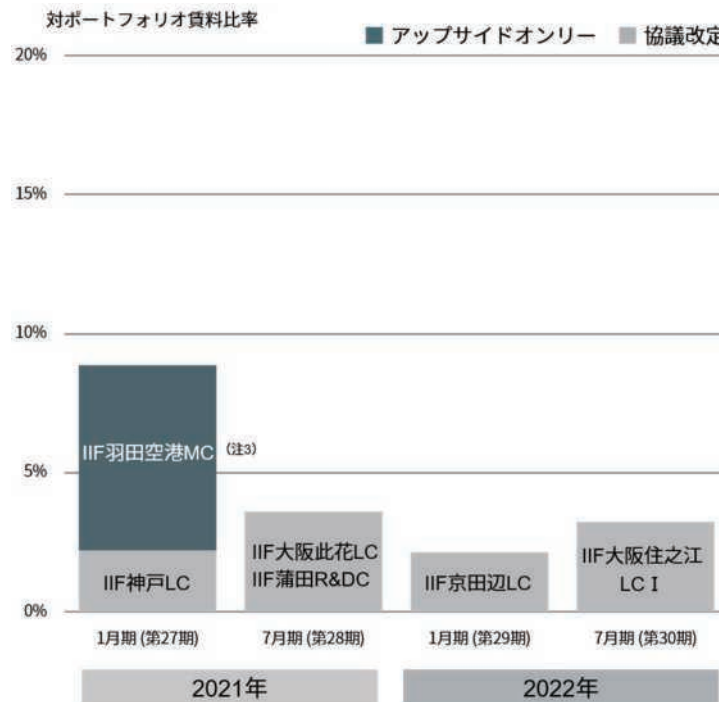


(注1) 対ポートフォリオ賃料比率が1.0%以上のテナントが入居する物件名のみを記載しています。また、「対ポートフォリオ賃料比率」は、2020年10月5日時点の本投資法人のポートフォリオ全体に係る年間賃料合計に占める比率を記載しています。なお、「年間賃料」の算出方法については、後記「2 投資対象 (3) 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要 ② テナントとの契約状況」をご参照ください。以下同じです。

(注2) 物件名については、賃借人から開示の同意を得られている物件のみ記載しています。

(注3) IIF 座間 ITSC に関しては、2020年7月8日付で、契約期間を2021年7月26日から2026年7月25日までとする期間5年の新規定期建物賃貸借契約を現テナントと締結済みです。

<今後2年で賃料の改定時期を迎える物件（年間賃料ベース）（注1）（注2）>



(注1) 対ポートフォリオ賃料比率が1.0%以上のテナントが入居する物件名のみを記載しています。

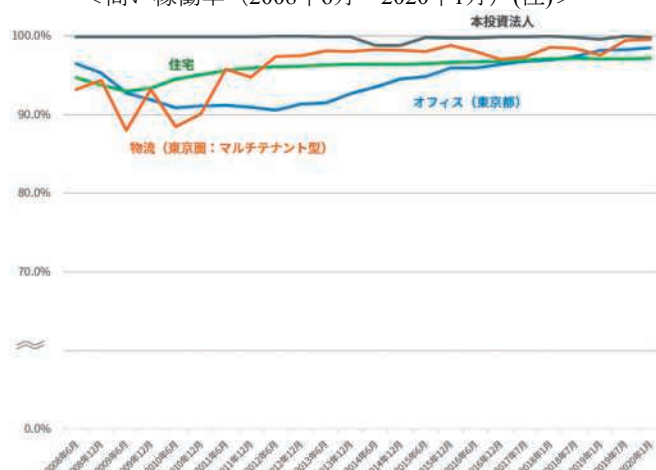
(注2) 物件名については、賃借人から開示の同意を得られている物件のみ記載しています。

(注3) IIF 羽田空港メンテナンスセンターについては、賃貸借契約上、2021年1月1日より年間賃料が1,888百万円から1,946百万円に増額される旨が規定されており、かかる賃料の変更時期を「改定時期」として記載しています。

■ 長期間に亘って高い稼働率と安定した賃料のトラックレコードを継続～高い安定性～

本投資法人は、長期間に亘って高い稼働率を維持しており、本投資法人の保有する物流施設の稼働率は、東京圏におけるマルチテナント型物流施設の平均と比較しても高い水準を誇っています。賃料収入についても、2008年6月以降安定して推移しており、今後も安定した水準を維持していく見込みです。

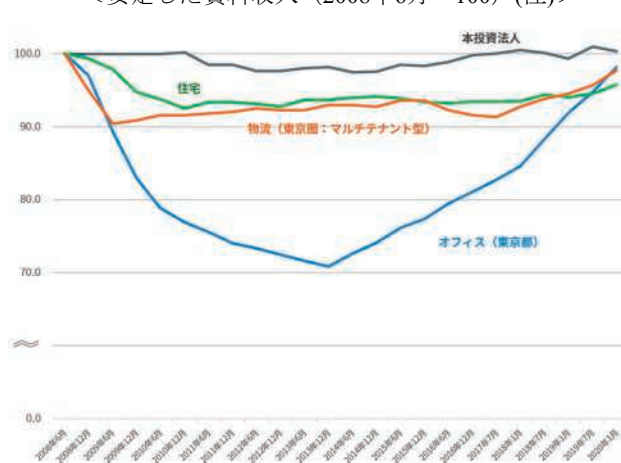
<高い稼働率（2008年6月～2020年1月）（注）>



（出所）「物流（東京圏：マルチテナント型）」についてはCBRE「CREIS Japan」、「オフィス（東京都）」については三鬼商事株式会社「オフィスデータ」、「住宅」については一般社団法人不動産証券化協会「ARES Japan Property Index AJPI Data book」を基に本資産運用会社が作成

（注）「本投資法人」については、各決算期末時点における本投資法人の保有資産の稼働率について、「稼働率＝総賃貸面積÷総賃貸可能面積」として、賃貸面積ベースで加重平均して算出しています。「物流（東京圏：マルチテナント型）」は、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県に所在し、延床面積10,000 坪以上、かつ、原則として、開発当時において複数テナント利用を前提として企画・設計された施設の稼働率を記載しています。「オフィス（東京都）」は、千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区内に所在する基準階面積100坪以上の主要貸事務所ビルの稼働率を記載しています。「住宅」は、国内不動産私募ファンド（コア型等）が保有する住宅不動産と公表されているJ-REITの保有する住宅不動産の稼働率を記載しています。

<安定した賃料収入（2008年6月＝100）（注）>



（出所）「物流（東京圏：マルチテナント型）」についてはCBRE「CREIS Japan」、「オフィス（東京都）」については三鬼商事株式会社「オフィスデータ」、「住宅」については一般社団法人不動産証券化協会「ARES Japan Property Index AJPI Data book」を基に本資産運用会社が作成

（注）「本投資法人」については、各決算期末時点における本投資法人の保有資産の取得時賃料を100とした指数を、各決算期末時点の保有資産にかかる賃料で加重平均して算出しています。「物流（東京圏・マルチテナント型）」は、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県に所在し、延床面積10,000 坪以上、かつ、原則として、開発当時において複数テナント利用を前提として企画・設計された施設の平均を、「オフィス（東京都）」は千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区内に所在する基準階面積100坪以上の主要貸事務所ビルの平均を、「住宅」は国内不動産私募ファンド（コア型等）が保有する住宅不動産と公表されているJ-REITの保有する住宅不動産の募集賃料の平均を、それぞれ2008年6月の数値を100として相対的に計算しています。

■ 一貫した「長期安定的なポートフォリオの構築方針」を継続～高い安定性～

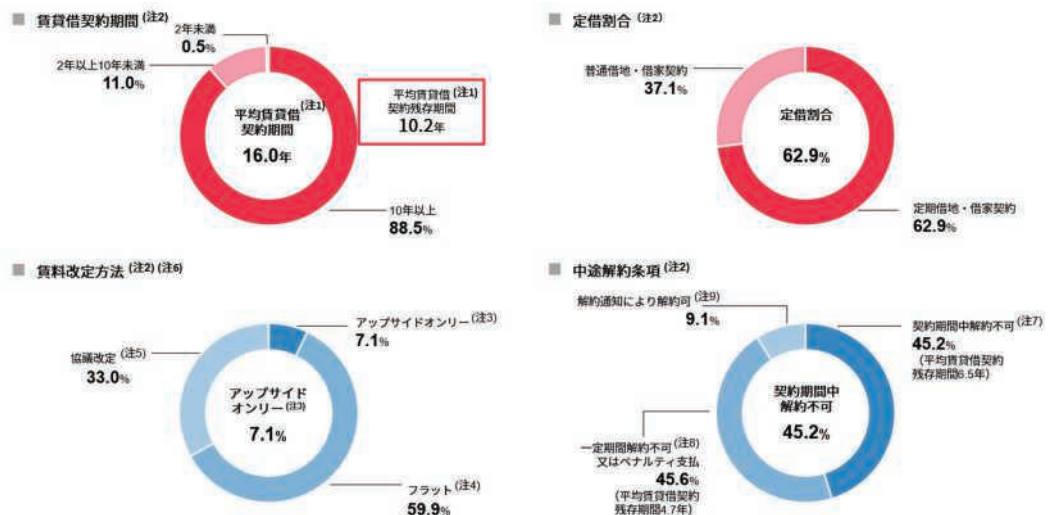
本投資法人は、入居テナントにとって重要な拠点である資産に重点的に投資することによりテナントと長期の賃貸借契約を締結し、安定したキャッシュフローを生み出すポートフォリオを構築していく方針です。取得予定資産取得後のポートフォリオにおける平均賃貸借契約期間(注1)は16.0年、平均賃貸借契約残存期間(注1)は10.2年となります。特に、賃貸借契約期間については、10年以上の契約割合(注2)が88.5%を占めるなど、長期の契約期間を有する賃貸借契約が多いことが、本投資法人の特徴として挙げられます。

加えて、取得予定資産取得後のポートフォリオにおける定期借地・借家契約の割合（以下「定借割合」といいます。）は、年間賃料ベースで62.9%となり、長期賃貸借契約と共に定借割合を増加させることで、保有資産から安定的なキャッシュフローを生み出すことが期待されます。

また、長期賃貸借契約又は定期借地・借家契約の安定性を担保すべく、契約期間中の中途解約を一切不可としている契約及び中途解約時の違約金として残存期間賃料全額の支払が規定されている契約が、取得予定資産取得後のポートフォリオにおける年間賃料ベースで45.2%あるほか、一定期間内の中途解約を不可としている契約及び一定期間内の中途解約に際しペナルティの支払を要求している契約が年間賃料ベースで45.6%あります。

本投資法人は、賃貸借契約の締結に際し上記のような取組みを行っていることに加え、テナントの財務状況や信用力にも留意したテナント選定を行うことにより、更なる安定性の確保に努めています。更に、賃貸借契約における賃料改定に関しては一般的に様々な条項がありますが、取得予定資産取得後のポートフォリオにおけるアップサイドオンリー(注3)型賃料形態の割合が年間賃料ベースで7.1%となっており、契約期間が長期安定しているのみならず、将来の賃料アップを追求できる点が、本投資法人の強みとなっています。

＜長期安定的な賃貸借契約で構成されるポートフォリオ（取得予定資産取得後）＞



- (注1) 「平均賃貸借契約期間」及び「平均賃貸借契約残存期間」は、年間賃料に基づき加重平均しています。「平均賃貸借契約期間」は、取得予定資産取得後において効力を有する予定の、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された賃貸借契約期間に基づき算出しています。「平均賃貸借契約残存期間」は、取得予定資産取得後から、当該各賃貸借契約書に表示された賃貸借契約満了日までの期間に基づき算出しています。以下同じです。
- (注2) 「賃貸借契約期間」、「定借割合」、「賃料改定方法」及び「中途解約条項」の各割合は、上記(注1)記載の賃貸借契約に基づく年間賃料及び賃貸借契約に定められた賃貸条件をベースに算出した、取得予定資産取得後の数値です。本書の日付現在から取得予定資産取得後までの間に契約期間が満了する契約については、テナントから解約の意向が示されている等の場合を除き、同一条件で更新されることを前提としています。
- (注3) 「アップサイドオンリー」とは、賃料に関して一定期間毎に自動増額改定がされる旨、又は増額改定についてのみ協議が可能である旨が規定されている賃貸借契約をいいます。
- (注4) 「フラット」とは、取得（予定）日以降、契約期間満了日まで若しくは10年以上賃料改定を行わない旨規定されている契約、又は原則的には賃料改定がないものとされている賃貸借契約をいいます。
- (注5) 「協議改定」とは、上記(注3)及び(注4)以外の賃貸借契約であり、賃料改定については主に協議によると定められている契約をいいます。
- (注6) 定期建物賃貸借契約を締結し、賃貸借契約において賃料（地代）減額請求権を排除する旨を明記している場合を除き、賃貸借契約の条項によっても、借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）に基づく賃借人の賃料（地代）減額請求権を排除することはできません。詳細については、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 ⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク (ロ) 賃貸借契約に関するリスク d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク」をご参照ください。

- (注7)「契約期間中解約不可」とは、賃貸借契約において、契約期間中の中途解約が一切不可と規定されている契約及び中途解約時の違約金として残存期間賃料全額の支払が規定されている契約をいいます。ただし、これらの契約については、裁判所によって所定の金額から減額され、又はかかる条項の効力が否定される可能性があります。詳細については、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 ⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク (ロ) 賃貸借契約に関するリスク a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク」をご参照ください。後記(注8)についても同様です。
- (注8)「一定期間解約不可」とは、賃貸借契約において、一定期間の賃料若しくは違約金を支払わなければ中途解約できない旨が定められている場合、又は中途解約を行う際に事前通知が必要とされており、その結果、賃借人が中途解約までに一定期間の賃料を支払うことが必要となる契約をいいます。
- (注9)「解約通知により解約可」とは、賃貸借契約において、事前通知での解約予告により解約が可能と規定されている契約をいいます。

③ 取得予定資産ハイライト

(イ) 取得予定資産ハイライト

本投資法人は、取得予定資産として、独自のCRE提案による高い「案件獲得能力（オリジネーション力）」を活かし、収益性、継続性及び汎用性の高い資産を取得する予定です。本募集におけるCRE提案による大型のライフサイエンスパークの取得を含む、収益性、継続性及び汎用性に優れた資産の取得を継続します。

<取得予定資産一覧>

取得 手法	物件名称	売主(注 2)	テナント(注 3)	含み益(注 4)		収益性		安定性			
				取得予定 価格 (百万円)	鑑定 評価額 (百万円)	NOI 利回り (%) (注 4)	償却後 NOI 利回り (%) (注 4)	稼働率 (注 7)	賃貸借 契約期間 (注 8) (契約形 態) (注 9)	賃貸借契約 残存期間 (2020 年 10 月 5 日 時点) (注 11)	中途解約/ 賃料改定 (注 12)
				含み益 (百万円) (含み益率) (注 4)							
C R E 提 案 型	IIF 湘南ヘルス イノベーション パーク (準共有持分 60%) (注 1)	武田薬品工業 株式会社	武田薬品工業 株式会社	23,100	25,680	6.5 (追加改 修工事実 施後： 6.2) (注 5)	5.1 (追加改 修工事実 施後： 4.8) (注 5)	100.0%	20.0 年 (普通借) (注 10)	20.0 年 (注 10)	5 年間不可/ 不可 (注 10)(注 13)
				2,580 (+11.2%)							
	IIF 市原マニユ ファクチュア リングセンター (底地)	国内事業会社	株式会社 三井 E&S ホール ディングス	15,910	18,230	5.7	5.7	100.0%	(A 区画) 10.0 年 (定借) (B 区画) 23.0 年 (定借)	(A 区画) 9.5 年 (B 区画) 22.5 年	(A 区画) 解約不可期間 有り(注 14)/ 不可 (B 区画) 解約不可期間 有り(注 14)/ 不可
				+2,320 (+14.6%)							
	IIF 湘南 ロジスティクス センター	戸田建設 株式会社	株式会社 スズケン	7,380	8,200	4.9	4.2	100.0%	20.0 年 (定借)	9.2 年	原則不可/ 原則不可
				+820 (+11.1%)							
合計又は平均				46,390	52,110	6.0 (追加改 修工事実 施後： 5.8) (注 6)	5.2 (追加改 修工事実 施後： 5.0) (注 6)	100.0% (注 7)	18.9 年 (注 8)	18.1 年 (注 11)	—
				+5,720 (+12.3%) (注 6)							

- (注 1) IIF 湘南ヘルスインノベーションパーク（準共有持分 60%）のうち、準共有持分 3%については 2020 年 6 月 12 日付で、準共有持分 57%については 2020 年 7 月 27 日付で、それぞれ売買契約を締結済みです。以下同じです。
- (注 2) 取得に関してブリッジ機能を利用しているため、ブリッジ先ではなく元の売主を売主として記載しています。なお、ブリッジ先は全て同じ国内事業会社です。また、売主又はブリッジ先より開示について承諾が得られていない場合には、国内事業会社と記載しています。以下同じです。
- (注 3) 主要なテナントのみを記載しています。
- (注 4) 取得予定資産における「含み益」とは、取得時鑑定評価書に記載の鑑定評価額と取得予定価格との差額をいいます。以下同じです。なお、必ずこの含み益が実現する保証はないことにご留意ください。
取得予定資産の「含み益率」、「NOI 利回り」及び「償却後 NOI 利回り」は、以下の計算式により求めています。以下同じです。

$$\text{含み益率} = \text{含み益} \div \text{取得予定価格}$$

$$\text{NOI 利回り} = \text{NOI} \div \text{取得予定価格}$$

$$\text{償却後 NOI 利回り} = (\text{NOI} - \text{減価償却費}) \div \text{取得予定価格}$$
* NOI の計算には、別途注記する場合を除き、取得予定資産に係る鑑定評価書については取得時鑑定評価書に記載された DCF 法における初年度の運営純収益（特殊要因がある場合等には 2 年目以降で特殊要因の影響が存在しない年度の運営純収益）を使用しています。
**減価償却費は、取得予定資産についても本投資法人の他の保有資産と同じく、耐用年数に応じた定額法の償却率により計算した想定額を用いています。以下同じです。
取得予定資産の（償却後）NOI 利回りは、取得時鑑定評価書に基づいて算出しており、本投資法人の取得後の実績値とは異なります。
- (注 5) 追加改修工事実施後の利回りの計算においては、取得予定価格に本投資法人が取得後に負担予定の追加改修工事想定金額 12 億円（本物件全体に係る追加改修工事想定金額 20 億円に本投資法人が取得予定の準共有持分割合 60%を乗じた数値）を加算し、計算しています。また、追加改修工事実施後の償却後 NOI 利回りの計算においては、本投資法人が負担予定の追加改修工事想定金額 12 億円により増加する見込みの想定減価償却費を加算し、求めています。なお、かかる追加改修工事想定金額は本書の日付現在における見込み値であり、今後変動する可能性があります。追加改修工事の詳細については、後記「2 投資対象 (2) 個別物件の概要 ⑦ 取得予定資産 F-22 IIF 湘南ヘルスインノベーションパーク（準共有持分 60%）」をご参照ください。
- (注 6) 取得予定資産の「平均含み益率」、「平均 NOI 利回り」及び「平均償却後 NOI 利回り」は、以下の計算式により求めています。以下同じです。

$$\text{平均含み益率} = \text{含み益の合計} \div \text{取得予定価格の合計}$$

$$\text{平均 NOI 利回り} = \text{NOI の合計} \div \text{取得予定価格の合計}$$

$$\text{平均償却後 NOI 利回り} = (\text{NOI の合計} - \text{減価償却費の合計}) \div \text{取得予定価格の合計}$$
なお、取得予定資産の平均（償却後）NOI 利回りは、取得時鑑定評価書に基づいて算出しており、本投資法人の取得後の実績値とは異なります。
また、「平均 NOI 利回り」及び「平均償却後 NOI 利回り」については、IIF 湘南ヘルスインノベーションパーク（準共有持分 60%）における追加改修工事実施後の利回りを考慮した数値を括弧書きで記載しています。
- (注 7) 「稼働率」は、総賃貸可能面積（各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（使用貸借面積を含みます。以下同じです。）に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積（使用貸借面積を含みます。以下同じです。）及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積）に対して総賃貸面積が占める割合を記載しています。また、「平均稼働率」は、総賃貸可能面積の合計に対して総賃貸面積の合計が占める割合を記載しています。以下同じです。
- (注 8) 「賃貸借契約期間」は、取得予定資産取得後において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書上の賃貸借開始日から賃貸借終了日までの期間であり、取得予定資産取得後から、当該各賃貸借契約書に表示された賃貸借契約満了日までの期間（賃貸借契約残存期間）とは異なります。賃貸借契約期間の平均は、年間賃料に基づき加重平均して算出しています。以下同じです。
- (注 9) 契約形態としての「定借」とは、定期借地契約及び定期建物賃貸借契約をいい、「普通借」とは、それ以外の賃貸借契約をいい、賃貸借契約書の表題及び文言に基づき分類して記載しています。なお、契約形態については、主要なテナントとの契約に関するもののみを記載しています。
- (注 10) 主要テナントである武田薬品工業株式会社との賃貸借契約にかかる賃貸借契約期間、契約形態、賃貸借契約残存期間、中途解約及び賃料改定のみを記載しています。このため、後記「2 投資対象 (3) 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要 ② テナントとの契約状況」に記載の賃貸借契約期間、契約形態及び賃貸借契約残存期間とは算出の前提が異なります。
- (注 11) 「賃貸借契約残存期間」は、取得予定資産取得後から、取得予定資産取得後において効力を有する予定の賃貸借契約書に表示された賃貸借契約満了日までの期間を記載しています。賃貸借契約残存期間の平均は、年間賃料に基づき加重平均して算出しています。以下同じです。
- (注 12) 中途解約に関し、一定期間の賃料又は違約金を支払わなければ中途解約できない旨が賃貸借契約に定められている場合、又は賃貸借契約上、中途解約を行う際に事前通知が必要とされており、その結果、賃借人が中途解約までに一定期間の賃料を支払うことが必要となる場合には、「一定期間不可」としています。なお、賃料改定に関し、固定資産税・都市計画税の金額に連動して賃料が変動する旨の定めがある場合でも、その他の原因を理由とする改定について合意していない場合には、「不可」に含めています。以下同じです。
- (注 13) 普通建物賃貸借契約であるため、借地借家法に定める賃料減額請求権は排除されていません。以下同じです。
- (注 14) 具体的な解約不可期間については賃借人から開示について承諾を得られていないため、「解約不可期間有り」ととしています。以下同じです。

(ロ) 東京近郊の産業集積エリアに所在する3物件を全てCRE提案を通じて取得

本投資法人は、本募集を通じて、人口、製造品出荷額及び都道府県別県内総生産の観点から工場立地若しくは消費立地として有望なエリア、又は交通の要衝として高い優位性を持つエリアへの投資を行います。

取得予定資産の所在地は、以下のとおりであり、いずれも東京近郊の産業集積エリアに所在する物件となっています。

＜取得予定資産の所在地＞



(注) (i)都道府県人口上位15位以内（出所：内閣府経済社会総合研究所「平成28年度県民経済計算について」（2019年11月29日公表））、(ii)都道府県別製造品出荷額5兆円以上（出所：総務省統計局「平成28年経済センサス活動調査」）、(iii)都道府県別県内総生産上位10位以内（出所：内閣府経済社会総合研究所「平成28年度県民経済計算について」（2019年11月29日公表））のいずれか一つにでも該当する都道府県に所在する物件については、当該物件の所在地の都道府県名を赤字にしています。

④ Portfolio Growth:本募集を通じて実現する「継続的な投資主価値の向上」と「更なる安定性の向上」

(イ) 継続的な投資主価値の向上に資する物件の取得を実現

本投資法人は、継続的な投資主価値の向上のため、これまでCRE提案を通じた物件取得を中心とする外部成長により、1口当たり分配金及び1口当たりNAVの向上を実現してきました。本投資法人は、このような1口当たり分配金及び1口当たりNAVの向上を伴う外部成長を通じて、ポートフォリオの成長(Portfolio Growth)を図っており、取得予定資産取得後においても、ポートフォリオの安定性を追求しながら、投資主価値の更なる向上を目指します。

＜ポートフォリオの安定性を追求しながら、投資主価値の更なる向上を目指す＞

a. アセット

	2020年7月27日時点		取得予定資産	CRE提案 による 継続的な 外部成長	取得予定資産 取得後 (注4)
物件数	75 物件	+	3 物件	→	78 物件
取得(予定) 価格の合計	323,566 百万円	+	46,390 百万円	→	369,956 百万円
平均 NOI 利回り	5.8%(注1)	+	6.0%	→	5.8%
平均償却後 NOI 利回り	4.8%(注2)	+	5.2%	→	4.8%
鑑定評価額に 対する含み益	+63,370 百万円(注3)	+	+5,720 百万円	→	+69,090 百万円
総テナント数	99 社	+	11 社	→	110 社

(注1) 2020年7月27日時点の本投資法人の保有資産(以下「2020年7月27日時点保有資産」といいます。)の平均NOI利回りは、以下の計算式により求めています。

平均NOI利回り=2020年7月27日時点保有資産に係るNOIの合計÷2020年7月27日時点保有資産の取得価格の合計

* NOIの合計=(不動産賃貸事業収入-不動産賃貸事業費用)の合計+減価償却費の合計

NOIの合計は、第26期取得済資産については、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における初年度の運営純収益(特殊要因がある場合等には2年目以降で特殊要因の影響が存在しない年度の運営純収益)を使用し、それ以外の資産については、第25期(2019年8月1日~2020年1月31日)の実績値を年換算して使用しています。第26期取得済資産の概要については、後記「2 投資対象 (2) 個別物件の概要 ⑥ 第26期取得済資産」をご参照ください。

(注2) 2020年7月27日時点保有資産の平均償却後NOI利回りは、以下の計算式により求めています。

平均償却後NOI利回り=2020年7月27日時点保有資産に係る償却後NOIの合計÷2020年7月27日時点保有資産の取得価格の合計

* 償却後NOIの合計=(不動産賃貸事業収入-不動産賃貸事業費用)の合計

償却後NOIの合計は、第26期取得済資産については、2020年1月31日を価格時点とする鑑定評価書に記載されたDCF法における初年度の運営純収益(特殊要因がある場合等には2年目以降で特殊要因の影響が存在しない年度の運営純収益)及び第26期(2020年2月1日~2020年7月31日)の減価償却費の見込み値を年換算したものを使用し、それ以外の資産については、第25期(2019年8月1日~2020年1月31日)の実績値を年換算して使用しています。

(注3) 2020年7月27日時点保有資産の含み益については、第26期取得済資産については2020年1月31日時点の鑑定評価額と取得価格との差額を、それ以外の資産については2020年1月期末(第25期末)時点の鑑定評価額と簿価との差額を基に算出した数値を記載しています。以下同じです。

(注4) 取得予定資産取得後の各指標は、一定の仮定の下、2020年7月27日時点保有資産に係る指標に取得予定資産に係る指標を加えて算出した本書の日付現在における見込値であり、取得予定資産取得後の実際の指標と一致するとは限りません。なお、取得予定資産取得後の平均NOI利回り及び平均償却後NOI利回りは、2020年7月27日時点保有資産及び取得予定資産に係るNOI利回り及び償却後NOI利回りを、取得(予定)価格に基づき加重平均して算出しています。取得予定資産に係るNOI利回り及び償却後NOI利回りについては、前記「③ 取得予定資産ハイライト (イ) 取得予定資産ハイライト <取得予定資産一覧>」に記載の方法により算出しています。取得予定資産の鑑定評価額及び取得予定価格については、後記「2 投資対象 (2) 個別物件の概要 ⑦ 取得予定資産」をご参照ください。

b. デット

	2020年7月27日時点 (注1)		取得予定資産取得後 (注3)
簿価 LTV	49.7%	LTV 低減を通じた更 なる安定性の向上 →	48.1%
時価 LTV (鑑定評価額ベース)	42.0%		41.1%
長期比率	100.0%	長期安定を追求する ALM (Asset Liability Management) 戦略 (注2) →	100.0%
固定比率	100.0%		100.0%
平均借入期間	9.3 年		9.2 年
平均適用金利	0.79%		0.74%

(注1) 2020年7月27日時点の各指標は、以下の計算式により求めています。

- ・簿価LTV＝有利子負債の総額*÷総資産額**
- ・時価LTV (鑑定評価額ベース)＝有利子負債の総額*÷(総資産額**+2020年7月27日時点保有資産の含み益)
- *有利子負債の総額＝2020年1月期末時点の有利子負債の負債総額+2020年7月27日までに実行した借入れ(ただし、既存借入金の弁済のために実行した借入れを除きます。以下同じです。)の金額
- **総資産額＝2020年1月期末時点の有利子負債の総額+2020年7月27日までに実行した借入れの金額+第26期取得済資産に係る敷金・保証金額+2020年1月期末時点の純資産額
- ・長期比率＝長期有利子負債金額÷有利子負債の総額
なお、長期有利子負債は、長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含みます。)及び投資法人債を指します。
- ・固定比率＝固定金利による有利子負債の総額÷有利子負債の総額
なお、金利スワップ契約により金利が固定化された変動金利による有利子負債(短期借入金、長期借入金及び投資法人債をいいます。以下同じです。)は、固定比率の計算においては、固定金利による有利子負債として計算しています。以下同じです。
- ・平均借入期間は、2020年7月27日時点において存在する各有利子負債の借入期間を、有利子負債金額で加重平均して算出しています。
- ・平均適用金利は、2020年7月27日時点において存在する各有利子負債に適用されている金利(2020年7月27日時点における適用金利)を、有利子負債金額で加重平均して算出しています。

(注2) 「ALM (Asset Liability Management) 戦略」とは、アセットサイドにおける長期賃貸借契約に裏付けられた安定的なキャッシュフローに対応するべく、有利子負債の長期固定化を進める長期安定的なデット戦略を実践することを意味します。以下同じです。

(注3) 取得予定資産取得後の各指標は、以下の計算式により求めています。なお、取得予定資産取得後の各指標は、一定の仮定の下、2020年7月27日時点の指標に、本件新規借入れの内容を反映した本書の日付現在における見込値であり、取得予定資産取得後の実際の指標と一致するとは限りません。以下同じです。

- ・取得予定資産取得後の簿価LTV＝
(2020年1月期末時点の有利子負債の総額+2020年7月27日までに実行した借入れの金額+本件新規借入れの金額)÷(取得予定資産取得後総資産額*)
- ・取得予定資産取得後の時価LTV (鑑定評価額ベース)＝
(2020年1月期末時点の有利子負債の総額+2020年7月27日までに実行した借入れの金額+本件新規借入れの金額)÷(取得予定資産取得後総資産額*+取得予定資産取得後の含み益**)
- *取得予定資産取得後総資産額＝2020年1月期末時点の負債総額+2020年7月27日までに実行した借入れの金額+第26期取得済資産に係る敷金・保証金額+2020年1月期末時点の純資産額+本件新規借入れの金額+取得予定資産に係る敷金・保証金額+本募集における発行価額の総額+本第三者割当における発行価額の総額の上限
- **取得予定資産取得後の含み益＝後記「2 投資対象 (3) 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要 ①ポートフォリオ一覧」に記載の期末算定価額又は鑑定評価額の合計－2020年1月期末時点の保有資産の期末簿価－第26期取得済資産の取得価格の合計－取得予定資産の取得予定価格の合計

本投資法人は、本募集及び本第三者割当並びに本件新規借入れにより、当該取得予定資産の取得に伴う資金調達額を調達します。また、取得予定資産取得後の「簿価LTV」及び「時価LTV (鑑定評価額ベース)」は、本募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額の上限として、それぞれ31,556,083,000円及び1,569,087,000円を見込んで算出しています。これらの金額は2020年7月10日(金)現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として、発行価額を本投資口1口当たり174,343円と仮定して算出したものです。また、本第三者割当における発行価額の総額の上限については、本第三者割当における発行口数の全部について、野村證券株式会社により申し込まれ、払込みがなされることを前提としています。したがって、本募集若しくは本第三者割当における実際の発行価額が前記仮定額よりも低額となった場合又は本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合には、本募集における発行価額の総額及び本第三者

割当における発行価額の総額が前記金額よりも減少する可能性があります。この場合、実際の簿価LTV及び時価LTV（鑑定評価額ベース）は前記比率よりも高くなります。逆に、実際の発行価額が前記仮定額よりも高額となった場合には、本募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額が前記金額よりも増加する可能性があります。この場合、実際の簿価LTV及び時価LTV（鑑定評価額ベース）は前記比率よりも低くなります。更に、本募集の発行価額の総額と本第三者割当の発行価額の総額の合計額が減少した結果として追加の借入れを行うこととなった場合等には、実際の簿価LTV、時価LTV（鑑定評価額ベース）、長期比率、固定比率、平均借入期間及び平均適用金利が変動する可能性があります。

- ・取得予定資産取得後の長期比率＝（2020年7月27日時点の長期有利子負債金額＋本件新規借入れの金額）÷（2020年7月27日時点の有利子負債の総額＋本件新規借入れの金額）
- ・取得予定資産取得後の固定比率＝（2020年7月27日時点の固定金利による有利子負債の総額＋本件新規借入れの金額）÷（2020年7月27日時点の有利子負債の総額＋本件新規借入れの金額）
- ・取得予定資産取得後の平均借入期間は、本件新規借入れの借入実行予定日である2020年9月28日において存在する予定の各有利子負債の借入期間を、有利子負債金額で加重平均して算出しています。
- ・取得予定資産取得後の平均適用金利は、2020年7月27日時点の各有利子負債の適用金利と、本件新規借入れに係る適用金利（試算値）とを、有利子負債金額で加重平均して算出しています。なお、本件新規借入れに係る適用金利については、本書の日付現在確定していないため、本書の日付現在締結している金銭消費貸借契約に記載された条件に基づき算出した本書の日付現在の試算値を用いており、経済環境等の急激な変化により金利情勢が大幅に変動した場合には、実際に適用される金利が上記の数値から大きく乖離する場合があります。

c. エクイティ

	2020年7月27日時点	1口当たりNAVの 継続的な向上	取得予定資産取得後
1口当たりNAV	113,619円(注1)	→	121,958円(注2)

(注1) 2020年7月27日時点の「1口当たりNAV」は、以下の計算式により求めています。

2020年7月27日時点の1口当たりNAV＝{2020年1月期末時点の出資総額＋2020年7月27日時点保有資産の含み益}÷2020年1月期末の発行済投資口総数

(注2) 取得予定資産取得後の「1口当たりNAV」は、以下の計算式により求めています。

取得予定資産取得後の1口当たりNAV＝{2020年1月期末時点の出資総額＋本募集における発行価額の総額*＋本第三者割当における発行価額の総額*の上限*＋取得予定資産取得後の鑑定評価額に対する含み益の合計}÷取得予定資産取得後の発行済投資口総数**

* 本募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額の上限として、それぞれ31,556,083,000円及び1,569,087,000円を見込んで算出しています。これらの金額は、2020年7月10日（金）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として、発行価額を本投資口1口当たり174,343円と仮定して算出したものです。また、本第三者割当における発行価額の総額の上限については、本第三者割当における発行口数の全部について、野村證券株式会社により申し込まれ、払込みがなされることを前提としています。したがって、本募集若しくは本第三者割当における実際の発行価額が前記仮定額よりも低額となった場合又は本第三者割当による新投資口発行の全部若しくは一部について払込みがなされないこととなった場合には、本募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額が前記金額よりも減少する可能性があります。この場合、実際の取得予定資産取得後の1口当たりNAVは前記よりも低くなります。逆に、実際の発行価額が前記仮定額よりも高額となった場合には、本募集における発行価額の総額及び本第三者割当における発行価額の総額が前記金額よりも増加する可能性があります。この場合、実際の取得予定資産取得後の1口当たりNAVは前記よりも高くなります。

**本第三者割当における発行口数の全部について、野村證券株式会社により申し込まれ、払込みがなされることを前提としています。

取得予定資産取得後の「1口当たりNAV」は、上記の仮定の下算出した本書の日付現在における見込値であり、取得予定資産取得後の実際の1口当たりNAVと一致するとは限りません。以下同じです。

⑤ 成長戦略

本投資法人は、「First Mover」（先行者）として、競合の少ない環境を活かし他社に先行して新しいセクターへの投資を行う独自の戦略による「投資主価値の向上を伴う物件取得」及び「内部成長の可能性の追求」という「攻め」の取組みに加え、「ALM 戦略の推進による長期安定的なバランスシートの構築」による、「守り」の取組みを成長戦略の両輪とし、投資主価値の向上を追求しています。

(イ) 外部成長 (CRE Beyond)

a. CRE 提案を通じた本投資法人による資産取得

本投資法人は、「CRE Beyond」をキーワードとして掲げ、本資産運用会社の卓越した「案件獲得能力（オリジネーション力）」を通して、一般事業会社に対し、ROE（Return on Equity）向上に寄与する様々なCRE提案を行い、着実に取得実績を積み上げています。

本投資法人は、「First Mover」（先行者）として積み上げた産業用不動産における取得及び運用における実績・ノウハウを通じた独自の幅広いネットワークと当該ネットワークを活用した継続的なCRE提案活動により、物件取得を実現してきました。具体的には、キャッシュニーズを有する企業への売却提案にはじまり、資本効率に対する意識の高まりの中でオフバランス型開発の提案、そしてCRE提案とPRE提案(注)を組み合わせた複合型案件の提案というように、本投資法人の知見・ノウハウを活用して時流や企業のニーズに合致した取得手法を展開してきました。また、本投資法人は、CRE提案による物件取得を継続することが、本投資法人による新たな物件取得機会の創出につながる好循環をもたらすと考えています。すなわち、(i)物件取得実績を積み上げることで、(ii)CRE提案における実績・ノウハウを蓄積し、(iii)CRE提案による物件取得を通じて積み上げた実績・ノウハウを、更に次の取得機会へと活かすという好循環を実現できると、本投資法人は考えています。

本投資法人のスポンサーの1社である三菱商事株式会社は、グローバルに展開する総合商社として、不動産業のみならず、国内外の製造・インフラ業を含む「幅広い業種とのネットワーク」を有しています。本投資法人は、上記の取得手法及びネットワークを背景に、産業用不動産における「First Mover」（先行者）として積み上げた実績・ノウハウに基づく独自のCRE提案による高い「案件獲得能力（オリジネーション力）」を有していると考えています。

独自のCRE提案の結果として、前記「① オファリングハイライト（本募集において訴求するポイント）（ロ） オファリングハイライト2：独自のCRE提案による収益性の高い物件の取得」に記載のとおり、継続的に収益性の高い物件取得が実現できています。

(注) 「PRE提案」とは、PRE（Public Real Estate）戦略（公的不動産（Public Real Estate）について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運営を推進する考え方に基づく戦略をいいます。）に基づく提案を行うことをいいます。

b. 本投資法人の物件取得の強み

(a) ソーシング力

本投資法人のスポンサーの1社である三菱商事株式会社は、国内外約90の国・地域に約1,400の連結事業会社を持ちグローバルに事業展開する総合商社として、不動産業のみならず、天然ガス鉱業、石炭鉱業、小売業及び食料品製造業をはじめとした国内外の製造・インフラ業を含む「幅広い業種とのネットワーク」を有しています。また、本資産運用会社においてはインダストリアル本部が本投資法人の物件取得を担当しています。当該本部においては6名のアキュイジション担当社員が、CRE戦略に基づく提案型取得を含む物件取得業務に従事しており、ソーシング（投資対象資産の発掘等）、アンダーライティング（投資対象資産の評価、選定に関する分析等）及びデュー・デリジェンスを一貫して行う、「充実したアキュイジション体制」を有している、と、本投資法人は考えています。

本投資法人は、このようなスポンサーである三菱商事株式会社を通じた「幅広い業種とのネットワーク」と本資産運用会社の「充実したアキュイジション体制」を最大限活用してソーシング（投資対象資産の発掘等）を行うことにより、継続的な外部成長を図ります。

(b) オリジネーション力

本投資法人は、産業用不動産における「First Mover」（先行者）として積み上げた実績・ノウハウに基づく独自のCRE提案による高い「案件獲得能力（オリジネーション力）」を有していると考えています。

(c) 産業用不動産特化型 J-REIT であることに伴う独自の強み

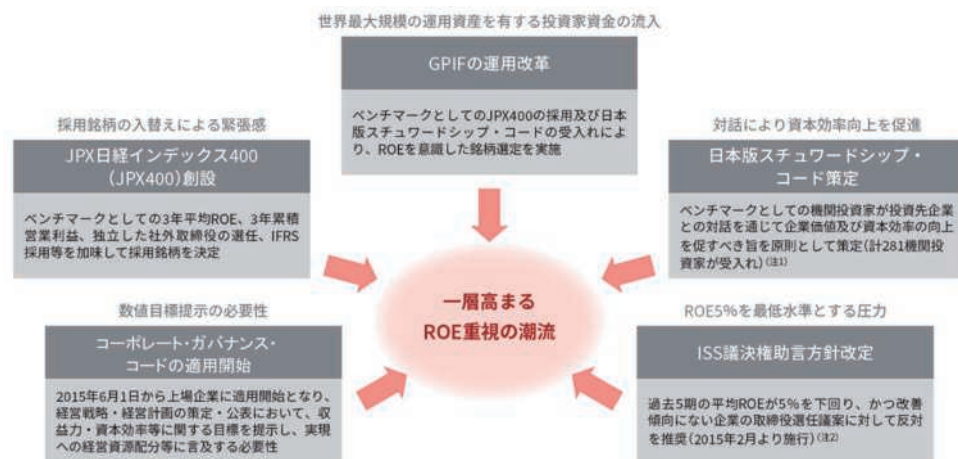
本投資法人は、産業用不動産に特化したJ-REITであることから得られる独自の知見・ノウハウを活用した多様なCRE提案を行うことができる点に本投資法人の強みがあると考えています。本投資法人は、上場以来、産業用不動産を継続的に運用してきた実績と、テナントとの長期のリレーションシップマネジメントにより培われた運用ノウハウを、物流施設、工場・研究開発施設等及びインフラ施設のカテゴリーを横断して活用するように努めており、かかる能力は物件取得の際にも活用されています。

c. 日本企業の ROE に対する意識改革の潮流

本投資法人は、本募集においてCRE提案を通じて新たに3物件を取得する予定ですが、これらのCRE提案が物件の所有者に受け入れられた背景として、日本の事業会社においてROE重視の潮流が拡大していることが要因の一つとして挙げられると、本投資法人は考えています。

2013年以降、(i)資本の効率的活用や投資者を意識した経営視点等、ROEを含むグローバルな投資基準として求められる諸要件を満たした企業で構成される株価指数であるJPX日経インデックス400の創設、(ii)年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」といいます。）の運用改革、(iii)機関投資家が投資先企業との対話を通じて企業価値及び資本効率の向上を促すことを目的とした日本版スチュワードシップ・コードの策定、(iv)コーポレート・ガバナンス・コードの適用開始、及び(v)Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS」といいます。）の議決権行使助言方針の改定等、日本企業の経営を取り巻く環境は大きく変化しています。本投資法人は、かかる(i)ないし(v)に掲げる様々な制度改革を含む社会的な背景から、日本企業の資本効率の向上ニーズの増加が見込まれると判断しています。本投資法人は、日本企業のROEが世界的に見ても低水準であることや、投資家と企業のROEに対する意識のギャップ等を背景に、企業に対して資本効率の向上を求める潮流が強まっていると考えており、この潮流を捉えたCRE提案を推進することにより、更なる取得機会の開拓を目指します。

< 日本企業のROEに対する意識改革の潮流 >



(注1) 2014年2月金融庁「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」にて策定され、2017年5月に改訂、2020年3月に再改訂されました。受入れ機関投資家数は、2020年5月29日時点の数値を記載しています。

(注2) ただし、直近期のROEが5%以上の場合を除きます。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型肺炎」といいます。）を受け、2020年6月よりROE基準の適用を一時的に停止しています。

本投資法人は、日本企業を取り巻く ROE 重視の潮流を踏まえた企業の資本効率と不動産売買の関係について、資本効率の高い企業ほどバランスシートを意識した経営を行っている傾向があるものと判断しています。そのような企業に対する、ノンコアアセットの売却、バランスシートのスリム化、新規投資への資金創出、セールアンドリースバック、オフバランスでの開発等の、不動産をオフバランスすることによる ROE 向上に向けた提案は、経営効率化のための施策として受け入れられやすいものと、本投資法人は判断しています。

(ロ) 強固なバランスシートの構築による安定性向上～安定性の向上～

本投資法人は、既存ポートフォリオにおけるリーシング（賃貸）や増築・開発の実績・ノウハウを着実に積み上げており、今後更なる内部成長を目指します。また、サステナビリティを意識した財務戦略を実行することにより、堅固な財務基盤の構築を図ります。

a. 3C Management を軸にした運用により実現する本投資法人保有資産の価値の向上

本投資法人は、(i)テナントとの密接なコミュニケーション（意思疎通）によってニーズを的確に把握し（Communicate）、(ii)個別のニーズに応じてカスタマイズの提案を戦略的に実施することにより（Customize）、(iii)ニーズの解決という価値を創造すると同時に、長期安定した運用+αという投資主価値を創造していく（Create）というポートフォリオ運用の考え方（3C Management）により、本投資法人が保有する資産の価値向上を目指します。

b. ALM 戦略推進と安定的なバランスシートの構築

本投資法人は、良好な金融環境と、本投資法人の高い信用力を活かした財務施策を企図し、柔軟性の高い借入れを実行します。本募集に伴い計238億円の本件新規借入れを行います。本件新規借入れの内容は、以下のとおりです。

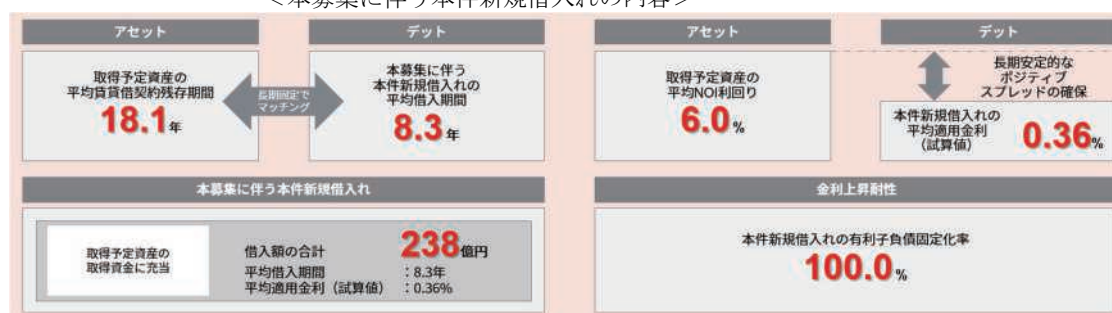
< 取得予定資産の取得資金に充当予定の本件新規借入れ及び調達先（238億円） >

借入期間 (年)	借入額 (百万円)	金利	借入金融機関	借入実行予定日	資金使途
3.0	1,000	固定	株式会社 三井住友銀行	2020 年 9 月 28 日	取得予定資産の 取得資金に充当
3.5	1,000		株式会社 三菱 UFJ 銀行		
4.0	1,300		三井住友信託銀行 株式会社		
6.0	1,500		株式会社 三井住友銀行		
6.5	1,500		三井住友信託銀行 株式会社		
7.0	1,200		三井住友信託銀行 株式会社		
8.5	2,500		農林中央金庫		
9.0	1,500		株式会社 三井住友銀行		
9.5	1,000		株式会社 三菱 UFJ 銀行		
9.5	1,000		株式会社 みずほ銀行		
10.0	3,000		株式会社 三菱 UFJ 銀行		
10.0	1,500		株式会社 新生銀行		
10.0	3,000		株式会社 みずほ銀行		
11.0	2,800		株式会社 日本政策投資銀行		

また、本投資法人は、長期安定したアセットに合わせて長期・固定借入れを実施するALM戦略により、安定したバランスシートを構築することで、外部成長に注力できる期間を確保する戦略を実践しています。

取得予定資産の平均賃貸借契約残存期間は18.1年であり、本募集に関連した本件新規借入れの平均借入期間(注1)は8.3年と、アセットに合わせた長期・固定の借入れを行う予定です。また、取得予定資産の平均NOI利回りは6.0%である一方で、本件新規借入れの平均適用金利(試算値)(注2)は0.36%であり、長期安定的なポジティブスプレッド(本b.においては、取得予定資産の平均NOI利回りが本件新規借入れの平均適用金利の試算値を上回っていることを意味します。)を確保できる予定です。本投資法人は長期・固定での借入れを継続することにより、金利の上昇に耐えうる安定的なバランスシートの構築を実現する見込みです。

<本募集に伴う本件新規借入れの内容>

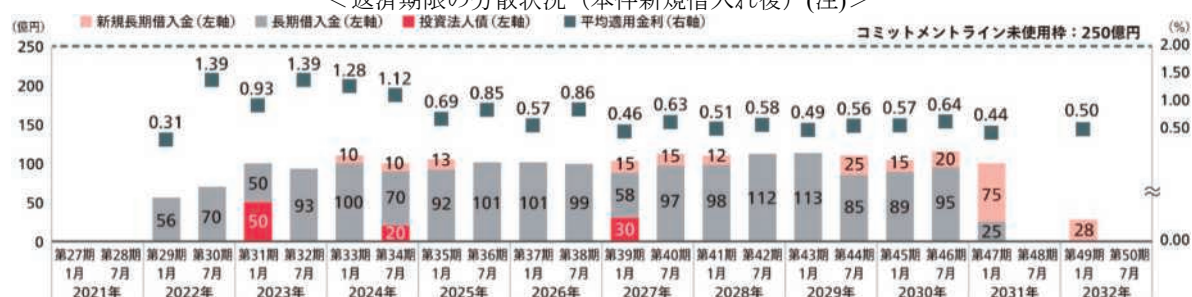


(注1) 「平均借入期間」は、各有利子負債の借入期間を、借入額に基づき加重平均した数値を記載しています。

(注2) 「平均適用金利(試算値)」は、本件新規借入れに適用される金利が本書の日付現在確定していないため、2020年7月27日に締結された本件新規借入れに係る各金銭消費貸借契約を基に、2020年7月10日11時00分(東京時間)時点の利率として公表された固定金利(Reuters9154 ページ)のオファーレート等に基づき試算したレートに、各金銭消費貸借契約に定められるスプレッドを加えて求めた利率を借入額に基づき加重平均した数値を記載しています。実際に適用される金利は、2020年7月27日に締結された各金銭消費貸借契約に基づき、借入れが実行される前に決定されるため、上記の平均適用金利(試算値)は実際に適用される金利とは異なる可能性があります。特に、経済環境等の急激な変化により金利情勢が大幅に変動した場合には、実際に適用される金利が上記の数値から大きく乖離する場合があります。

本投資法人は、借入期間の長期固定化を実現しながら、返済期限の分散を図り、長期安定的な財務基盤の構築を図っています。

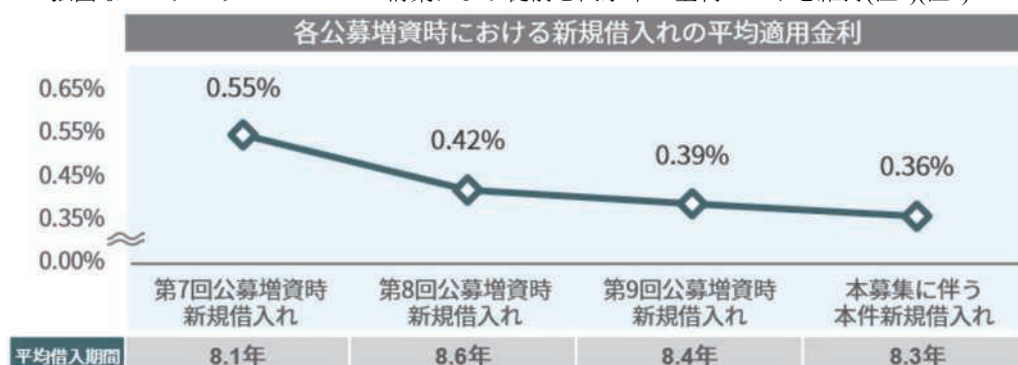
<返済期限の分散状況(本件新規借入れ後)(注)>



(注) 「平均適用金利」は、2020年7月27日時点の各有利子負債については、2020年7月27日時点で適用されている金利を、本件新規借入れについては前記「<本募集に伴う本件新規借入れの内容>」に記載の試算値を、それぞれ使用し、借入額に基づき加重平均して算出しています。

本投資法人は、各レンダーとの強固なリレーションシップの構築及び独自のALM戦略を通じて財務基盤の安定性を高めてきました。第7回公募増資に伴い実行した新規借入れの平均適用金利は0.55%（平均借入期間8.1年）であったのに対し、本募集に伴う本件新規借入れにおいて平均適用金利（試算値）は0.36%（平均借入期間8.3年）となっており、平均借入期間はほぼ同水準である一方で平均適用金利を引き下げています。足元、実体経済及び金融市場の不安定さが着目される状況にありますが、本投資法人において第9回公募増資に伴い実行した新規借入れの平均適用金利が0.39%（平均借入期間8.4年）であることにに対し、本募集に伴う本件新規借入れの平均適用金利（試算値）は0.36%（平均借入期間8.3年）と、平均適用金利の比較では引き続きほぼ変わらない金利コスト水準での借入れ条件を確保しています。これは本投資法人の信用力及び財務基盤の安定性の高さを示しているものであり、実体経済及び金融市場が不安定になりつつある中でも本投資法人が競争力のある資金調達力を有していることを示すものであると、本投資法人は考えています。

＜強固なレンダーリレーションの構築により従前と同水準の金利コストを維持(注1)(注2)＞



(注1) 各公募増資時における新規借入れの平均適用金利は、第7回公募増資、第8回公募増資、第9回公募増資及び本募集に伴い実行した又は実行する予定の新規借入れに適用される又は適用されるものとして試算される適用金利を、借入額に基づき加重平均した数値を記載しています。

(注2) 「平均借入期間」は、第7回公募増資、第8回公募増資、第9回公募増資及び本募集に伴い実行した又は実行する予定の新規借入れの各有利子負債の借入期間を、借入額に基づき加重平均した数値を記載しています。

本投資法人は、金融市場の悪化時における資金流動性の逼迫に備え、流動性補完のためにコミットメントラインの設定を進めており、2019年7月期末（第24期末）時点で200億円のコミットメントラインを確保していました。その後、ポートフォリオ拡大に伴う有利子負債総額の増加に伴い、2019年9月に新たにコミットメントラインを50億円増額し、本書の日付現在では合計250億円のコミットメントラインを確保しています。

＜コミットメントライン増枠により更なる流動性補完を確保＞



本投資法人は、2012年1月18日に株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）より、長期発行体格付として「AA-（格付の見通し：安定的）」を取得し、その後、一貫した長期固定化戦略が評価された結果、2012年8月8日にはJCRによる格付の見通しは「安定的」から「ポジティブ」に変更されました。更に、財務基盤の一段の強化並びにポートフォリオの安定性向上に向けた継続的な取り組み及びその成果等が評価され、2013年8月6日には「AA（格付の見通し：安定的）」へと格付が向上し、本書の日付現在に至るまで約7年間にわたり当該格付を維持しています。

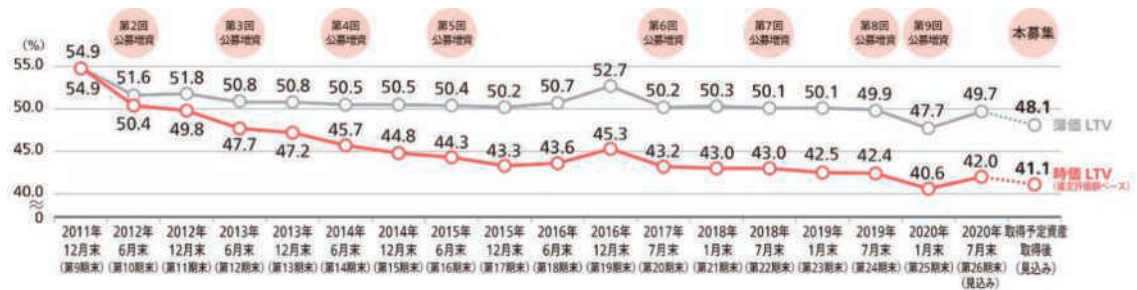
なお、当該格付は、本募集の対象である本投資口に付与された格付ではありません。本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

<本投資法人の格付の状況>



c. 公募増資等を通じたLTV水準のコントロール

本投資法人は、2016年12月期（第19期）において借入金を活用して物件取得を行っており、同期末において一時的に簿価LTV及び時価LTV(鑑定評価額ベース。以下同じです。)がそれぞれ52.7%及び45.3%まで上昇したものの、2020年7月期末（第26期末）に簿価LTV及び時価LTVはそれぞれ49.7%及び42.0%まで低下予定です。取得予定資産取得後においては、簿価LTV及び時価LTVはそれぞれ48.1%及び41.1%になる予定であり、本投資法人は、今後も簿価LTVについて50%前後の水準を維持していく予定です。



(2) 運用状況

本投資法人は、2007年3月26日に設立され、2007年10月18日に東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場しました（証券コード：3249）。

本投資法人は、「日本経済の力を産み出す源泉としての社会基盤に投資し、日本の産業活動を不動産面から支えていく」という理念のもと、あらゆる産業活動の基盤となり、中長期にわたり、安定的な利用が見込まれる物流施設及び工場・研究開発施設等並びにインフラ施設を投資対象としています。本投資法人は、唯一の産業用不動産特化型のJ-REITとして、競合の少ない取得環境を活かした資産取得により、収益の向上・安定を実現することで、分配金水準の更なる向上・安定化を目指します。

① 運用状況

(イ) 運用の状況

本投資法人は、2007年10月19日に物流施設8物件（取得価格の合計47,900百万円）及びインフラ施設1物件（取得価格18,100百万円）を取得して運用を開始しました。

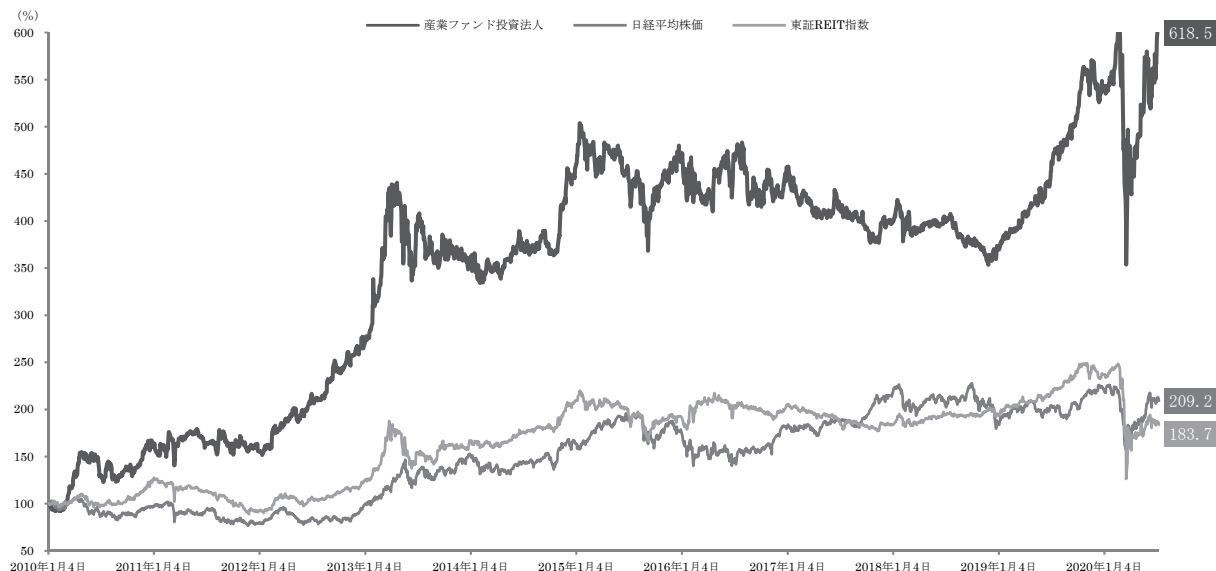
その後、本投資法人は物件の厳選投資を継続することで、ポートフォリオを拡大してきました。また、第8期の2011年3月、第10期の2012年3月、第12期の2013年2月、第14期の2014年2月、第16期の2015年3月、第20期の2017年2月、第22期の2018年3月、第24期の2019年5月、第25期の2019年12月に公募増資を実施し物件を取得することで着実な成長を実現し、2020年1月31日現在、総物件数72物件（取得価格の合計300,567百万円）（うち、物流施設45物件（取得価格の合計153,441百万円）、工場・研究開発施設等18物件（取得価格の合計61,091百万円））、インフラ施設9物件（取得価格の合計86,034百万円）を保有しています。

(ロ) 投資口価格の推移

2010年1月4日から2020年7月10日までの東京証券取引所における相対投資口価格（終値）並びに時価総額及び売買代金の推移は、以下のとおりです。

なお、本投資法人の投資口価格、東証REIT指数及び日経平均株価の推移の比較を容易にするため、本投資法人の投資口価格、東証REIT指数及び日経平均株価について、2010年1月4日の終値（本投資法人の投資口価格243,800円に基づき投資口分割を考慮した後の投資口価格30,475円、東証REIT指数906.28ポイント、日経平均株価10,654.79円）をそれぞれ100%として指数化して表示しています。

＜2010年以降の相対投資口価格の推移（2010年1月4日～2020年7月10日）＞

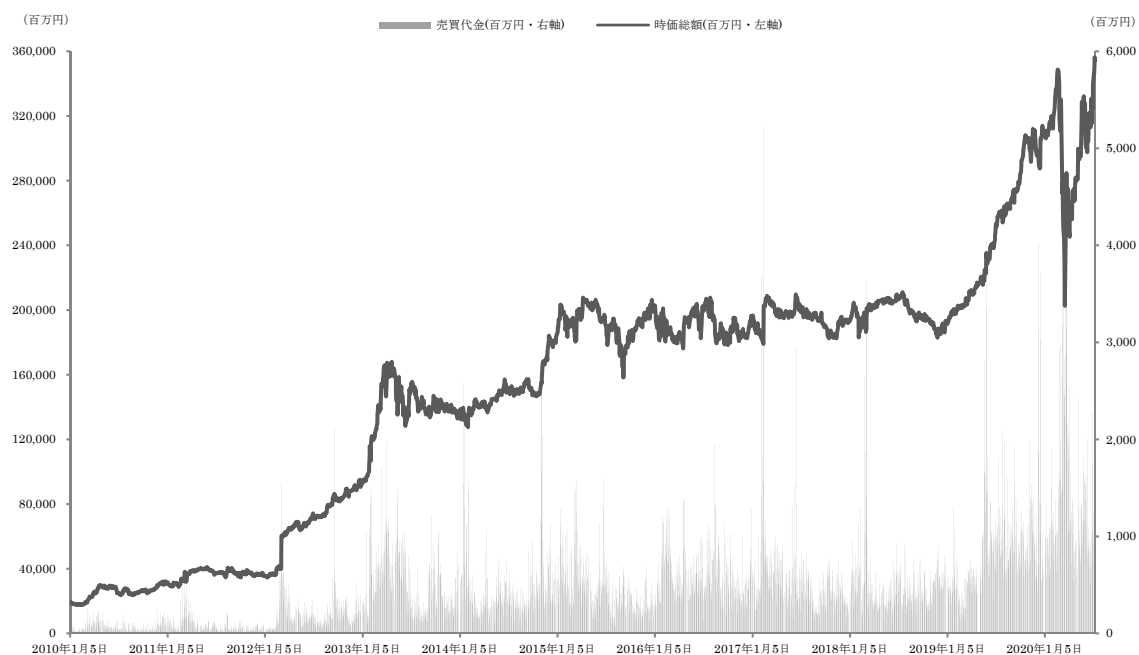


(出所) Bloombergのデータを基に本資産運用会社が作成

(注 1) 東京証券取引所における終値を使用しています。

(注 2) 左軸は2010年1月4日の東京証券取引所における終値を100%とした相対的な本投資法人の投資口価格（なお、本投資法人は、2015年1月1日を効力発生日として、投資口1口当たり2口の割合による投資口の分割を実施しており、更に、2018年2月1日を効力発生日として投資口1口当たり4口の割合による投資口の分割を実施していますが、これらの投資口分割が2010年1月4日より行われていたものとみなして算出しています。）、日経平均株価及び東証REIT指数の推移を示しています。

＜時価総額及び売買代金の推移（2010年1月4日～2020年7月10日）＞



（出所） Bloomberg

（注） 東京証券取引所における時価総額（左軸）と売買代金（右軸）を記載しています。

② サステナビリティ

(イ) 外部評価・各認証

本投資法人は、本資産運用会社とサステナビリティの考え方を共有し環境への取組みをともに推進しています。その一環として、保有資産における環境・省エネルギー対策やエネルギー利用の効率化に取り組み、太陽光パネル設置・照明LED化等の対応を進めています。本投資法人の取組みに対し、外部から以下のような評価を得ています。

a. MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数(注1)への組入れ

本投資法人は、MSCI社が2017年7月3日より提供を開始したMSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数に組み入れられています。MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数とは、ニューヨーク証券取引所に上場するMSCI社が提供する環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の要素に配慮したESG(注2)指数として開発されたインデックスであると同時に、2017年7月3日にGPIFが公表した三つのESG指数のうちのひとつとなります。2020年6月末日現在、本投資法人のESG格付はAを付与されています。本投資法人は、本指数への組入れが、更なる投資主層の拡大や流動性の向上に寄与するものと考えています。

本指数は、MSCIジャパンIMI Top 700指数の構成銘柄を対象としており、中でもESG評価が高い236銘柄(注3)を選別して構築されています。

(注1) 本投資法人の MSCI 指数への組入れや本書における本投資法人による MSCI 社のロゴ・商標・サービスマーク並びに指数の使用は、MSCI 社及びその関連会社による本投資法人へのスポンサーシップ・宣伝・販売促進を企図するものではありません。MSCI 指数は MSCI 社に独占権があり、MSCI 社及び MSCI 指数並びにそのロゴは、MSCI 社及びその関連会社の商標・サービスマークです。

(注2) 「ESG」とは、Environment（環境）、Social（社会）及び Governance（企業統治：ガバナンス）のことをいいます。企業が ESG の課題に適切に配慮・対応を行うことが、地球環境問題や社会的な課題の解決・改善、更に、資本市場の健全な育成・発展につながると、本投資法人は考えています。以下同じです。

(注3) MSCI 社公表資料に基づく 2020 年 6 月末日時点の数値です。

b. GRESB リアルエステイト評価において最上位の「Green Star」を 7 年連続で取得

本投資法人は、2013年に実施されたGRESB(注)（Global Real Estate Sustainability Benchmark）の環境対応調査において、J-REITとして初めて、アジアの産業用不動産部門で最も優れた環境事業者として「Sector Leader」に認定されました。また、2019年9月に実施されたGRESBリアルエステイト評価において、4つにランク分けされる評価の中でGRESB最上位の「Green Star」を7年連続で取得しています。また、GRESB 開示評価の最上位「A」を2年連続で取得しています。

(注) 「グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク（GRESB）」は、2009年に国連責任投資原則を主導した欧州の主要年金基金グループを中心に創設された、不動産ポートフォリオやインフラ施設を含む実物資産の環境・社会・ガバナンス（ESG）のパフォーマンスに関するベンチマーク評価及びその運営組織です。2018年のGRESBリアルエステイト評価には903の不動産会社、REIT、ファンド、デベロッパーが参加し、その保有資産額は総計3兆6,000億米ドル（約396兆円。1米ドル=110円で換算、以下同じです。）に上ります。そして、計約18兆ドル（約1,980兆円）を運用する機関投資家たちが、GRESB投資家メンバーとして、GRESBのデータを投資運用のプロセスにおいて活用しています。

c. CASBEE®不動産評価認証取得：2017年に、J-REIT初の物流施設における評価を2物件で取得

CASBEE®(注)とは、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である建築物総合環境性能評価システム（Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency）のことをいい、省エネルギーや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムとして、国土交通省主導のもと、2001年に財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発されたもので、建物の環境性能をもとにサステナビリティランキングとして5段階（Sランク、Aランク、B+ランク、B-ランク及びCランク）の格付が付与されます。

本投資法人の保有資産においては、IIF川崎サイエンスセンターについて、実施設計段階の省エネルギー等の環境性能や執務環境の快適性が高く評価されたことで、自治体版CASBEE®であるCASBEE®川崎にてAランク（BEE（Building Environmental Efficiency）1.7）評価となっています。また、IIF広島ロジスティクスセンターについて、建物をはじめとした物件全体の省エネルギー化による地球温暖化対策が高く評価されたことで、自治体版CASBEE®であるCASBEE®広島にてB+ランク（BEE1.3）評価となっています。なお、IIF西宮ロジスティクスセンター（増築棟）においては、接道部分に緑地を配し、良好な景観形成を行うとともに、LED照明の導入など、室内外の環境に配慮したことにより、自治体版CASBEE®-建築（新築）でB+ランク評価となっています。

2017年には、J-REITが保有する物流施設として初となる「CASBEE不動産評価認証」をIIF東大阪ロジスティクスセンター及びIIF京田辺ロジスティクスセンターにて取得しました。IIF東大阪ロジスティクスセンターにおいては、LED照明の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF京田辺ロジスティクスセンターにおいてはLED照明及び太陽光発電の導入など省エネルギー・自然エネルギーに対する取組みがそれぞれ評価されたことにより、Aランク評価となっています。その後、2018年7月にはIIF福岡箱崎ロジスティ

クスセンターⅡ、IIF柏ロジスティクスセンター及びIIF入間ロジスティクスセンターにおいて本認証を新規に取得しました。IIF福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡにおいては太陽光発電設備の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF柏ロジスティクスセンターにおいてはLED照明の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF入間ロジスティクスセンターにおいては太陽光発電設備の導入など省エネルギーに対する取組みがそれぞれ評価されたことにより、IIF福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡはSランク評価、IIF柏ロジスティクスセンター及びIIF入間ロジスティクスセンターはAランク評価となっています。また、2019年には、IIF厚木ロジスティクスセンターⅢ、IIF西宮ロジスティクスセンター（増築棟）、IIF加須ロジスティクスセンター、IIF横浜都筑ロジスティクスセンター、IIF三郷ロジスティクスセンター、IIF新川崎R&Dセンター及びIIF品川ITソリューションセンターにおいて、本認証を新規に取得しました。IIF厚木ロジスティクスセンターⅡ、IIF西宮ロジスティクスセンター（増築棟）、IIF加須ロジスティクスセンター、IIF横浜都筑ロジスティクスセンター、IIF新川崎R&Dセンター及びIIF品川ITソリューションセンターにおいてはLED照明の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF三郷ロジスティクスセンターにおいては太陽光発電設備の導入など省エネルギーに対する取組みが評価されたことにより、それぞれ、IIF西宮ロジスティクスセンター（増築棟）、IIF三郷ロジスティクスセンター、IIF新川崎R&Dセンター及びIIF品川ITソリューションセンターはSランク評価、IIF厚木ロジスティクスセンターⅢ、IIF加須ロジスティクスセンター及びIIF横浜都筑ロジスティクスセンターはAランク評価となっています。加えて、2020年3月には、IIF広島ロジスティクスセンター、IIF神戸ロジスティクスセンター、IIF野田ロジスティクスセンター及びIIF越谷ロジスティクスセンターにおいて、本認証を新規に取得しました。IIF広島ロジスティクスセンター及びIIF越谷ロジスティクスセンターにおいては太陽光発電設備の導入やLED照明の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF神戸ロジスティクスセンターにおいては太陽光発電設備の導入など省エネルギーに対する取組み、IIF野田ロジスティクスセンターにおいてはLED照明の導入など省エネルギーに対する取組みがそれぞれ評価されたことにより、それぞれ、IIF広島ロジスティクスセンター、IIF神戸ロジスティクスセンター及びIIF野田ロジスティクスセンターはSランク評価、IIF越谷ロジスティクスセンターはBランク評価となっています。その結果、2020年6月末日現在、16物件で本認証を取得しています。

(注) 「CASBEE®」は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の登録商標であり、本投資法人は「CASBEE®」を当該財団の使用許諾に基づき使用しています。

d. BELS 評価：J-REIT 初の物流施設における評価取得

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS（Building Energy-efficiency Labeling System））とは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定め、非住宅建築物の省エネルギー性能の評価を目的として2014年4月に創設された建築物省エネルギー性能表示制度です。星の数でレーティングされ、最高は星5つとなっています。評価に用いられるBEI（Building Energy Index）の数値が1.0以下であれば省エネルギー基準を達成していることになります。

本投資法人は、IIF広島ロジスティクスセンターについて、J-REITが保有する物流施設で初となるBELS評価を2014年に取得し、2016年にIIF横浜都筑ロジスティクスセンター、IIF西宮ロジスティクスセンター（増築棟）及びIIF川崎サイエンスセンター、2017年にIIF羽田空港メンテナンスセンター、2018年1月に、IIF厚木ロジスティクスセンターⅢ、IIF柏ロジスティクスセンター及びIIF品川ITソリューションセンターにてBELS評価を新規に取得しました。また、IIF横浜都筑ロジスティクスセンター及びIIF柏ロジスティクスセンターにおいては最高ランクである5つ星を取得しており、2020年6月末日現在、8物件で本評価を取得しています。

e. DBJ Green Building 認証取得

本投資法人は、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」ということがあります。）が2012年8月にDBJ Green Building認証ロジスティクス版を創設してから、J-REITが保有する物流施設として初となるDBJ Green Building認証(注)（評価ランク：ゴールド）を、2012年10月5日付で、IIF越谷ロジスティクスセンター及びIIF野田ロジスティクスセンターについて取得しました。その後、同物件の再認証を含め、2015年10月30日にIIF広島ロジスティクスセンターが国内トップクラスの卓越した「環境・社会への配慮」がなされた物流施設として認証（5つ星）を受けており、その他4物件（IIF野田ロジスティクスセンター、IIF越谷ロジスティクスセンター、IIF神戸ロジスティクスセンター及びIIF鳥栖ロジスティクスセンター）が極めて優れた「環境・社会への配慮」がなされた物流施設としての認証（4つ星）を受けました。その結果、2020年6月末日現在、5物件で本認証を取得しています。

(注) 「DBJ Green Building 認証制度」は、DBJ が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産（「Green Building」）を対象に、5段階の評価ランク（1つ星★～5つ星★★★★★）に基づく認証をDBJが行うものです。

(ロ) ESG に対する継続的な取り組み

本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、ESGへの対応を推進しており、2013年にサステナビリティに関する方針を制定以降、様々な取り組みを行っています。本投資法人においても同様の考えを共有し、ESGに配慮した運用を行っています。

具体的には、2013年6月に「環境憲章」を制定し、また、2013年6月に制定した「責任不動産投資に係る基本方針」に基づき、本資産運用会社の社長を委員長とするサステナビリティ・コミッティを組織するとともに、国連事務総長が提唱した「責任投資原則 (PRI) (注1)」に署名しました。また、J-REITの資産運用会社として初めて、環境省が事務局となり策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則) (注2)」に署名しました。また、2015年には、J-REITの資産運用会社として初めての国連PRI総会で策定されたCO₂削減に向けた新たな取り組みとして「モントリオール・カーボン・プレッジ(注3)」への署名、2016年にはJ-REITの資産運用会社として初めて、「国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) (注4)」への署名及びワーキンググループへの参加、並びにJ-REITの資産運用会社として初めての国連事務総長室傘下の組織「国連グローバル・コンパクト (UNGC) (注5)」への署名、2019年には「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) (注6)」提言への賛同、2020年にはサステナビリティ・コミッティを「サステナビリティ委員会」として新たに組織化し、最高サステナビリティ責任者 (CSO) の設置を行うなど、サステナビリティの活動に積極的に取り組んでいます。

- (注1) 「責任投資原則 (PRI : Principles for Responsible Investment Initiative)」は、2006年に当時の国連事務総長が金融業界に対して提唱した6つの原則を実現させるための国際的な投資家のネットワークです。当該原則では、ESGの課題を投資の意思決定に取り込むことが提唱されており、これらの視点を投資の意思決定プロセスに組み込むことで受益者の長期的な投資成果を向上させることを目指しています。本資産運用会社は、PRIの基本的な考え方に賛同し、2013年8月16日に署名機関となりました。
- (注2) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)」は、環境省が事務局となり、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として2011年10月に策定された原則です。本資産運用会社は、本原則の考え方に賛同し、2013年6月11日に署名しました。
- (注3) 「モントリオール・カーボン・プレッジ」は、2014年9月25日にモントリオールで開催された国連PRI主催の責任投資会議「PRI in Person」にて策定されたCO₂削減に向けた新たな取り組みであり、PRI及び国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) によって支援されています。
- (注4) 「国連環境計画 (UNEP)・金融イニシアティブ (UNEP FI)」は、1972年のストックホルム国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」の実行機関として同年の国連総会決議に基づき設立された国連の補助機関です。国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) はUNEPとおよそ200以上の世界各地の銀行・保険・証券会社等との間のパートナーシップです。
- (注5) 「国連グローバル・コンパクト (UNGC)」は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みです。2015年7月時点では、世界約160か国で1万3000を超える団体 (そのうち企業が約8,300) が署名し、「人権」、「労働」、「環境」及び「腐敗防止」の4分野及びこれらの分野に関する10の原則を軸に活動を展開しています。
- (注6) 「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD : Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」は、主要国の中央銀行や金融規制当局で構成される金融安定理事会 (FSB) により2015年に設置されました。2017年6月には、金融市場の不安定化リスクを低減するため、企業に対して中長期の気候変動に起因する事業リスクと機会、これらの財務状況への影響及び具体的な対応策や戦略等を開示することを提言しています。

ESGに対する継続的な取り組み			
2013年	・「環境憲章」の制定 ・「責任不動産投資に係る基本方針」の制定 ・本資産運用会社の社長を委員長とするサステナビリティ・コミッティを組織 ・国際事務総長が提唱した「責任投資原則 (PRI)」に署名 ・J-REITの資産運用会社として初めて、環境省が事務局となり策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)」に署名	 	
2015年	・J-REITの資産運用会社として初めての国連PRI総会で策定されたCO₂削減に向けた新たな取り組みとしての「モントリオール・カーボン・プレッジ」への署名	Signatory of:	
2016年	・J-REITの資産運用会社として初めての「国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)」への署名及びワーキンググループへの参加 ・J-REITの資産運用会社として初めての国連事務総長室傘下の組織「国連グローバル・コンパクト (UNGC)」への署名	 	
2019年	・「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言への賛同	Signatory of:	
2020年	・サステナビリティ・コミッティを「サステナビリティ委員会」として新たに組織化 ・最高サステナビリティ責任者 (CSO) の設置	 	

- (注) 2016年より、本資産運用会社は、国連グローバル・コンパクト (UNGC) における企業責任イニシアティブと、「人権」、「労働」、「環境」及び「腐敗防止」の各分野におけるその諸原則に賛同しています。

(ハ) グローバル指標（インデックス）への組入れ状況

本投資法人は、2020年6月末日現在、以下のグローバル指標（インデックス）に組み入れられています。

a. FTSE EPRA/NAREIT Global Real Estate Index

FTSE EPRA/NAREITグローバル不動産インデックス・シリーズは、FTSEの専門家と全米不動産投資信託協会（NAREIT）が協力して開発した、欧州不動産協会（EPRA）と全米不動産投資信託のベンチマークとして広く利用されている、472銘柄で構成されるインデックスです。（2020年5月末日現在）

b. GPR 250 Index/GPR 250 REIT Index

GPR 250 Indexとは、世界中の上場不動産会社（REITを含みます。）について、代表的で流動性が高い250の銘柄によって構成されたインデックスです。

GPR 250 REIT Indexとは、GPR 250 Indexに組み入れられている250銘柄のうち、REITのみ（2020年6月末日現在、206銘柄）で構成されたインデックスです。

c. MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

詳細については前記「(イ) 外部評価・各認証 a. MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数への組入れ」をご参照ください。

d. MSCI Japan Small Cap Index

MSCI Japan Small Cap Indexとは、日本市場における小型株（時価総額の下位14%）をカバーする982銘柄（2020年5月末日現在）の上場会社によって構成されたインデックスです。

e. S&P Global REIT Index/S&P Developed REIT Index

S&P Global REIT Indexとは、先進国及び新興国市場に上場しているREITのみ（2020年6月末日現在、411銘柄）で構成されたインデックスです。

S&P Developed REIT Indexとは、S&P Global REIT Indexに組み入れられている411銘柄のうち、S&P Dow Jones社が定義する先進国における銘柄のみ（2020年6月末日現在、371銘柄）で構成されたインデックスです。

f. TR GPR APREA Composite REIT Index

TR GPR APREA Composite REIT Indexとは、アジア太平洋地域11か国を代表する150銘柄以上のREITによって構成されたインデックスです。

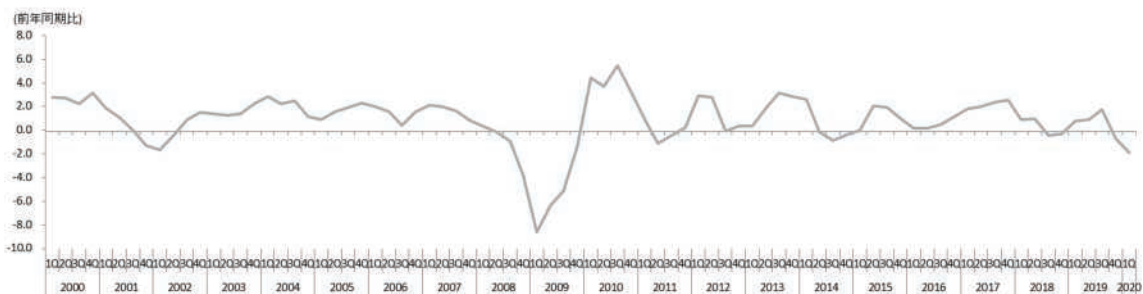
(3) 運用環境

① 日本及び海外のマクロ環境

足元の日本経済は、実質国内総生産（GDP）成長率は2019年以降7～9月期まで継続して前年同期比プラスで推移していましたが、2019年10～12月期、2020年1～3月期は前年同期比マイナスに転じています（図1）。これらのマイナスの主な要因は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や大型台風の影響による家計消費の減少、新型肺炎の拡大による経済活動の停滞であると考えています。

資本市場は、2019年10月31日の米国連邦準備理事会（FRB）による利下げ後リスクオンに加速しましたが、新型肺炎のパンデミックへの懸念が高まった2月下旬から大幅に下落しました。その後、各国の政府による財政政策や中央銀行による金融緩和策、経済活動再開への期待から足元では一定の回復が見られています。J-REIT市場も2020年2月中旬まで堅調に推移していましたが、2月下旬以降は新型肺炎の世界的な拡散に伴い急落しました。しかし、足元はリスクオンの流れもあり、東証REIT指数は2020年7月10日時点において、1,664.93ptまで回復しています。

図1：＜実質GDP成長率（前年同期比）の推移＞



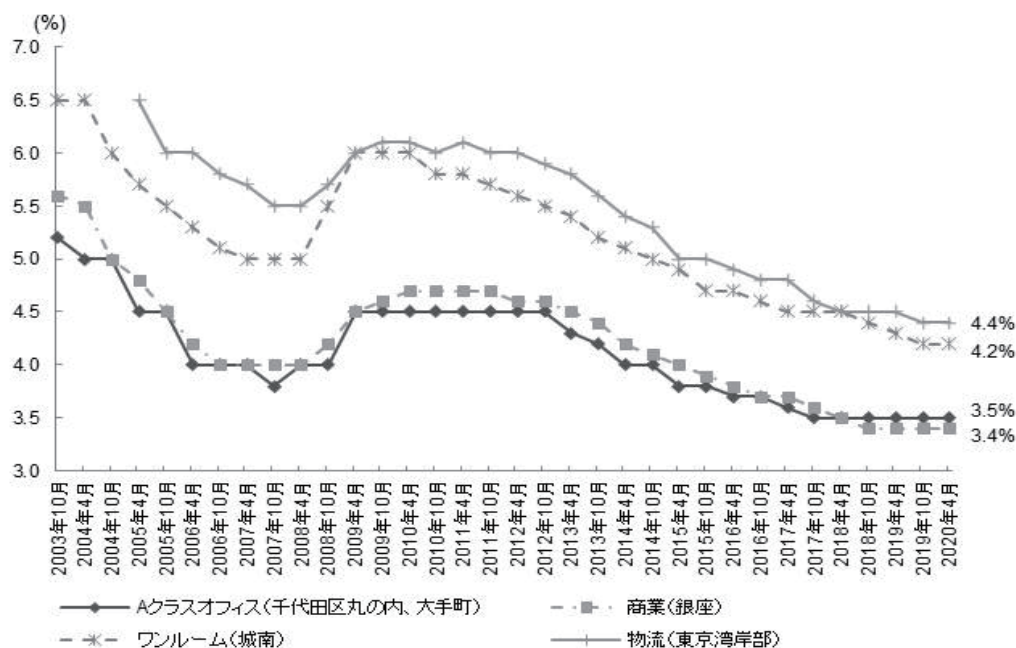
(出所) 内閣府「四半期別 GDP 速報」（1994 年 1-3 月期～2020 年 1-3 月期 2 次速報値（平成 23 年基準））を基に本資産運用会社が作成

(注) 実質季節調整系列のデータです。

② 不動産マーケットの動向

新型肺炎によるマクロ経済への影響も懸念されますが、不動産マーケットについては底堅い景気環境や日本銀行による金融緩和策の影響などを受け、堅調な状況が続いています。投資家の不動産価格の期待利回りについては不動産価格の上昇期待を背景として低い水準で推移しています（図2）。

図2：＜不動産価格の期待利回り＞



(出所) 一般財団法人日本不動産研究所「不動産投資家調査」を基に本資産運用会社が作成

(注1) 2020年4月時点。「物流(東京湾岸部)」については、2005年4月から調査が開始されています。

(注2) 「Aクラスオフィス(千代田区丸の内、大手町)」は、東京都千代田区丸の内及び大手町地区に位置し、最寄駅より徒歩5分以内、築年数5年未満、延床面積50,000㎡以上、基準階貸室面積1,500㎡以上、天井高2,800mm以上、フリーアクセス床、ゾーン空調、セキュリティシステム、マルチテナント(10社以上)、市場賃料並み、普通借家契約、完全所有のその地域における立地条件、建築設計、施工、設備材料、維持管理、入居テナント及びアメニティ等の面で最も高いクラスのオフィスビルを想定しています。「商業(銀座)」は、東京都中央区の銀座中央通り沿いに位置し、築年数又は大規模改修後の経過年数5年未満、賃料体系は定期借家、売上連動型中心、テナントは高級ブランド品小売業が中心の都心型高級専門店を想定しています。「ワンルーム(城南)」は、渋谷駅、恵比寿駅まで15分以内の鉄道沿線に位置し、最寄駅から徒歩10分以内、築年数5年未満、平均専用面積25～30㎡、総戸数50戸程度の賃貸住宅を想定しています。「物流(東京湾岸部)」は、東京都江東区の湾岸部の幹線道路、高速インターチェンジへのアクセスが良好な地区に位置し、シングルテナント型で、階層2～3階、延床面積10,000㎡(2008年4月以前は5,000㎡)程度、建物スペックは汎用性を有する、契約内容はオーダーリース、残存契約期間が10年以上で、テナントの信用力は標準的な物件施設及び倉庫を想定しています。

③ 物流施設の動向

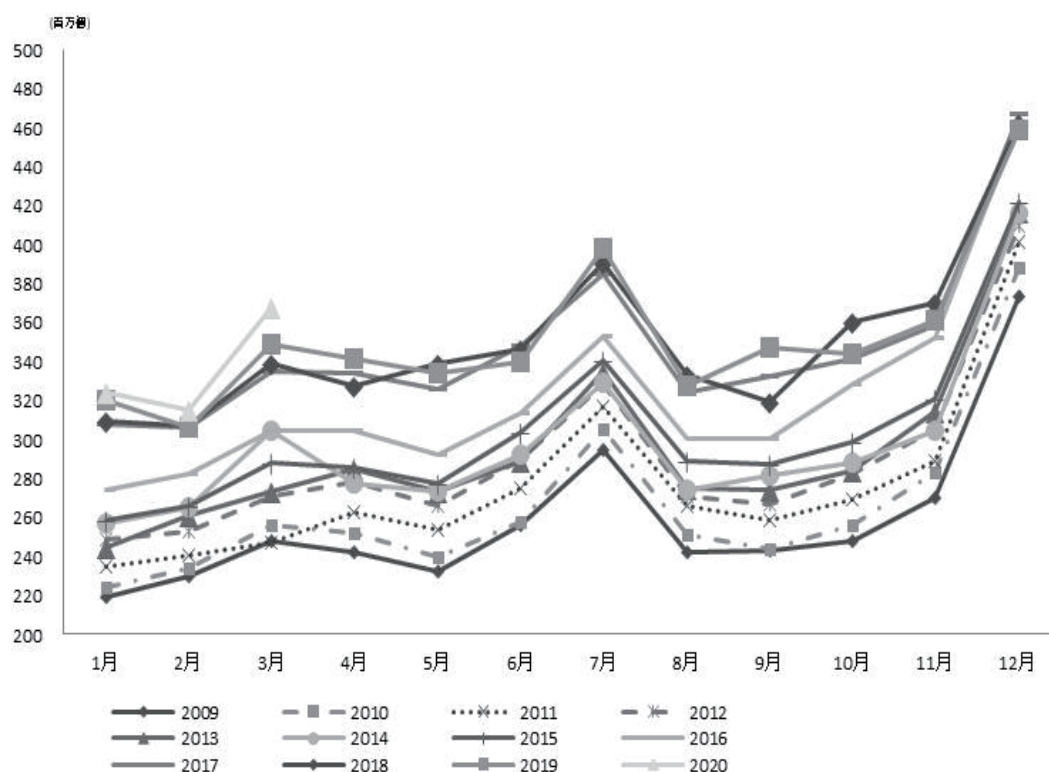
近年の生活スタイルの多様化、IT化の進展による通信販売の利用者の増加や小売業のニーズの変化に伴う貨物の小口化、多頻度配送化、短納期化等が進展した結果、物流施設は単なる保管拠点から加工及び配送拠点としての役割も有するものへと変化してきています。これに伴い、日本の企業においては、自社物流の全部又は一部を専門業者に委託して物流コストを削減したり、仕分け、値札付けや梱包といった付加価値サービスを包括的に請け負う3PL（注）企業を利用したりする機会が増えています。このような環境変化に伴い、本投資法人は、保管機能に加えて、3PL企業の付加価値サービスを伴う施設内作業に適った機能性と、高い汎用性（天井高、床耐荷重、待機スペース等の観点からの汎用性）を併せ持った物流施設のニーズが高まっていると考えています。本投資法人は、大量消費地に近く、高速道路や幹線道路へのアクセスが良好である等の立地上の優位性を有し、かつ建物設備のスペックが充実した汎用性の高い物流施設に投資していく方針です。

（注）「3PL」とは、荷主から包括して物流業務を受託し遂行することをいい、3PLを事業として行う企業又は事業者を「3PL企業」といいます。

（イ） 宅配貨物の取扱個数の動向

インターネットやモバイル端末を利用した通信販売の増加を背景に、宅配貨物の取扱個数は、2009年以降、多くの月において前年を上回って推移しています（図3）。

図3：＜宅配貨物取扱個数の動向＞



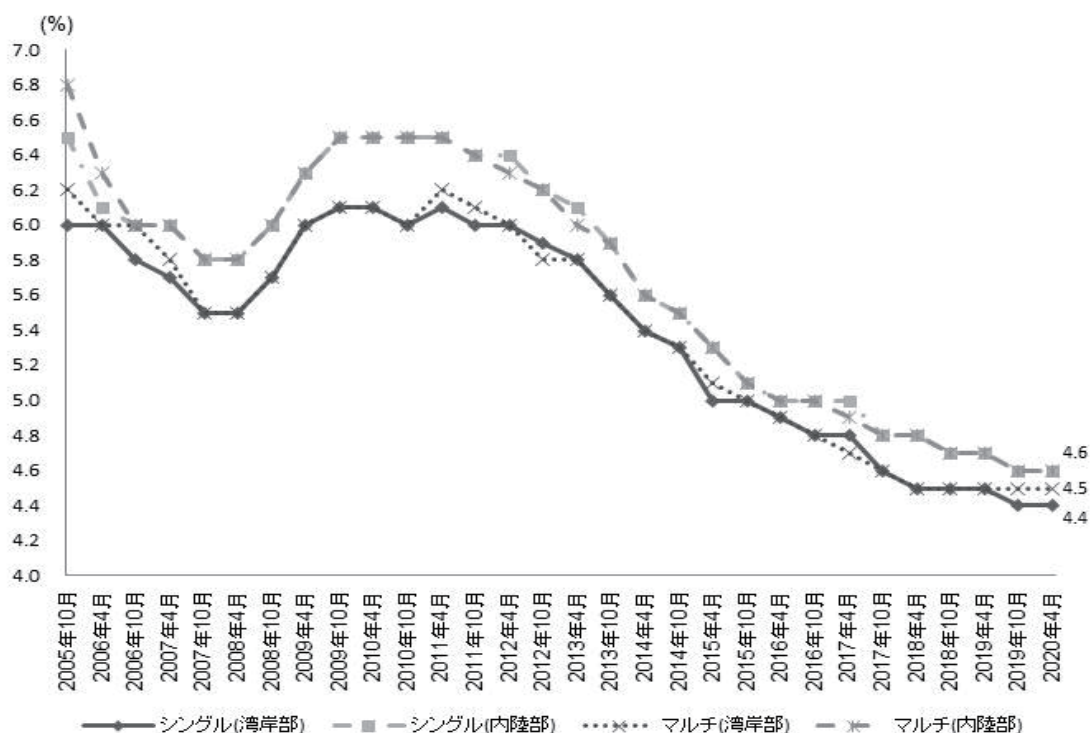
（出所）国土交通省「国土交通月例経済」2009年1月号～2020年5月号を基に本資産運用会社が作成

(ロ) 物流不動産売買市場及び賃貸市場の動向

不動産市場は、リーマンショック以降回復傾向にあり、また、アベノミクスの効果や旺盛な物流施設の需給の織込みもあり、不動産投資家が期待する期待利回り（キャップレート）は低下傾向にあります。

物流施設及び倉庫のキャップレートの推移を見ると、他のアセットクラスと同様にキャップレートの低下傾向が見られます。不動産投資家が期待するキャップレートは、東京都に所在する物流施設につき、直近の湾岸部のシングルテナント型で4.4%に、湾岸部のマルチテナント型で4.5%に、内陸部のマルチテナント型及びシングルテナント型で4.6%まで低下しており、リーマンショック前を大きく下回る水準まで低下しています。足元、新型コロナウイルスによる一部不動産マーケットへの影響も懸念されますが、物流施設及び倉庫に関してはその需給環境や巣ごもり消費の進展等からいずれのタイプの施設においてもキャップレートは同水準で推移しています（図4）。

図4：＜不動産投資家の期待する物流施設及び倉庫（東京都）のキャップレート推移＞



(出所) 一般財団法人日本不動産研究所「不動産投資家調査」を基に本資産運用会社が作成

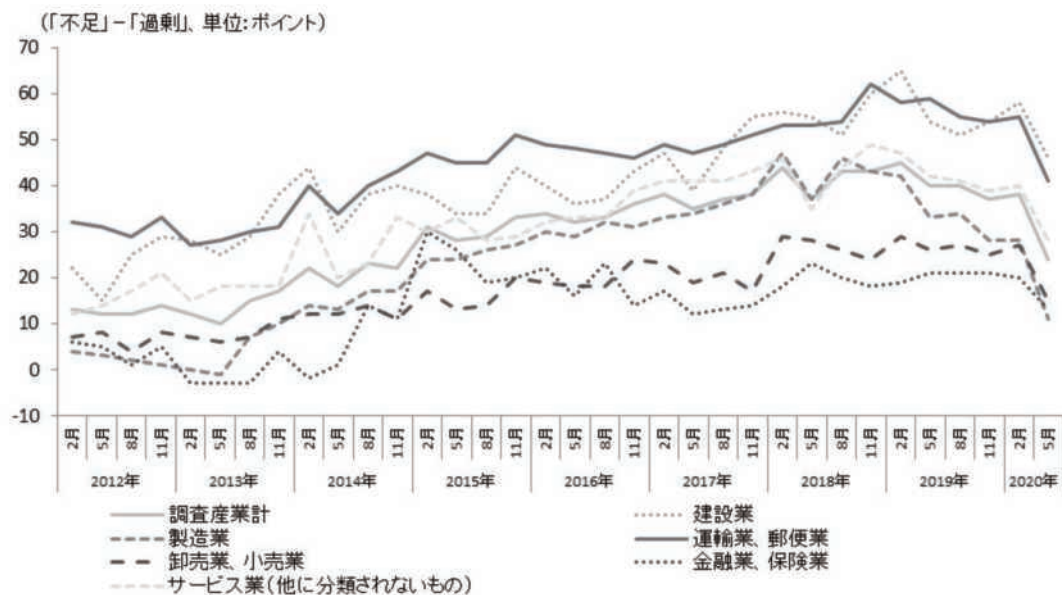
(注 1) シングルテナント型については、階層 2～3 階、延床面積 10,000 m² (2008 年 4 月以前は 5,000 m²) 程度、建物スペックは汎用性を有する、契約内容はオーダーリース、ただし残存契約期間が 10 年以上で、テナントの信用力は標準的という物件を想定しています。マルチテナント型については、階層 3～4 階、延床面積 50,000 m² 程度、1・3 階にトラックバースを有し、建物スペックは汎用性を有する、テナント数は 4 テナント程度という物件を想定しています (2008 年 4 月以前は階層 5～6 階、延床面積 20,000 m² 程度の物件を想定)。

(注 2) 「湾岸部」は東京 (江東地区) を、「内陸部」は東京 (多摩地区) を指します。

(ハ) 物流施設における雇用の状況

2020年5月1日現在の正社員等労働者過不足判断D.I.をみると、調査産業計で24ポイントと36期連続して不足超過となっており、全ての産業で不足超過となっています。特に「建設業」及び「運輸業、郵便業」で人手不足を感じている事業所の割合が多くみられます(図5)。

図5：＜正社員等(注1)の労働者過不足状況＞



(出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」(2012年2月～2020年5月)を基に本資産運用会社が作成

(注1) 「正社員等」とは、雇用期間を定めずに雇用されている者又は1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいいます(ただし、パートタイム労働者及び派遣労働者を除きます。)

(注2) 「労働者過不足判断D.I.」に基づき記載しています。なお、「労働者過不足判断D.I.」とは、厚生労働省が実施した調査に対して、労働者数について「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値をいいます。

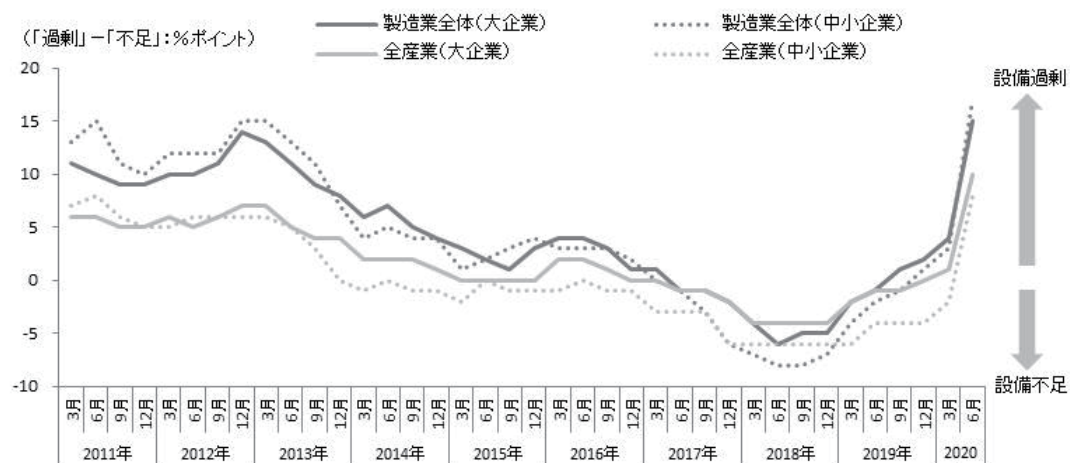
(注3) 「サービス業(他に分類されないもの)」は、(i)製造業、(ii)卸売業、小売業、(iii)建設業、(iv)運輸業、郵便業、(v)金融業、保険業、(vi)情報通信業、(vii)不動産業、物品賃貸業、(viii)学術研究、専門・技術サービス業、(ix)宿泊業、飲食サービス業、(x)生活関連サービス業、娯楽業、(xi)医療、福祉のいずれにも含まれないものを意味します。

④ 工場の動向

(イ) 設備投資の動向

全国企業短期経済観測調査（日銀短観）の調査結果によれば2019年以降、大企業及び中小企業の全産業において生産・営業用設備が不足超過の状況は解消してきましたが、足元は大企業及び中小企業の全産業において生産・営業用設備は設備過剰の傾向がみられます（図6）。

図6：＜生産・営業用設備の過不足状況＞

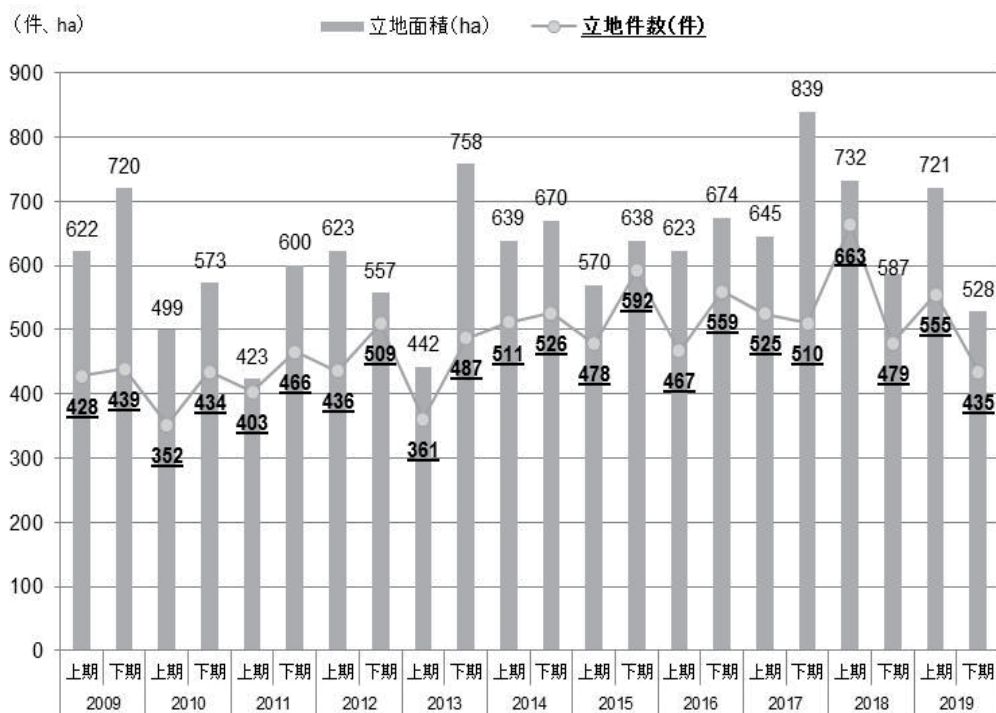


（出所） 日本銀行調査統計局「全国企業短期経済観測調査（短観）（2020年6月調査全容）」を基に本資産運用会社が作成
（注） 上記は実績値を記載しています。

(ロ) 工場用地の動向

本投資法人は、取得対象としての工場用地のポテンシャルは大きいと考えています。経済産業省の工場立地動向調査によれば、工場立地件数、工場立地面積ともに安定的に推移しています（図7）。

図7：＜工場立地件数及び工場立地面積の推移＞

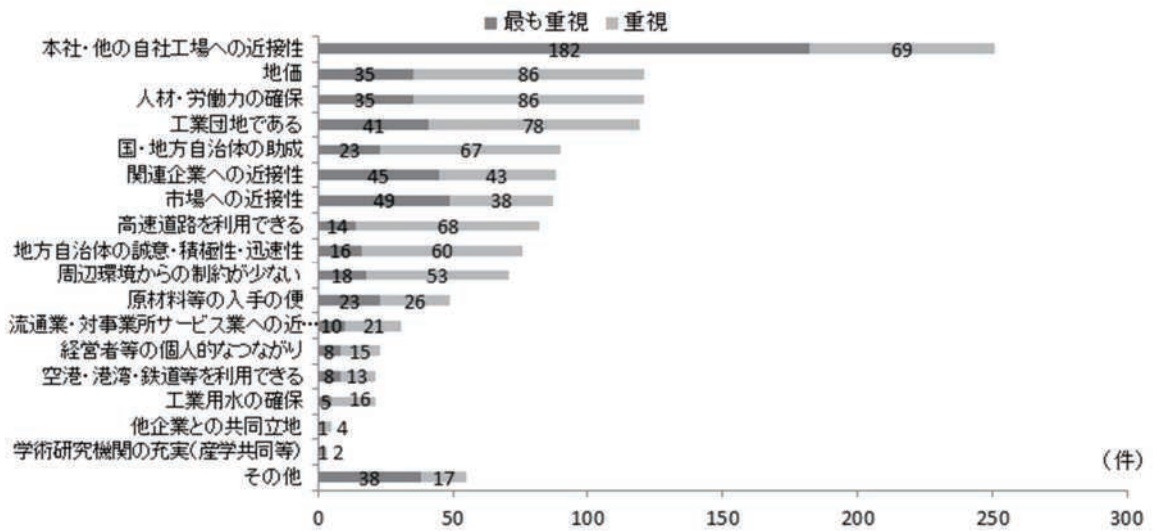


(出所) 経済産業省「2019年工場立地動向調査（1－12月期）結果（速報）」

(注) 工場を建設する目的で1,000㎡以上の用地を取得した製造業、ガス業、熱供給業、電気業の事業者が対象です。

なお、同調査において本社と同じ県内に立地する件数（県内立地件数）は、全立地件数の6～7割で推移しており、立地地点の選定理由は、「本社・他の自社工場への近接性」を重視する企業が最も多く、「地価」及び「人材・労働力の確保」等も挙げられています（図8）。

図8：＜県内立地の動向（立地地点の選定理由）＞



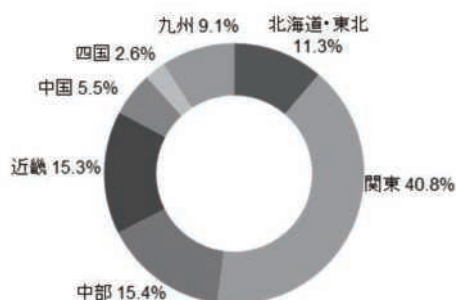
(出所) 経済産業省「2019年工場立地動向（1－12月期）調査結果（速報）」

(注) 主な選定理由を三つ以内で選び、最も重視した理由があれば、更にその中から一つだけ選び、最も重視した理由と重視した理由とをあわせた数が、全体の選定理由数です。

⑤ 都道府県人口、県内総生産

本投資法人の取得予定資産取得後におけるポートフォリオのうち、66.5%が東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）に、19.2%が大阪圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在しています（いずれも期末算定価額又は鑑定評価額ベース）。他方、地域毎に分類した県内総生産（名目）の割合は関東が40.8%、近畿が15.3%となっています（図9）。また、取得予定資産は、全ての物件が東京圏に位置しています。

図9：＜地域別・都道府県別県内総生産（名目）＞



（単位：兆円）

都 道 府 県 名	県内総生産
東 京 都	104.5
愛 知 県	39.4
大 阪 府	39.0
神 奈 川 県	34.6
埼 玉 県	22.7
兵 庫 県	20.9
千 葉 県	20.4
北 海 道	19.0
福 岡 県	19.1
静 岡 県	17.0

（出所） 内閣府経済社会総合研究所「平成28年度県民経済計算について」（2019年11月29日公表）

（注） 0.1兆円未満を四捨五入して表示しています。

図10：＜都道府県別総人口＞

（単位：万人）

	都道府県名	総人口
1	東京都	1,362.3
2	神奈川県	914.4
3	大阪府	883.2
4	愛知県	750.6
5	埼玉県	728.9
6	千葉県	623.5
7	兵庫県	551.9
8	北海道	535.1
9	福岡県	510.4
10	静岡県	368.7
11	茨城県	290.4
12	広島県	283.7
13	京都府	260.5
14	宮城県	233.0
15	新潟県	228.5

(出所) 内閣府経済社会総合研究所「平成 28 年度県民経済計算について」(2019 年 11 月 29 日公表)

(注) 0.1 万人未満は切り捨てて表示しています。

2 投資対象

(1) 第26期取得済資産及び取得予定資産の概要

本投資法人は、第26期（自2020年2月1日至2020年7月31日）に、後記「① 第26期取得済資産及び取得予定資産一覧」の「第26期取得済資産」欄に記載する4物件（当該不動産を信託財産とする信託受益権での取得を含みます。）を取得しました。

更に、本投資法人は、本募集の完了後、本募集及び本第三者割当において調達される資金、新規借入金及び手元資金により、後記「① 第26期取得済資産及び取得予定資産一覧」の「取得予定資産」欄に記載する3物件（当該不動産を信託財産とする信託受益権での取得を含みます。）を取得する予定です。

第26期取得済資産及び取得予定資産の概要は、後記の各表に記載のとおりです。なお、各表は、原則として2020年7月16日現在を基準として記載しています。

また、本書の日付現在、本投資法人は、取得予定資産について、売主との間で不動産売買契約又は信託受益権売買契約（以下「売買契約」と総称します。）をそれぞれ締結しています。なお、IIF 湘南ヘルスインnopark（準共有持分3%）、IIF 湘南ヘルスインnopark（準共有持分57%）及びIIF 市原マニファクチュアリングセンター（底地）に係る売買契約は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に定めるフォワード・コミットメント等（先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいいます。以下同じです。）に該当します。

IIF 湘南ヘルスインnopark（準共有持分3%）及びIIF 湘南ヘルスインnopark（準共有持分57%）に係る各売買契約において、本投資法人は、本投資法人の表明及び保証の重大な違反（当該違反につき売主において知っていたものを除きます。）に起因して売主が被った損害を、売主に対して補償するものとされています。かかる補償義務については、(i)売主からの個別請求に係る損害額が5,000万円以下の場合にはすべて免責されるものとし、(ii)損害額が5,000万円を超える個別請求の累計額が5億円以下の場合についてもすべて免責されるものとし、(iii)5,000万円を超える個別賠償請求の累計が5億円を超過する場合に、その超過額に限り、売買代金の5%を上限として認められるものとされています。加えて、上記のほか、売買契約に基づく自らの義務の違反に起因又は関連して相手方が損害等を被った場合、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）その他の法令及び本契約の定めに従って、相手方の損害等を賠償するものとされています。ただし、当該売買契約においては、本投資法人が売買代金の支払に必要な資金調達を完了できたことを条件として、売買代金の支払義務が発生するものとされています。

IIF 市原マニファクチュアリングセンター（底地）に係る売買契約においては、本投資法人が売買契約に定める合意事項に違反し又は不実の表明保証を行い、売買契約が解除された場合には、本投資法人は、売主に対し、売買代金総額の20%相当額を違約金として支払うものとされています。ただし、IIF 市原マニファクチュアリングセンター（底地）に係る売買契約においては、本投資法人が売買代金の支払に必要な資金調達（融資、増資を含みますが、これに限られません。以下同じです。）を完了できたことを条件として売買代金の支払義務が発生するものとされています。

① 第 26 期取得済資産及び取得予定資産一覧

	アセット クラス	アセット カテゴリー (注 1)	物件 番号	物件名称	所在地	取得 (予定) 年月日	売主(注 2)	取得 (予定) 価格 (百万円)
第 26 期 取 得 済 資 産	インダストリアル 不動産	物流施設	L-49	IIF 広島西風新都 ロジスティクスセンター	広島県 広島市	2020 年 4 月 30 日	SPC	6,208
		工場・研究 開発施設等	F-15	IIF 厚木マニユファク チュアリングセンター (建物)	神奈川県 厚木市	2020 年 6 月 1 日	国内事業会社	6,960
			F-20	IIF 横浜都筑 R&D センター	神奈川県 横浜市	2020 年 3 月 2 日	株式会社アイネス (注 3)	5,900
			F-21	IIF 岡崎マニユファク チュアリングセンター (底地)	愛知県 岡崎市	2020 年 7 月 15 日	SPC(注 3)	3,930
			第 26 期取得済資産 小計					
取 得 予 定 資 産	インダストリアル 不動産	物流施設	L-50	IIF 湘南ロジスティクス センター	神奈川県 高座郡 寒川町	2020 年 8 月 12 日 (注 4)	戸田建設株式会社 (注 3)	7,380
		工場・研究 開発施設等	F-22	IIF 湘南ヘルス イノベーションパーク (準共有持分 60%)	神奈川県 藤沢市	準共有持 分 3% : 2020 年 9 月 30 日 準共有持 分 57% : 2020 年 9 月 30 日	武田薬品工業株式会社 (注 3)	準共有持分 3% : 1,155 /準共有持分 57% : 21,945
			F-23	IIF 市原マニユファク チュアリングセンター (底地)	千葉県 市原市	2020 年 10 月 5 日	国内事業会社 (注 3)	15,910
			取得予定資産 小計					
第 26 期取得済資産及び取得予定資産 合計								69,388

- (注 1) アセットカテゴリーの定義及び具体例については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針 (イ) 投資対象とする資産」をご参照ください。
- (注 2) 取得に関してブリッジ機能を利用している場合には、ブリッジ先ではなく元の売主を売主として記載しています。なお、売主又はブリッジ先より開示について承諾が得られていない場合には、属性に応じて国内事業会社又は SPC と記載しています。
- (注 3) IIF 横浜都筑 R&D センター、IIF 岡崎マニファクチュアリングセンター (底地)、IIF 湘南ロジスティクスセンター、IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク (準共有持分 60%) 及び IIF 市原マニファクチュアリングセンター (底地) については、取得に関してブリッジ機能を利用しており、ブリッジ先は、国内事業会社です。
- (注 4) 発行価格等決定日が 2020 年 8 月 5 日となった場合、取得予定日は 2020 年 8 月 13 日に変更されます。発行価格等決定日が 2020 年 8 月 6 日となった場合、取得予定日は 2020 年 8 月 14 日に変更されます。発行価格等決定日が 2020 年 8 月 7 日となった場合、取得予定日は 2020 年 8 月 17 日に変更されます。発行価格等決定日が 2020 年 8 月 11 日となった場合、取得予定日は 2020 年 8 月 18 日に変更されます。

② 「継続性」及び「汎用性」の分析(注)

物件番号	物件名称	継続性	汎用性
L-50	IIF 湘南ロジスティクスセンター	■期間 20 年（残存 9.2 年）の定期建物賃貸借契約に裏付けられた継続性 ■神奈川県及び東京都・山梨県の一部をカバーするテナントにとっての重要物流拠点 ■医療品の配送拠点として不可欠な多様な温度管理、多品種の在庫管理を可能とする高い機能性を有した建物スペック	■圏央道「寒川南」ICから約1.0kmに位置し、圏央道を経由して東名高速、中央道をはじめとする各高速道路も利用可能で、広域へのアクセスが可能 ■JR相模線「寒川」駅からは約1.4km、最寄りのバス停からは徒歩約3分に立地し、「寒川」駅、「茅ヶ崎」駅周辺には住宅地が集積しており、雇用確保の観点からも良好な立地 ■建物は高床式、床荷重600～750kg/m²、天井高2.7～4.3mであり、かつ、自動倉庫、常温・定温倉庫、危険物倉庫等を有する、汎用性と高い機能性を兼ね備えた建物スペック
F-22	IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）	■2018 年 4 月に開所した武田薬品工業株式会社の大規模研究開発施設（「湘南ヘルスイノベーションパーク」（略称：湘南アイパーク）） ■産官学から創薬・創薬支援・次世代医療・AI/IOT・ベンチャーキャピタル等の企業・医療機関の企業等が集積し、今後市場拡大が期待される「再生医療」、「希少疾患」、「認知症」、「未病」等の最先端医療分野での産業化を目指す施設 ■武田薬品工業株式会社との期間 20 年（5 年間解約不可）の建物賃貸借契約に裏付けられた高い継続性	■JR東海道本線「大船」駅から約2.7km、「藤沢」駅から約2.1kmに立地。東京国際空港（羽田空港）からもアクセスが良く、国内外の拠点へのアクセスが良好。本施設に近接する新駅の構想も存在 ■創薬の研究を主体に設計、建設され、運営される施設であり、医薬品開発を行う企業向け施設としての汎用性は高い ■創薬ベンチャー企業の支援から大手企業の研究所移転ニーズにも対応する充実した研究・オフィス設備を完備し、2020年6月末日時点で約60社が入居
F-23	IIF 市原マニファクチュアリングセンター（底地）	■造船エリア（A 区画）は、現テナントとの賃貸借契約において、一定の解約不可期間を設定することで、中期的な建物利用の継続性を確保 ■橋梁・機械・エネルギー等エリア（B 区画）は、現テナントが参画する合弁会社が再生可能エネルギー施設を建設中であり、期間 23 年（解約不可期間有り）の事業用借地権設定契約に裏付けられた高い継続性と長期・安定利用が見込まれる	■館山自動車道「蘇我」ICから約4.5km、国道16号から約2.2kmの「京葉工業地域」内に位置し、24 時間稼働が可能な汎用性の高い立地 ■東京湾の京葉シーバースからのアクセスが良好な市原市へは、化学製品の関連企業を中心に企業の進出ニーズは高く、特に東京湾に面する本物件は海上輸送に適した立地ポテンシャルを有する ■高速道路へのアクセスも良く、広大な整形地であり、工場以外にも物流施設等の産業用途に活用可能

(注) 「継続性」及び「汎用性」の分析は、本資産運用会社が取得予定資産の取得の意思決定に際し、デュー・デリジェンス手続においてシービーアールイー株式会社、サヴィルズ・ジャパン株式会社及び株式会社三菱総合研究所から取得したレポートを含む資料及び情報に基づく本資産運用会社の判断を記載しています。なお、「継続性」とは賃貸借人の継続利用の蓋然性を意味し、「汎用性」とは不動産としての汎用性を意味します。

③ 取得予定資産の設計者、構造設計者、施工者、確認検査機関

物件番号	物件名称	設計者(注)	構造設計者(注)	施工者(注)	確認検査機関(注)
L-50	IIF 湘南ロジスティクスセンター	戸田建設株式会社横浜支店 一級建築士事務所	戸田建設株式会社横浜支店 一級建築士事務所	戸田建設株式会社 横浜支店	日本 ERI 株式会社
F-22	IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク (準共有持分 60%)	株式会社竹中工務店 東京一級建築士事務所	株式会社竹中工務店 東京一級建築士事務所	株式会社竹中工務店 東京本店	財団法人日本建築センター

(注) 設計者、構造設計者、施工者及び確認検査機関の各欄に記載の名称については、各不動産及び信託不動産の竣工時又は新築若しくは増築の検査済証取得時における名称を記載しています。

④ 第 26 期取得済資産及び取得予定資産に関する地震リスク分析報告書の概要

第 26 期取得済資産及び取得予定資産に係る建物については、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社の共同報告により、IIF 広島西風新都ロジスティクスセンターについては 2019 年 10 月 16 日付、IIF 厚木マニュファクチャリングセンター（建物）については 2019 年 10 月 18 日付、IIF 横浜都筑 R&D センターについては 2019 年 8 月 21 日付、IIF 湘南ロジスティクスセンターについては 2019 年 12 月 4 日付及び IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）については 2020 年 2 月 18 日付の地震リスク評価報告書が作成されています。ただし、本地震リスク評価報告書については、本投資法人がその内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。なお、「PML（予想最大損失率）」とは、統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、対象建物に損失を与えると想定される大小の地震に対して、損失額及び年超過確率の関係から、超過確率 0.21%（再現期間 475 年）における、地震に対する「建物の予想損失額」／「建物再調達価格」（%）を意味します。ただし、予想損失額は、地震動による建物（構造部材・非構造部材・建築設備）のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

物件番号	物件名称	地震リスク分析報告書
		PML（予想最大損失率）（%）
L-49	IIF 広島西風新都ロジスティクスセンター(注)	1.2
F-15	IIF 厚木マニュファクチャリングセンター（建物）	8.0
F-20	IIF 横浜都筑 R&D センター	6.6
L-50	IIF 湘南ロジスティクスセンター	6.8
F-22	IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）	0.3

(注) 「IIF 広島西風新都ロジスティクスセンター」については、地震リスク分析報告書作成時点において建物が完成していなかったため、建物の設計図等のみに基づいて行われた地震リスク分析の結果作成された地震リスク評価報告書に基づき記載しています。

⑤ 取得予定資産についての津波又は地震による被害の可能性に関するデュー・デリジェンスの結果の概要(注1)

物件 番号	物件名称	津波による浸水被害の 可能性(注2)	地震による外構液状化 被害の可能性(注3)	調査会社
L-50	IIF 湘南ロジスティクス センター	－	低い	株式会社 イー・アール・エス
F-22	IIF 湘南ヘルス イノベーションパーク (準共有持分 60%)	－	かなり低い	株式会社 イー・アール・エス
F-23	IIF 市原マニファク チュアリングセンター (底地)	－	低い	株式会社 イー・アール・エス

(注1) 取得予定資産に係る建物については、津波による浸水被害の可能性（原則として海に面する市町村（政令指定都市は区）に所在し、津波ハザードマップ調査を行っても懸念がないと判断できない場合）又は地震による外構液状化被害の可能性に関して専門家に依頼してデュー・デリジェンスを行っており、株式会社イー・アール・エスにより津波リスク評価報告書及び液状化リスク評価報告書が作成されています。ただし、各評価報告書については、本投資法人がその内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。

なお、上記各評価報告書に関しては、外構液状化被害の可能性について、統一された厳密な定義はなく、また、液状化の発生により取得予定資産の敷地地盤を対象に想定される補修費用を算出しているものであり、液状化による護岸の移動・損傷等についての補修費用は含まれていません。

(注2) 津波による浸水被害の可能性について、調査会社である株式会社イー・アール・エスにより、低いと判定された場合には、「低い」と記載され、低くないと判定された場合には、浸水深が記載されます。なお、取得予定資産については津波による浸水被害の可能性について津波リスク評価報告書は作成されていません。

(注3) 地震による外構液状化被害の可能性の判定について、調査会社である株式会社イー・アール・エスの判定結果は「かなり低い・低い・高い・極めて高い」の4段階で示されます。

(2) 個別物件の概要

第 26 期取得済資産及び取得予定資産の個別物件の概要は、以下のとおりです。

なお、後記の各表の各欄の記載に関する説明は、別途記載される場合を除き、以下のとおりです。

① 「特定資産の概要」欄に関する説明

- ・「物件番号」は、本投資法人が保有する資産を L（物流施設）、F（工場・研究開発施設等）及び I（インフラ施設）の 3 つに分類し、番号を付したものです。
- ・「物件名称」は、本投資法人が本書の日付現在使用している第 26 期取得済資産の名称又は取得予定資産を取得後に使用する予定の名称を記載しています。
- ・「特定資産の種類」は、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の種類を記載しています。
- ・「取得（予定）年月日」は、売買契約書に記載された各不動産又は各信託受益権の譲渡日を記載しています。
- ・「取得（予定）価格」は、売買契約書に記載された各不動産又は各信託受益権の売買代金（税金を含まず、百万円未満を切り捨てています。）を記載しています。
- ・「信託受益権の概要」は、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得（予定）日において効力を有する又は効力を有する予定の第 26 期取得済資産又は取得予定資産に係る信託契約に基づき記載しています。
- ・土地の「所在地」は、原則として住居表示を記載しており、住居表示がない場合には登記簿上の土地地番（複数ある場合にはそのうちの一筆）を記載しています。ただし、本投資法人又は信託受託者が底地のみ保有し又は保有する予定の物件については、登記簿上の土地地番（複数ある場合にはそのうちの一筆）を記載しています。
- ・土地の「面積」は、登記簿上の記載（借地がある場合には借地面積を含みます。）に基づいており、現況とは一致しない場合があります。なお、区分所有建物については、敷地権の対象となる土地全体の地積を、共有及び受益権準共有の場合には全体の地積を、それぞれ記載しています。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・土地の「容積率」は、原則として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）第 52 条第 1 項に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を記載しています。
- ・土地の「建蔽率」は、原則として、建築基準法第 53 条第 1 項に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を記載しています。
- ・土地及び建物の「所有・それ以外の別」は、本投資法人又は信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- ・「建物状況評価の概要」について
本投資法人は、第 26 期取得済資産又は取得予定資産に関し、建物状況調査、緊急・短期・長期に係る修繕更新費用、建築基準法等の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査等の建物状況評価を、株式会社 ERI ソリューション、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、大和不動産鑑定株式会社及び S O M P O リスクマネジメント株式会社に委託し、報告を受けており、本欄にはその概要を記載しています。
なお、短期に係る修繕更新費用が見込まれる場合、「年平均」は短期及び長期に係る修繕更新費用の合計額の 20 年間（IIF 横浜都筑 R&D センター、IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）及び IIF 湘南ロジスティクスセンターについては 12 年間）の年平均を記載しています（本投資法人が一部の準共有持分のみを保有する物件についても、建物全体に係る費用を記載しています。）。また、金額は千円未満を切り捨てて記載しています。ただし、当該報告内容はあくまで上記調査業者の意見であり、本投資法人がその内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。
なお、「調査年月日」は、調査業者により調査・作成された建物状況調査報告書（エンジニアリングレポート）に表示された調査年月日を記載しています。
- ・建物の「構造と階数」及び「種類」は、登記簿上の記載に基づいています。なお、区分所有建物については、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の構造・階数を、共有及び受益権準共有の場合には一棟の建物全体の構造・階数を、それぞれ記載しています。
- ・建物の「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。なお、増築部分がある場合には、登記簿上の増築年月日もあわせて記載しています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づき、附属建物の床面積も含めて記載しています。なお、区分所有建物については、当該専有部分が含まれる一棟の建物全体の延床面積及び専有部分の延床面積を、共有及び受益権準共有の場合には、一棟の建物全体の延床面積を、それぞれ記載しています。
- ・「担保設定の有無」は、本投資法人が負担する担保がある場合にその概要を記載しています。
- ・「PM 会社」は、本投資法人がプロパティ・マネジメント業務を委託している、又は取得後に委託を予定しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。

・「土壌」は、本投資法人の委託に基づき、株式会社フィールド・パートナーズ及び EAI 株式会社が土壌調査を実施し、作成した土壌環境評価報告書及び土地利用履歴（PHASE 1 調査）報告書を基に記載しています。当該各報告内容は、一定時点における上記調査業者の判断と意見であり、本投資法人がその内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

② 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」には、本書の日付現在において各不動産又は各信託受益権の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

③ 「賃貸借の概要」欄に関する説明

- ・「賃貸借の概要」は、各不動産及び信託不動産に関し、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得（予定）日において効力を有する又は効力を有する予定の各不動産又は信託不動産に係る賃貸借契約書の表題及び文言に基づき記載しています。
- ・「業種」は、日本標準産業分類に基づく業種を記載しています。
- ・「賃借人数」は、各不動産及び信託不動産に係る各賃貸借契約書に記載された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸借契約（使用貸借契約を含みます。）の数に基づき記載しています。
- ・「総賃貸面積」は、各不動産及び信託不動産に関し、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得（予定）日において効力を有する又は効力を有する予定の各不動産又は信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積を各賃借人欄に、賃貸面積の合計を合計欄にそれぞれ記載しています。
- ・「稼働率」は、総賃貸可能面積（各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積）に対して総賃貸面積が占める割合を記載しています。各賃借人欄においては、総賃貸可能面積に対して第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得（予定）日において効力を有する又は効力を有する予定の各賃貸借契約書に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積が占める割合を記載しています。
- ・「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に関し、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得予定日において効力を有する又は効力を有する予定の各不動産又は信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物に係る月間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額（複数の賃貸借契約が締結されている不動産及び信託不動産については、その合計額）を記載しています。
- ・「契約期間」及び「敷金・保証金」は、各不動産及び信託不動産に関し、第 26 期取得済資産又は取得予定資産の取得（予定）日において効力を有する又は効力を有する予定の各不動産又は信託不動産に係る各賃貸借契約書に表示された、契約期間並びに敷金及び保証金の予定残高の合計額を記載しています。なお、普通賃貸借契約の更新が行われている場合には、更新に係る直近の合意、原契約の更新条項又は法令により延長された期間を契約期間としています。

④ 「鑑定評価書の概要」欄に関する説明

「鑑定評価書の概要」は、本投資法人が、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所及びシービーアールイー株式会社に投資対象不動産の鑑定評価を委託し作成された各鑑定評価書の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見であり、本投資法人がその内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

⑤ 「本物件の特性」欄に関する説明

「本物件の特性」は、本資産運用会社が取得予定資産の取得の意思決定に際し、デュー・デリジェンス手続においてシービーアールイー株式会社、サヴィルズ・ジャパン株式会社、及び株式会社三菱総合研究所から取得したレポートを含む資料及び情報に基づく本資産運用会社の判断を記載しています。

⑥ 第 26 期取得済資産

L-49 IIF 広島西風新都ロジスティクスセンター						
特定資産の概要						
特定資産の種類		不動産信託受益権		建物状況 評価の概 要	調査業者	株式会社 ERI ソリューション
取得年月日		2020 年 4 月 30 日			調査年月日	2020 年 4 月 21 日
取得価格		6,208 百万円			緊急修繕費	0 円
信託受益 権の概要	信託設定日	2020 年 4 月 30 日			短期修繕費	0 円
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		長期修繕費	319,560,000 円	
	信託期間満了日	2030 年 4 月 30 日		年平均	15,970,000 円 (20 年平均)	
土地	所在地	広島県広島市安佐南区伴南 二丁目 3 番 1 号		建物	構造と階数	本棟：鉄骨造陸屋根 5 階建 附属建物：鉄骨造陸屋根 平家建
	面積	24,312.00 m ²			建築時期	2020 年 3 月 31 日
	用途地域	工業地域、第一種住居地域、 市街化調整区域			延床面積	30,153.58 m ²
	容積率／ 建蔽率(注)	200％／60％			種類	本棟：倉庫・事務所 附属建物：ポンプ室
	所有・それ以外 の別	所有権			所有・それ以外 の別	所有権
担保設定の有無		なし		PM 会社	シービーアールイー株式会社	
土壌： ・調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ ・特記事項 対象地において土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えられています。						

(注) 本物件の建物部分が所在する予定の工業地域の容積率及び建蔽率はそれぞれ 200%及び 60%ですが、本物件の敷地の一部である第一種住居地域部分については容積率及び建蔽率はそれぞれ 200%及び 60%、市街化調整区域部分については容積率及び建蔽率はそれぞれ 100%及び 50%となっています。

特記事項
・該当事項はありません

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
株式会社ネスト ロジスティクス	運輸業	1	28,988.91 m ² (100.0%)	— (注)	20 年間 (2020 年 4 月 30 日から 2040 年 4 月 29 日まで)	— (注)
契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定： ・本契約では借地借家法第 32 条の規定を適用せず、賃料の改定は行わないものとされています。 ・賃貸人及び賃借人は、本契約を途中で解約又は解除することはできないものとされています。						
その他の事項： なし						

(注) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
鑑定評価額	6,870 百万円	
価格時点	2020 年 1 月 31 日	
直接還元法による収益価格	7,080 百万円	
	還元利回り	4.9%
DCF 法による収益価格	6,780 百万円	
	割引率	4.8%
	最終還元利回り	5.1%
原価法による積算価格	6,870 百万円	
	土地割合	29.7%
	建物割合	70.3%

F-15 IIF 厚木マニュファクチャリングセンター（建物）					
特定資産の概要					
特定資産の種類	不動産信託受益権		調査業者	大和不動産鑑定株式会社	
取得年月日	2020 年 6 月 1 日		調査年月日	2019 年 10 月 29 日	
取得価格	6,960 百万円		緊急修繕費	0 円	
信託受益権の概要	信託設定日	2020 年 6 月 1 日	短期修繕費	0 円	
	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	長期修繕費	0 円	
	信託期間満了日	2030 年 6 月 30 日	年平均	0 円（20 年平均）	
土地(注)	所在地	神奈川県厚木市下古沢字紅葉山 832 番地 1 他	建物	構造と階数	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
	面積	64,327.54 m ²		建築時期	2019 年 5 月 31 日
	用途地域	工業地域		延床面積	31,387.81 m ²
	容積率／建蔽率	200％／60％		種類	工場
	所有・それ以外の別	－(注)		所有・それ以外の別	所有権
担保設定の有無		なし	PM 会社		BMS 株式会社

(注) 本投資法人は底地を既に保有しており、底地上の建物のみを取得しました。

特記事項
・本件土地の一部について、送電線路の鉄塔用地を目的として東京電力パワーグリッド株式会社に対して無償で転貸されている他、売主は同社に対して送電線路の架設及び保守等のための立入等を承諾しています。 ・本投資法人は、市光工業株式会社との間で以下の内容について合意しています。 ① 市光工業株式会社が 2019 年 5 月 31 日から 3 年経過時点及び以後 3 年毎に、本投資法人に対し本物件又は本件建物の購入を申し出ることができ、この場合、本投資法人は、本物件を市光工業株式会社との間で合意した価格及びその他の売買条件にて市光工業株式会社に対して売却し又は受託者をして売却させるものとする。 ② 市光工業株式会社を賃借人とする建物賃貸借契約の賃貸借期間中、本投資法人が本物件を第三者に売却し又は受託者をして売却させようとする場合、本投資法人は事前にその旨を市光工業株式会社に通知しなければならず、かつ、市光工業株式会社が当該通知を受け取った日から 20 日以内に本投資法人に対し本物件を購入したい旨を申し出た場合には、市光工業株式会社は、当該申出日から 30 日間、優先的に本投資法人と売買価格その他の売却条件について協議することができ、本投資法人はこれに誠実に応じるものとする。 ③ 本投資法人又は受託者が市光工業株式会社にに対して、市光工業株式会社を賃借人とする建物賃貸借契約に基づき期間満了による建物賃貸借契約の終了を通知する場合、本投資法人は市光工業株式会社にに対して本物件の購入の意思を確認しなければならず、かつ、市光工業株式会社が本投資法人に対し本物件を購入したい旨を申し出た場合には、本投資法人は、本件建物を市光工業株式会社との間で合意した価格及びその他の売買条件にて市光工業株式会社にに対して売却し又は受託者をして売却させるものとし、また、市光工業株式会社は、本件土地について、当該申出日から 30 日間、優先的に本投資法人と売買価格その他の売却条件について協議することができ、本投資法人はこれに誠実に応じるものとする。

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
市光工業株式会社	製造業	1	31,489.37 m ² (100.0%)	— (注)	10 年間 (2019 年 5 月 31 日から 2029 年 5 月 30 日まで)	— (注)
契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定： ・賃料は、固定賃料及び変動賃料とされています。 ・固定賃料は、本契約に基づく賃貸借期間（以下「本賃貸借期間」といいます。）中変更せず、本賃貸借期間中、賃貸人及び賃借人は賃料について借地借家法第 32 条の適用による増減を行うことができないものとされています。 ・変動賃料は、①実際に支払われた又は支払われる予定の本土地及び本建物に係る固定資産税（償却資産税を含みます。）、本土地及び本建物の信託に係る信託報酬、本土地及び本建物の所有者等により支払われる PM 報酬、鑑定評価や ER 等のデュー・デリジェンス費用、建中（建物開発中）地代及びこれに係る前渡金利息の合計金額相当額とこれらの費用項目につき予約契約締結時に支払いが想定されていた金額の合計金額相当額との差額、並びに②本土地及び本建物の取得に要した費用として賃貸人が合理的に定める金額の合計相当額とし、これらに別途消費税を付加するものとされています。 ・賃借人及び賃貸人は、本賃貸借期間中において、本契約を任意に解約することはできないものとされています。						
その他の事項： なし						

(注) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	シービーアールイー株式会社	
鑑定評価額	6,990 百万円	
価格時点	2020 年 1 月 31 日	
直接還元法による収益価格 (有期還元法インウッド式) (注 1)	6,920 百万円	
	有期還元法インウ ッド式割引率	4.0%
DCF 法による収益価格	6,990 百万円	
	割引率	4.0%
	最終還元利回り (注 2)	—
原価法による積算価格	8,770 百万円	
(注 1) 価格時点においては、本物件は事業用定期借地権付建物であったことから、標準的な純収益に割引率と有期の収益期間とを基礎とした複利年金現価率を乗じる方法（有期還元法インウッド式）により求めています。		
(注 2) 価格時点においては、借地期間満了後に事業用借地権設定契約に基づき更地復帰を想定していたため最終還元利回りは採用していません。		
(注 3) 本投資法人による本物件の取得に伴い、本物件に係る事業用借地権設定契約は終了し、本書の日付現在、底地の信託受託者を使用貸主とし、本物件の信託受託者を使用借主とする土地使用貸借契約が締結されています。		

F-20 IIF 横浜都筑 R&D センター					
特定資産の概要					
特定資産の種類		不動産信託受益権	建物状況 評価の概 要	調査業者	株式会社 ERI ソリューション
取得年月日		2020 年 3 月 2 日		調査年月日	2019 年 10 月 16 日
取得価格		5,900 百万円		緊急修繕費	0 円
信託受益 権の概要	信託設定日	2019 年 10 月 31 日		短期修繕費	0 円
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	長期修繕費	590,300,000 円	
	信託期間満了日	2029 年 10 月 31 日	年平均	49,190,000 円（12 年平均）	
土地	所在地	神奈川県横浜市都筑区 牛久保三丁目 9 番 2 号	建物	構造と階数	本棟：鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート造 陸屋根ステンレス鋼板葺 地下 1 階付 5 階建 附属建物：鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建
	面積	9,809.27 ㎡		建築時期	本棟：1991 年 3 月 8 日 附属建物：2009 年 10 月 31 日
	用途地域	第二種住居地域		延床面積	本棟：18,043.92 ㎡ 附属建物：88.50 ㎡
	容積率／ 建蔽率	200％／60％		種類	本棟：研究所 附属建物：浴室
	所有・それ以外 の別	所有権		所有・それ以外 の別	所有権
担保設定の有無		なし	PM 会社	伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社	
土壌： ・調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ ・特記事項 対象地において土壌汚染が存在する可能性は小さいと考えられています。					

特記事項
・EAI 株式会社によるアスベスト調査において、外装仕上素材及び内装仕上塗材の一部等にアスベストの含有が確認されています。本投資法人は、当該アスベストの除去費用（約 360 百万円）に係る資産除去債務を 2020 年 7 月期（第 26 期）から計上しています。

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
株式会社アイネス	情報通信業	1	18,132.42 m ² (100.0%)	— (注)	10 年間 (2019 年 10 月 31 日から 2029 年 10 月 30 日まで)	— (注)
契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定： ・賃借人は、2024 年 10 月 30 日までの間、本契約を解約することはできないものとされています。 ・本契約では借地借家法第 32 条の規定を適用せず、賃料の改定は行わないものとされています。						
その他の事項： なし						

(注) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
鑑定評価額	6,350 百万円	
価格時点	2020 年 1 月 31 日	
直接還元法による収益価格	6,390 百万円	
	還元利回り	4.6%
DCF 法による収益価格	6,330 百万円	
	割引率	4.5% (1 年度から 5 年度まで)、4.6% (6 年度から 10 年度まで)、4.7% (11 年度以降)
	最終還元利回り	4.8%
原価法による積算価格	6,230 百万円	
	土地割合	69.8%
	建物割合	30.2%

F-21 IIF 岡崎マニュファクチュアリングセンター（底地）						
特定資産の概要						
特定資産の種類		不動産信託受益権		建物状況 評価の概 要	調査業者	—
取得年月日		2020 年 7 月 15 日			調査年月日	—
取得価格		3,930 百万円			緊急修繕費	—
信託受益 権の概要	信託設定日	2020 年 7 月 15 日			短期修繕費	—
	信託受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社			長期修繕費	—
	信託期間満了日	2030 年 7 月 31 日		年平均	—	
土地	所在地	愛知県岡崎市牧平町字岡作 34 番 6 他		建物	構造と階数	—
	面積(注)	42,049.87 ㎡			建築時期	—
	用途地域	工業専用地域			延床面積	—
	容積率／ 建蔽率	200％／60％			種類	—
	所有・それ以外 の別	所有権			所有・それ以外 の別	—
担保設定の有無		なし		PM 会社	シービーアールイー株式会社	
土壌： ・調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ ・特記事項 対象地全体は土壌汚染が存在する可能性は比較的小さいが、少量危険物取扱所周辺では油類による土壌汚染が存在すると評価されており、また、危険物倉庫周辺では、油による土壌汚染が懸念されると評価されていますが、周辺の工場設備と当該地は、一定の距離があることから、本物件への影響は小さいとされています。また、対象地は、地下水の飲用利用はなく、また、油の漏えいが確認されていた場所は、通常、人が立ち入るところではなく、加えて、関係者以外の立ち入りはできないことから、土壌汚染対策法の想定する土壌汚染により汚染された地下水の摂取の抑制及び汚染土壌と人が接触する機会の抑制などのばく露管理やばく露経路遮断に相当するため、現在の使用状況では健康への影響が生じるおそれは小さいとされています。						

(注) 取得日付で変更登記申請を行っており、かかる変更登記手続が完了した場合の数値を記載しています。

特記事項
・該当事項はありません

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
三菱 UFJ 信託銀行 株式会社(注 1)	金融業	1	42,049.87 m ² (100.0%)	— (注 2)	20 年間 (2020 年 7 月 15 日から 2040 年 7 月 14 日まで)	— (注 2)
契約種類：事業用借地権設定契約 契約更改・改定： ・本事業用借地権設定契約の存続中に、賃借人の責めに帰さない事由により、本土地上の事務所・工事・倉庫の用に供する建物、設備及び外構についての賃借人と建物賃借人との間の各賃貸借契約（以下、当該賃貸借契約の全て又はそれぞれを「本建物賃貸借契約」といいます。）のいずれかが解除、解約、賃貸借期間の満了その他理由の如何を問わず終了（以下、終了した本建物賃貸借契約を「終了契約」といいます。）し、かつ終了契約の終了日までに新たな建物賃貸借契約が締結されなかった場合には、終了契約の終了日から、本事業用借地権設定契約の賃料（以下「本件賃料」といいます。）は以下の算式による金額分、減額されるものとされています。なお、終了契約に係る賃料の減額後に、異なる本建物賃貸借契約につき上記の事象が生じた場合も同様です。 *本件賃料のうち減額される額＝本件賃料×終了契約に係る賃料が本建物賃貸借契約に係る賃料の合計額に占める割合（以下「構成割合」といいます。） ・いずれかの本建物賃貸借契約について、その賃料（以下「借家賃料」といいます。）につき増減が発生した場合には、借家賃料の増減を、本件賃料に反映させる趣旨で、借家賃料の増減の適用日から、本件賃料は以下の算式により増減されるものとされています。なお、借家賃料の増減後に、再度同じ本建物賃貸借契約又は異なる本建物賃貸借契約につき上記の事象が生じた場合も同様です。 *増減後の本件賃料＝増減前の本件賃料×（増減後の借家賃料合計額÷増減前の借家賃料合計額） ・上記により賃料の減額があった後に、終了契約の賃貸対象部分について新たな建物賃貸借契約（以下「後継建物賃貸借契約」といいます。）が締結された場合、賃借人賃借人は協議の上で、後継建物賃貸借契約に係る構成割合を決定するものとし、後継建物賃貸借契約の賃料発生期間の開始日から、本件賃料は以下の算式による金額分、増額されるものとされています。 *本件賃料のうち増額される額＝本件賃料（減額後）×後継建物賃貸借契約の構成割合÷（100%－後継建物賃貸借契約の構成割合） ・賃借人は、希望する解約日が 2024 年 10 月 16 日より前である場合本契約を解約することはできないとされている一方、希望する解約日が 2024 年 10 月 16 日以降である場合、希望する解約日の 6 か月前までに書面により通知することにより、本契約を解約することができるものとされています。 その他の事項： なし						

(注 1) 本物件上に存する建物は三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として信託されているため、賃借人は三菱 UFJ 信託銀行株式会社です（建物の賃借人とは異なります。）。以下同じです。

(注 2) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
鑑定評価額	4,190 百万円	
価格時点	2020 年 1 月 31 日	
DCF 法による収益価格(注 1)	4,190 百万円	
	割引率	4.4%(1 年度から 5 年度まで)、4.5%(6 年度から 20 年度)
	最終還元利回り	4.6%(注 2)

(注 1) 鑑定機関による評価では直接還元法を採用していないため、DCF 法による収益価格のみを記載しています。

(注 2) 借地期間満了後に事業用借地権設定契約に基づき更地復帰を想定しているため最終還元利回りは採用しておらず、更地復帰価格に対する割引率を使用しています。

⑦ 取得予定資産

L-50 IIF 湘南ロジスティクスセンター						
特定資産の概要						
特定資産の種類		不動産信託受益権		建物状況 評価の概 要	調査業者	株式会社 ERI ソリューション
取得予定年月日		2020 年 8 月 12 日			調査年月日	2020 年 6 月 1 日
取得予定価格		7,380 百万円			緊急修繕費	0 円
信託受益 権の概要	信託設定日	2019 年 12 月 20 日			短期修繕費	0 円
	信託受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社		長期修繕費	137,110,000 円	
	信託期間満了日	2030 年 8 月 31 日		年平均	11,420,000 円 (12 年平均)	
土地	所在地	神奈川県高座郡寒川町 一之宮七丁目 9 番 2 号		建物	構造と階数	本棟：鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 3 階建 附属建物①：鉄骨造陸屋根 平家建 附属建物②：鉄骨造陸屋根 平家建
	面積	17,944.85 ㎡			建築時期	本棟：2009 年 9 月 25 日 附属建物①：2009 年 9 月 25 日 附属建物②：2009 年 9 月 25 日
	用途地域	工業専用地域			延床面積	本棟：19,573.80 ㎡ 附属建物①：118.17 ㎡ 附属建物②：131.88 ㎡
	容積率／ 建ぺい率	200％／60％			種類	本棟：倉庫、事務所 附属建物①：倉庫 附属建物②：倉庫
	所有・それ以外 の別	所有権			所有・それ以外 の別	所有権
担保設定の有無		なし		PM 会社	BMS 株式会社	
土壌： ・調査会社 株式会社フィールド・パートナーズ ・特記事項 土壌汚染が存在する可能性及びばもらい汚染の可能性は小さいと評価されています。						

特記事項
・東京電力パワーグリッド株式会社は送電線路の保守等のために、本件土地の一部に立入等ができるものとされています。

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
株式会社スズケン	卸売業	1	23,728.15 m ² (100.0%)	— (注)	20 年間 (2010 年 1 月 1 日 から 2029 年 12 月 31 日まで)	— (注)
契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定： ・賃料は、経済情勢の大幅な変動により実情に合わなくなった場合のみ、賃貸人と賃借人の協議の上で改定できるものとされています。 ・本契約上、契約締結日以後、本契約が終了するまでの間、賃借人は、賃借人が預託済の敷金及び保証金の残額につきその返還請求権を放棄し、かつ、本契約の解約日の翌日から賃貸借期間満了日までの賃料相当額の違約金を支払うことを条件として、自己の都合により本契約を解約できる旨が定められています。 ・本契約上、賃貸人は、賃貸借期間中、賃借人が預託済の敷金及び保証金の残額を賃借人に返還し、かつ、返還する敷金及び保証金と同額の違約金を解約予定日から 30 日以内に支払うことを条件として、自己の都合により本契約を解約できる旨が定められています。 ・賃貸人及び賃借人は上記の場合を除き、賃貸借期間中、本契約を解約することはできないものとされています。						
その他の事項： なし						

(注) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	シービーアールイー株式会社	
鑑定評価額	8,200 百万円	
価格時点	2020 年 6 月 1 日	
直接還元法による収益価格	8,130 百万円	
	還元利回り	4.4%
DCF 法による収益価格	8,200 百万円	
	割引率	4.1%
	最終還元利回り	4.5%
原価法による積算価格	5,310 百万円	
	土地割合	72.7%
	建物割合	27.3%

本物件の特性

■取得のポイント

- ・大手総合建設会社である戸田建設株式会社への CRE 提案による、ノンコアアセットの売却案件
- ・大手医療品卸業の株式会社スズケンの基幹物流拠点として、自動倉庫、常温・定温倉庫、危険物倉庫等も兼ね備える高機能物流施設
- ・圏央道「寒川南」IC から至近であり、JR 相模線「寒川」駅からも徒歩圏のため雇用確保の観点からも良好な立地

■継続性（現賃借人の継続利用の蓋然性）

- ・期間 20 年（残存 9.2 年）の定期建物賃貸借契約に裏付けられた継続性
- ・神奈川県及び東京都・山梨県の一部をカバーするテナントにとっての重要物流拠点
- ・医療品の配送拠点として不可欠な多様な温度管理、多品種の在庫管理を可能とする高い機能性を有した建物スペック

■汎用性（不動産としての汎用性）

<立地>

- ・圏央道「寒川南」IC から約 1.0km に位置し、圏央道を経由して東名高速、中央道をはじめとする各高速道路も利用可能で、広域へのアクセスが可能
- ・JR 相模線「寒川」駅からは約 1.4km、最寄りのバス停からは徒歩約 3 分に立地し、「寒川」駅、「茅ヶ崎」駅周辺には住宅地が集積しており、雇用確保の観点からも良好な立地

<施設>

- ・建物は高床式、床荷重 600～750kg/m²、天井高 2.7～4.3m であり、かつ、自動倉庫、常温・定温倉庫、危険物倉庫等を有する、汎用性と高い機能性を兼ね備えた建物スペック



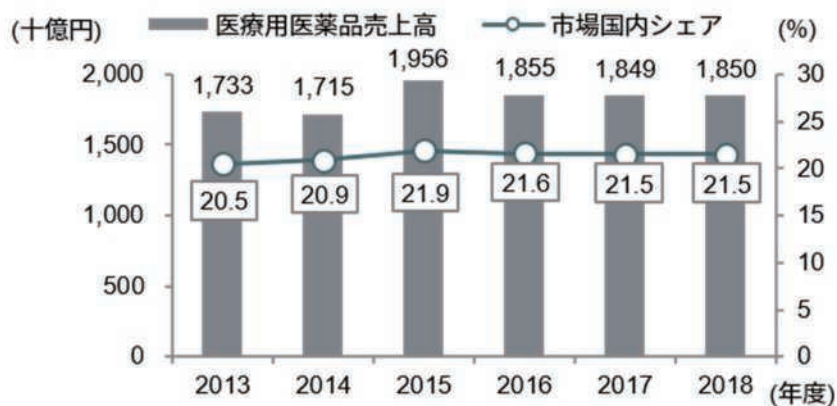
<首都圏の広域配送が可能な株式会社スズケンの重要拠点>

カバーエリア（合計 20 拠点）（神奈川全域、東京・山梨の一部）



(注) 株式会社スズケンへのヒアリングを基に本資産運用会社が作成しています。

＜株式会社スズケンの医療用医薬品売上高と市場国内シェアの推移＞



(出所) 株式会社スズケン「One Suzuken Report 2019 スズケングループ統合報告書」を基に本資産運用会社が作成

＜寒川南 IC 至近、JR 寒川駅徒歩圏の工場集積地に所在＞



＜東西で2つの入出庫バースを備えた作業効率の高い施設＞



F-22 IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）（注）					
特定資産の概要					
特定資産の種類		不動産信託受益権	建物状況 評価の概 要	調査業者	SOMPO リスクマネジメント株式会社
取得予定年月日		準共有持分 3% : 2020 年 9 月 30 日 準共有持分 57% : 2020 年 9 月 30 日		調査年月日	2020 年 3 月 16 日
取得予定価格		準共有持分 3% : 1,155 百万円 準共有持分 57% : 21,945 百万円		緊急修繕費	0 円
信託受益 権の概要	信託設定日	2020 年 9 月 30 日		短期修繕費	0 円
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		長期修繕費	16,450,140,000 円
	信託期間満了日	2030 年 9 月 30 日		年平均	1,370,845,000 円（12 年平均）
土地	所在地	神奈川県藤沢市村岡東 二丁目 26 番地 1	建物	構造と階数	本棟：鉄骨造陸屋根 9 階建 附属建物①：鉄骨造 陸屋根 2 階建 附属建物②：鉄骨造 陸屋根平家建 附属建物③：鉄骨造 陸屋根平家建 附属建物④：鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建 附属建物⑤：鉄骨造 合金メッキ鋼 板ぶき平家建 附属建物⑥：鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建 附属建物⑦：鉄骨造 アルミニウム 板ぶき平家建 附属建物⑧：鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき平家建
	面積	220,356.28 m ²		建築時期	本棟：2011 年 2 月 15 日 附属建物①～⑦： 2011 年 9 月 6 日 附属建物⑧：2013 年 8 月 29 日
	用途地域	工業地域／工業専用地域		延床面積	本棟：293,276.42 m ² 附属建物①：4,122.46 m ² 附属建物②：354.81 m ² 附属建物③：211.91 m ² 附属建物④：174.29 m ² 附属建物⑤：109.68 m ² 附属建物⑥：93.72 m ² 附属建物⑦：18.15 m ² 附属建物⑧：74.20 m ²

土地	容積率／ 建ぺい率	200％／60％	建物	種類	本棟：研究所 附属建物①：機械室、事務所 附属建物②：焼却場 附属建物③：ポンプ室 附属建物④：倉庫 附属建物⑤：守衛所 附属建物⑥：倉庫 附属建物⑦：守衛所 附属建物⑧：更衣室
	所有・それ以外 の別	所有権		所有・それ以外 の別	所有権
担保設定の有無		なし	PM 会社		東京美装興業株式会社
土壌： ・調査会社 EAI 株式会社 ・特記事項 本物件の土地において、六価クロム、砒素、ふっ素及び鉛の溶出量基準不適合が確認されており、また、ふっ素による地下水汚染が確認されていますが、現状対象地において飲用井戸は設置されておらず地下水の飲用はないこと、周辺への拡散リスクは低いことから、現状の建物利用上における建物利用者等への健康被害の可能性は低いと考えられるとされています。					

(注) 本投資法人は、本投資法人が 2020 年 9 月 30 日に IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60％）を取得した後、残りの準共有持分 40％の取得に関し、2022 年 3 月末日までを優先交渉権行使期間とし、価格条件を 15,400 百万円とする、優先交渉権の付与を受けています。これらの行使期間及び価格条件を満たす場合、本投資法人は、他の準共有者が保有する残りの準共有持分 40％の取得に関し、優先的に当該他の準共有者と交渉することができます。ただし、2021 年 9 月末日時点で、2022 年 3 月末日までに本投資法人又は本資産運用会社が指定する者が当該準共有持分を購入する蓋然性が低いと客観的に判断する場合で、本資産運用会社による書面による同意を得た場合、当該他の準共有者は第三者に対する売却活動を開始することができるものとし、同月末日以前であっても、第三者に売却することができるものとされています。なお、本投資法人は本書の日付現在において残りの準共有持分 40％について取得の意思決定をしておらず、本投資法人による残りの準共有持分 40％についての取得の予定はありません。また、当該優先交渉権に基づき本投資法人が残りの準共有持分 40％を取得できる保証はありません。

特記事項
・本投資法人は、本物件の取得に伴い、他の本信託受益権の準共有持分者及び本信託受益権に係る信託受託者との間で受益権準共有者間協定書を締結する予定です。当該準共有者間協定書の主な内容は以下のとおりです。 － 一定の重要事項については、準共有者全員の合意により決定されます。なお、一定期間内に準共有者間で合意できなかった場合、当該事項については承認しない旨判断したものとみなされます。その他の事項については、準共有持分割合が最大である準共有者により決定されます。 － 準共有者が保有する準共有持分の全部又は一部を譲渡する場合には、他の準共有者の事前の承諾（ただし、他の準共有者は、譲渡先の第三者が反社会的勢力であると判断した場合を除き、合理的理由なくかかる承諾を留保又は拒絶できません。）が必要であり、また、他の準共有者が当該準共有持分の購入を希望する場合には、他の者に優先して当該他の準共有者と交渉する必要がある、当該交渉時に通知した価格よりも低い価格で第三者に譲渡する場合には、他の準共有者は当該価格で譲渡を受けることができるとされています。 ・信託受託者は、本物件の運営に関して、三菱商事株式会社に対し、本物件の施設活性化やイノベーション創出の基盤となるテナントの最適な構成についての検討に対する助言等の業務委託を行う予定です。 ・建物状況調査報告書において建築基準法上の指摘事項がありますが、取得予定日までに現所有者により是正される予定です。

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
武田薬品工業株式会社	製造業	1	112,912.33 m ² (91.9%)	— (注 1)	20 年間 (2020 年 9 月 30 日から 2040 年 9 月 29 日まで)	— (注 1)
賃借人①(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人①(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人①(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人①(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人①(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人②(注 1)	製造業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
賃借人③(注 1)	卸売業	1	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)	— (注 1)
●武田薬品工業株式会社 契約種類：普通建物賃貸借契約 契約更改・改定： ・賃貸借期間中、理由の如何を問わず、賃料の改定は行わないものとされています(注 2)。 ・賃借人は、賃貸借期間が 5 年を超えたとき、解約希望日の 1 年 6 か月前までに賃貸人に対し書面により解約の申入れを行うことにより、賃貸借面積のうち、転貸区画を含む一部の区画 (63,460.33 m²) につき、その全部又は一部を解約することができます。また、賃借人は、賃貸借期間が 10 年を超えたとき、解約希望日の 1 年 6 か月前までに賃貸人に対し書面により解約の申入れを行うことにより、本契約の全部を解約することができます。 ●賃借人①(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人①(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人①(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人①(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人①(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人②(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。 ●賃借人③(注 1) 契約種類：定期建物賃貸借契約 契約更改・改定：その他の内容については、賃借人からの同意が得られていないため、非開示とします。						
その他の事項： なし						

(注 1) 賃借人からの同意が得られていないため、非開示としています。

(注 2) 普通建物賃貸借契約であるため、借地借家法に定める賃料減額請求権は排除されていません。

鑑定評価書の概要	
鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	25,680 百万円
価格時点	2020 年 6 月 1 日
(注) 準共有持分（60％）に対応する鑑定評価額については、本物件全体の鑑定評価相当額に準共有持分割合を乗じて算定しています。以下は本物件全体の鑑定評価相当額です。	

<ご参考：本物件全体の鑑定評価額>

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所	
鑑定評価額	42,800 百万円	
価格時点	2020 年 6 月 1 日	
直接還元法による収益価格	42,800 百万円	
	還元利回り	5.4%
DCF 法による収益価格	42,700 百万円	
	割引率	4.9%
	最終還元利回り	5.3%
原価法による積算価格	44,200 百万円	
	土地割合	31.7%
	建物割合	68.3%

本物件の特性

■取得のポイント

- ・武田薬品工業株式会社とのマスターリース契約により中期的に安定した収益を確保
- ・本資産運用会社と武田薬品工業株式会社は施設活性化を目的とする基本協定書を締結し、三菱商事株式会社の知見も活用しながら本物件の更なる資産価値向上に取り組む
- ・空き区画のリーシングが進み、中長期的にマスターリース契約からエンドテナントとの直接契約への移行が実現した場合には収益向上の機会も存在

■継続性（現賃借人の継続利用の蓋然性）

- ・2018年4月に開所した武田薬品工業株式会社の大規模研究開発施設（「湘南ヘルスイノベーションパーク」（略称：湘南アイパーク））
- ・産官学から創薬・創薬支援・次世代医療・AI/IOT・ベンチャーキャピタル等の企業・医療機関の企業等が集積し、今後市場拡大が期待される「再生医療」、「希少疾患」、「認知症」、「未病」等の最先端医療分野での産業化を目指す施設
- ・武田薬品工業株式会社との期間20年（5年間解約不可）の建物賃貸借契約に裏付けられた高い継続性

■汎用性（不動産としての汎用性）

<立地>

- ・JR東海道本線「大船」駅から約2.7km、「藤沢」駅から約2.1kmに立地。東京国際空港（羽田空港）からもアクセスが良く、国内外の拠点へのアクセスが良好。本施設に近接する新駅の構想も存在

<施設>

- ・創薬の研究を主体に設計、建設され、運営される施設であり、医薬品開発を行う企業向け施設としての汎用性は高い
- ・創薬ベンチャー企業の支援から大手企業の研究所移転ニーズにも対応する充実した研究・オフィス設備を完備し、2020年6月末日時点で約60社が入居



<本資産運用会社と武田薬品工業株式会社はイノベーションパークとしての成功及び価値向上を目的とした基本協定書を締結>



<充実した設備環境>

約 30 万平方メートルの床面積に、最先端のライフサイエンステクノロジー研究もカバーする充実した設備環境に加え、イノベーション創出の触媒となるコミュニケーションスペース等も完備

■76 のウェットラボ(注)スイート（生化学・合成実験エリア等）、充実した共有実験機器（汎用機器及び高額機器）を完備



(注) 「ウェットラボ」とは、物理・化学の実験を装置や薬品を用いて実際に行うこと、又はそのための研究室をいいます。

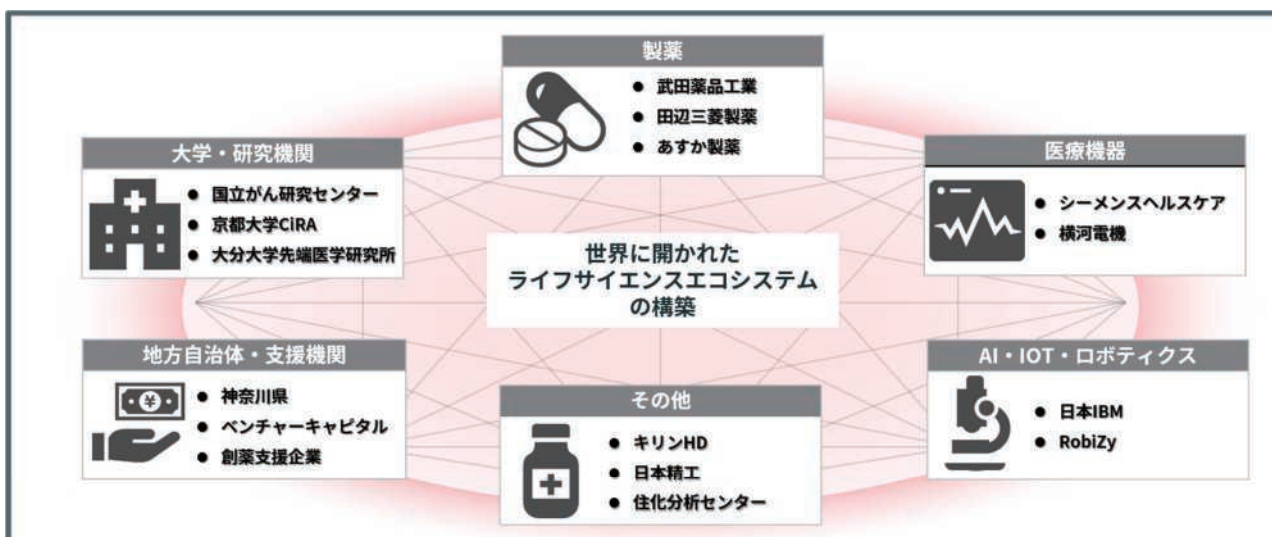
■イノベーション創出の触媒となるコミュニケーションスペース・アメニティ
コミュニケーションスペース



＜産官学から多様な企業等が入居し、コラボレーションを推進することにより新たな価値創出を図る＞

「世界に開かれたライフサイエンスエコシステム(注)の構築」をミッションとし、日本を代表するイノベーションパークを目指す

(注) 「ライフサイエンスエコシステム」とは、製薬企業のみならず、次世代医療、AIに関連する企業、ベンチャーキャピタル及び行政など、幅広い業種や規模の産官学が結集し、複数の企業等がライフサイエンス分野における商品開発や事業活動等でパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら業界の枠や国境を越えて広く共存共栄していく仕組みをいいます。

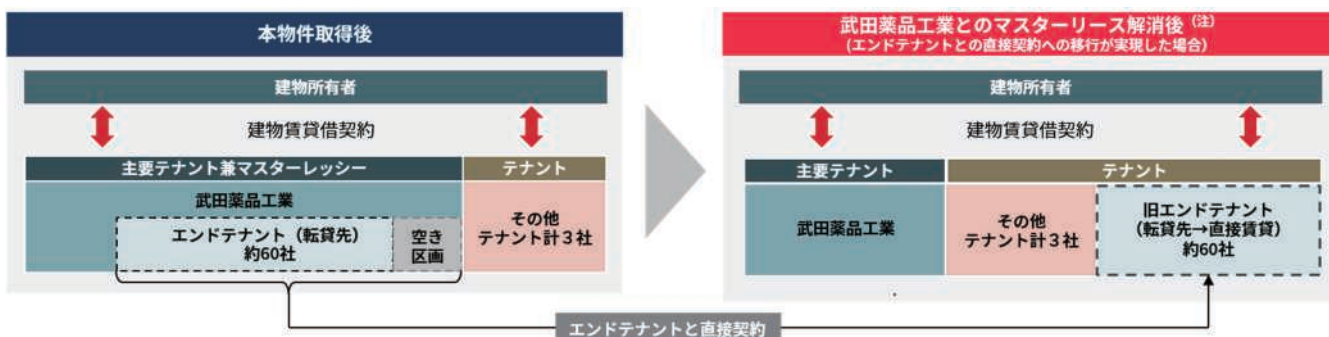


今後市場拡大が期待される最先端医療分野での産業化を目指す施設



＜武田薬品工業株式会社との長期賃貸借契約に裏付けられた高い安定性を確保すると共に、中長期的には収益向上の機会も存在＞

- ・ 中期的には、武田薬品工業株式会社とのマスターリース契約（契約期間 20 年/解約不可期間 5 年）により安定した収益を享受
- ・ 空き区画のリーシングが進み、中長期的にマスターリース契約から武田薬品工業株式会社他、エンドテナントとの直接契約への移行が実現した場合には収益向上の機会も存在（※2020 年 3 月末日現在、エンドテナントベース稼働率：約 90%）
- ・ なお、空き区画の区画形成等のための追加改修工事として約 20 億円の支出（本投資法人は、このうち、当該金額に持分割合 60%を乗じた金額を負担する予定）を見込む



(注) マスターリース契約から武田薬品工業株式会社他、エンドテナントとの直接契約への移行が実現した場合のイメージ図であり、必ずしもエンドテナントとの直接契約への移行が実現するとは限りません。

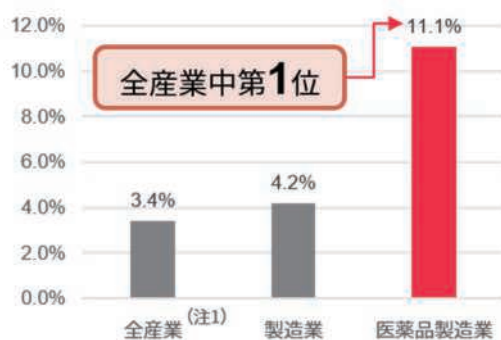
<全世界の医薬品研究開発費の合計（2010年～2024年）>



(出所) Evaluate Ltd. 「World Preview 2019, Outlook to 2024」を基に本資産運用会社が作成

(注) Evaluate Ltd.は、各国の製薬及びバイオテクノロジー市場に関する情報の収集及び分析を行う調査会社です。Evaluate Ltd.による医薬品研究開発費の予測は、主要な証券アナリストによる企業全体の研究開発費予測（医薬品以外の研究開発も行っている企業の場合は、医薬品のみの研究開発費を推定）のコンセンサスに基づくものです。なお、実際の医薬品研究開発費の推移と一致する保証はありません。

<産業別 売上高に占める研究開発費の比率>

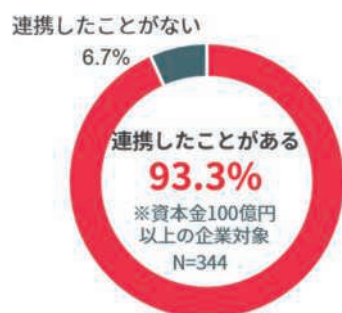


(出所) 日本製薬工業協会「DATA BOOK 2020」を基に本資産運用会社が作成

(注 1) 「全産業」は、特殊法人・独立行政法人、金融・保険業を除きます。

(注 2) 「DATA BOOK 2020」記載の各数値を基に、小数第 2 位を四捨五入して記載しています。

<民間企業の研究活動における他組織との連携の有無>



(出所) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「民間企業の研究活動に関する調査報告 2019」を基に本資産運用会社が作成

F-23 IIF 市原マニファクチュアリングセンター（底地）					
特定資産の概要					
特定資産の種類		不動産信託受益権	建物状況 評価の概 要	調査業者	－
取得予定年月日		2020 年 10 月 5 日		調査年月日	－
取得予定価格		15,910 百万円		緊急修繕費	－
信託受益 権の概要	信託設定日	2020 年 4 月 30 日		短期修繕費	－
	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		長期修繕費	－
	信託期間満了日	2030 年 10 月 30 日		年平均	－
土地	所在地	千葉県市原市八幡海岸通 1 番 1 他	建物	構造と階数	－
	面積	637,802.64 m ²		建築時期	－
	用途地域	工業専用地域		延床面積	－
	容積率／ 建ぺい率	200％／60％		種類	－
	所有・それ以外 の別	所有権		所有・それ以外 の別	－
担保設定の有無		なし	PM 会社	株式会社シーアールイー	
土壌：					
・調査会社 EAI 株式会社					
・特記事項 本物件において鉛の土壌含有量基準を超過した汚染土壌がいくつかのエリアで確認されていますが、地表面はアスファルト等でほぼ被覆されているため裸地からの汚染土壌の経口摂取のおそれは低いと考えられるとされています。また、本物件において鉛の土壌溶出量基準を超過した汚染土壌が 2 つの調査地点で確認されていますが、それらの地点の地下水調査では鉛は不検出であったため、限定された調査の範囲においては、鉛の溶出量基準の超過が確認された地点からの汚染が対象地周辺に拡散している可能性は低いと考えられるとされています。 なお、借地契約において、賃貸借期間が満了し、延長契約若しくは再契約が締結されない場合、又は解除により終了した場合には、賃借人は自らの費用によって本件土地上の建物等を収去して本件土地を更地の状態にした上で、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないとされています。なお、「更地の状態」とは、法令、条例又は土壌汚染に係る環境基準等に抵触する有害物質（ただし、借地人の使用収益に起因しないことが明らかな有害物質に関してはこの限りではありません。）のない状態にすること等を含むものとされています。					

特記事項
・本件土地の一部について、配管及び送電線路等のための土地立入等を目的として発電事業者(注)に対して地役権が設 定されています。 (注) 地役権者から開示について承諾が得られていないため、属性に応じて発電事業者と記載しています。 ・本件土地の一部について、送電線路の鉄塔用地等を目的として東京電力パワーグリッド株式会社に対して賃貸されて いる他、信託受託者は同社に対して送電線路の架設及び保守等のために立入等を承諾しています。 ・受託者は、隣接地の所有者との間で、本件土地及び隣接地の一部について、共同で使用することを合意しています。

賃貸借の概要						
賃借人名	業種	賃借人数	総賃貸面積 (稼働率)	年間賃料 (消費税別)	契約期間	敷金・保証金
株式会社三井 E&S ホールディングス①	製造業	1	333,476.88 m ² (52.3%)	— (注)	10 年間 (2020 年 4 月 30 日から 2030 年 4 月 29 日まで)	— (注)
株式会社三井 E&S ホールディングス②	製造業	1	304,325.76 m ² (47.7%)	— (注)	23 年間 (2020 年 4 月 30 日から 2043 年 4 月 29 日まで)	— (注)
株式会社三井 E&S ホールディングス① 契約種類：事業用借地権設定契約 契約更改・改定： ・賃貸人及び賃借人は、契約期間中、賃料の改定を行わないものとし、本件土地の一部又は全部が本件建物等の法定点検その他の点検、調査、修繕工事若しくは更新工事その他の事由により一時的に使用及び収益することができなくなり、又は、本件土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合であっても、本件賃料を減額しないものとされています。 ・賃借人は、本契約期間開始日の 4 年後から 8 年後までの間の各応当日に、その 2 年後の応当日に本契約を解約する旨の通知をすることにより、本契約を解約することができるものとされています。 ・賃借人が、賃借人に替わる本件土地の新たな賃借希望者（ただし、賃貸人の満足する者に限ります。）を賃貸人に斡旋し、賃貸人が当該賃借希望者との間で賃貸人が満足する内容及び様式の借地権設定契約が締結されることが確実である場合、本契約を合意解約することができるものとされています。 株式会社三井 E&S ホールディングス② 契約種類：事業用借地権設定契約 契約更改・改定： ・賃貸人及び賃借人は、契約期間中、賃料の改定を行わないものとし、本件土地の一部又は全部が本件建物等の法定点検その他の点検、調査、修繕工事若しくは更新工事その他の事由により一時的に使用及び収益することができなくなり、又は、本件土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益することができなくなった場合であっても、本件賃料を減額しないものとされています。 ・賃借人は、本契約期間開始日の 15 年後から 21 年後までの間の各応当日に、その 2 年後の応当日に本契約を解約する旨の通知をすることにより、本契約を解約できるとされています。 ・賃借人が、賃借人に替わる本件土地の新たな賃借希望者（ただし、賃貸人の満足する者に限ります。）を賃貸人に斡旋し、賃貸人が当該賃借希望者との間で賃貸人が満足する内容及び様式の借地権設定契約が締結されることが確実である場合、本契約を合意解約できるとされています。 その他の事項： 株式会社三井 E&S ホールディングス① ・賃貸借期間中において、信託受託者が本物件を第三者に譲渡しようとする場合（信託契約の終了に伴い、本物件が信託契約の受益者に対して移転する場合を除きます。）、信託受託者は賃借人に対し譲渡希望の旨を書面にて通知することとされています。賃借人は、一定期間内に、信託受託者に対して本物件の譲受けを希望する旨を書面にて通知することにより、賃借人は優先交渉期間において、信託受託者との間で本物件の譲受けについて、優先的に交渉できることとされています。なお、上記は信託受益権の譲渡については適用されません。 ・賃借人は、本契約に基づき本件土地を使用収益することに関連して賃貸人が被る損害等を補償するものとされています。賃借人は、本件土地の有害物質による汚染により、本件土地の土壌を本件土地外に搬出する必要が生じた場合には、賃貸人の指示に従い、賃借人の費用及び責任において速やかに搬出を行い、本件土地及び本件土地上の建物等における有害物質の使用若しくは保管、又は本件土地の有害物質による汚染に起因して賃借人又第三者に損害、損失、費用等が生じた場合には当該損失等の一切を補償することとされています。 ・賃貸借期間が満了し、延長契約若しくは再契約が締結されない場合、又は解除により終了した場合には、賃借人は自らの費用によって本件土地上の建物等を収去して本件土地を更地の状態にした上で、本件土地の全部を賃貸人に対し明け渡さなければならないとされています。なお、「更地の状態」とは、法令、条例又は土壌汚染に係る環境基準等に抵触する有害物質（ただし、借地人の使用収益に起因しないことが明らかな有害物質に関してはこの限りではありません。）のない状態にすること等を含むものとされています。 株式会社三井 E&S ホールディングス② 同上						

(注) 賃借人からの同意を得られていないため、非開示としています。

鑑定評価書の概要		
鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
鑑定評価額	(合計) 18,230 百万円	
	(A 区画) 6,130 百万円	
	(B 区画) 12,100 百万円	
価格時点	2020 年 6 月 1 日	
DCF 法による収益価格 (A 区画)	6,130 百万円	
	割引率	7.6%(1 年度から 6 年度まで)、 7.7%(7 年度から 9.9 年度)
	最終還元利回り(注)	7.8%
DCF 法による収益価格 (B 区画)	12,100 百万円	
	割引率	4.7%(1 年度から 17 年度まで)、 4.8%(18 年度から 22.9 年度)
	最終還元利回り(注)	4.9%

(注) 借地期間満了後に事業用借地権設定契約に基づき更地復帰を想定しているため最終還元利回りは採用しておらず、更地復帰価格に対する割引率を使用しています。

本物件の特性
■取得のポイント ・売主の事業再編に伴う CRE ニーズを捉え、交通アクセスが良く汎用性の高い首都圏の大型工場底地を取得 ・工業専用地域である「京葉工業地域」内に立地し、工場だけでなく再生可能エネルギー施設や物流施設への転換も可能な汎用性の高い立地ポテンシャル ・東京湾の京葉シーバースからのアクセスが良好な市原市に所在し、高速道路へのアクセスの良さに加え、東京湾にも面するため海上輸送にも適する ■継続性（現賃借人の継続利用の蓋然性） ・造船エリア（A 区画）は、現テナントとの賃貸借契約において、一定の解約不可期間を設定することで、中期的な建物利用の継続性を確保 ・橋梁・機械・エネルギー等エリア（B 区画）は、現テナントが参画する合弁会社が再生可能エネルギー施設を建設中であり、期間 23 年（解約不可期間有り）の事業用借地権設定契約に裏付けられた高い継続性と長期・安定利用が見込まれる ■汎用性（不動産としての汎用性） <立地> ・館山自動車道「蘇我」IC から約 4.5km、国道 16 号から約 2.2km の「京葉工業地域」内に位置し、24 時間稼働が可能な汎用性の高い立地 ・東京湾の京葉シーバースからのアクセスが良好な市原市へは、化学製品の関連企業を中心に企業の進出ニーズは高く、特に東京湾に面する本物件は海上輸送に適した立地ポテンシャルを有する <施設> ・高速道路へのアクセスも良く、広大な整形地であり、工場以外にも物流施設等の産業用途に活用可能



■工業専用地域である「京葉工業地域」内に立地し、工場用地だけでなく、再生可能エネルギー施設や物流施設への転換も可能な汎用性の高い底地



＜A 区画＞造船区画として現テナントが利用



中長期的な利用

- | | |
|---|--------------|
| ① | 一部区画の継続利用 |
| ② | 他の製造業等への工場誘致 |
| ③ | 物流施設への転用等 |

＜B 区画＞橋梁・機械・エネルギー等エリアとして現テナントが利用

三井 E&S グループ、大手総合商社及び大手インフラ会社が参画する合弁会社が本物件内にバイオマス発電所を建設中（2020 年 10 月操業開始予定）

＜バイオマス発電所（建設中）＞



＜各社の強みを活かしたバイオマス発電事業が行われる予定＞



■市原市周辺は、国内有数の産業集積を誇り、化学製品の関連企業を中心に企業の進出ニーズは高く、高速道路へのアクセスの良さに加え、東京湾にも面する本物件は海上輸送にも適した立地ポテンシャルを有する

＜周辺の工場集積の状況＞(注)



(注) 2020年6月3日時点における、各企業の公表情報から確認される東証一部上場企業（東証一部上場企業の傘下企業を含みます。）の工場を記載しています。

＜市原市の工場立地優位性＞

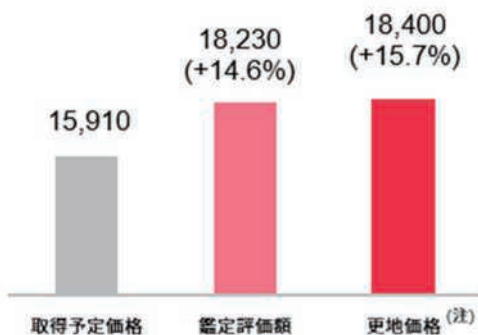
製造品出荷額(上位10市区町村)		(億円)
1	豊田市	145,903
2	川崎市	40,929
3	横浜市	39,975
4	市原市	39,801
5	倉敷市	36,839
6	大阪市	36,816
7	堺市	35,187
8	名古屋市	34,904
9	神戸市	32,556
10	広島市	32,076

(出所) 経済産業省「2018年度工業統計調査」を基に本資産運用会社が作成

<将来の用途変更・テナント誘致を見据えた取得予定価格と借地料>

- ・取得予定価格と鑑定評価額

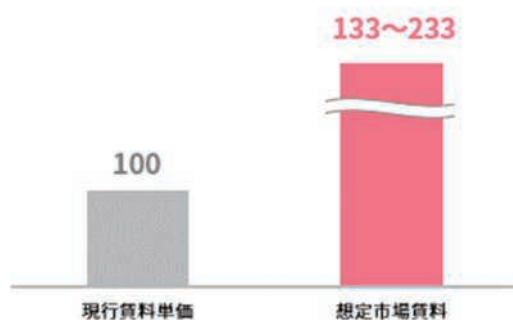
(単位：百万円)



(注) 「更地価格」は、取得時鑑定評価書に記載された積算価格の算定において使用された更地価格を使用しています。

- ・A区画の賃料単価と想定市場賃料(注)

(A区画の現行賃料=100とした場合)



(注) 「想定市場賃料」は、本投資法人及び本資産運用会社の依頼によりシービーアールイー株式会社が作成した「対象不動産における物流施設・工場市況調査」に基づき、シービーアールイー株式会社がIIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）の地代水準として算定した地代の、IIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）のA区画における現行賃料対比の指数を意味します。なお、IIF市原マニュファクチャリングセンター（底地）のA区画に係る賃貸借契約においては、契約期間中、賃料の改定を行わないこととされている上、賃貸借契約解約時において新規にテナントを誘致できる保証はなく、かつ、新規にテナントを誘致した場合であっても、その時点の市場賃料が現行賃料を上回る保証はなく、市場賃料が現行賃料を上回っている場合であっても、かかる市場賃料でテナントに対して賃貸できる保証はありません。

(3) 取得予定資産取得後のポートフォリオ全体の概要

① ポートフォリオ一覧

取得予定資産取得後における本投資法人のポートフォリオのうち、不動産及び不動産信託受益権の内訳は、インダストリアル不動産 69 物件（取得（予定）価格の合計 283,921 百万円）、インフラ不動産 9 物件（取得価格の合計 86,034 百万円）となります。

アセット クラス	目標投 資比率	アセット カテゴリ	エリア (注 1)	物件名称	取得（予定） 価格 (百万円) (注 2)	対資産 総額比 (%)	期末算定 価額又は 鑑定評価 額 (百万円) (注 3)
インダス トリアル 不動産	50%～ 80%	物流施設	東京圏	IIF 東雲ロジスティクスセンター (準共有持分 53%)	13,700	3.7	17,437
				IIF 野田ロジスティクスセンター	6,500	1.8	9,090
				IIF 新砂ロジスティクスセンター	5,300	1.4	7,530
				IIF 越谷ロジスティクスセンター	2,000	0.5	3,130
				IIF 習志野ロジスティクスセンター (底地)	1,190	0.3	3,010
				IIF 習志野ロジスティクスセンター II (注 4)	4,550	1.2	6,420
				IIF 厚木ロジスティクスセンター II	3,100	0.8	4,120
				IIF 横浜都筑ロジスティクスセンター	2,350	0.6	3,500
				IIF さいたまロジスティクスセンター	1,490	0.4	2,180
				IIF 厚木ロジスティクスセンター III	2,290	0.6	3,130
				IIF 川口ロジスティクスセンター	1,770	0.5	4,490
				IIF 柏ロジスティクスセンター	1,810	0.5	2,930
				IIF 三郷ロジスティクスセンター	3,550	1.0	5,450
				IIF 入間ロジスティクスセンター	3,184	0.9	4,140
				IIF 印西ロジスティクスセンター	1,060	0.3	1,380
				IIF 加須ロジスティクスセンター	2,361	0.6	2,840
				IIF 羽村ロジスティクスセンター	820	0.2	934
				IIF 板橋ロジスティクスセンター	1,717	0.5	1,980
				IIF 昭島ロジスティクスセンター	8,019	2.2	8,520
				IIF 湘南ロジスティクスセンター	7,380	2.0	8,200
			大阪圏	IIF 西宮ロジスティクスセンター	2,159	0.6	3,000
				IIF 神戸ロジスティクスセンター	5,193	1.4	7,780
				IIF 東大阪ロジスティクスセンター	2,280	0.6	3,230
				IIF 泉大津 e-shop ロジスティクス センター (底地)	4,000	1.1	4,410
				IIF 泉佐野フードプロセス& ロジスティクスセンター	860	0.2	1,050
				IIF 京田辺ロジスティクスセンター	5,730	1.5	7,530
				IIF 大阪此花ロジスティクスセンター	8,700	2.4	9,820
				IIF 大阪住之江ロジスティクスセンター I	12,100	3.3	14,400
				IIF 大阪住之江ロジスティクスセンター II	2,540	0.7	2,810
				IIF 神戸西ロジスティクス センター (底地)	1,960	0.5	2,250
			名古屋圏	IIF 兵庫たつのロジスティクスセンター	3,915	1.1	4,400
				IIF 名古屋ロジスティクスセンター	1,050	0.3	1,620
			その他	IIF 岐阜各務原ロジスティクスセンター	2,343	0.6	2,820
				IIF 鳥栖ロジスティクスセンター	1,570	0.4	2,000
				IIF 盛岡ロジスティクスセンター	600	0.2	1,250

アセット クラス	目標投 資比率	アセット カテゴリー	エリア (注 1)	物件名称	取得（予定） 価格 (百万円) (注 2)	対資産 総額比 (%)	期末算定 価額又は 鑑定評価 額 (百万円) (注 3)	
インダス トリアル 不動産	50%～ 80%	物流施設	その他	IIF 広島ロジスティクスセンター	3,540	1.0	4,520	
				IIF 福岡古賀ヴィークルロジスティクス センター（底地）	860	0.2	1,010	
				IIF 福岡東ロジスティクスセンター	1,860	0.5	2,100	
				IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅠ	5,170	1.4	5,380	
				IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡ (注 5)	10,179	2.8	11,400	
				IIF 仙台大和ロジスティクスセンター (注 6)	1,546	0.4	1,700	
				IIF 太田ロジスティクスセンター	1,010	0.3	1,160	
				IIF 盛岡ロジスティクスセンターⅡ	1,302	0.4	1,600	
				IIF 札幌ロジスティクスセンター	2,480	0.7	2,600	
				IIF 常陸那珂港ロジスティクスセンター （底地）	1,145	0.3	1,210	
				IIF 郡山ロジスティクスセンター	2,585	0.7	3,180	
				IIF 広島西風新都ロジスティクスセンター	6,208	1.7	6,870	
		物流施設 小計				167,029	45.1	211,511
		工場・研究 開発施設等	東京圏	IIF 戸塚テクノロジーセンター（底地）	4,500	1.2	5,380	
				IIF 横浜都筑テクノロジーセンター	1,100	0.3	1,340	
				IIF 三鷹カードセンター	8,700	2.4	10,100	
				IIF 蒲田 R&D センター	7,200	1.9	8,380	
				IIF 川崎サイエンスセンター	2,168	0.6	3,000	
				IIF 相模原 R&D センター	3,100	0.8	4,420	
				IIF 横浜新山下 R&D センター	3,810	1.0	4,240	
				IIF 浦安マシナリーメンテナンス センター（底地）	1,300	0.4	1,660	
				IIF 横須賀テクノロジーセンター	4,000	1.1	4,490	
				IIF 湘南テクノロジーセンター	1,200	0.3	1,340	
				IIF 戸塚マニュファクチュアリング センター（底地）	2,300	0.6	2,590	
				IIF 厚木マニュファクチュアリング センター(注 7)(注 8)	11,900	3.2	16,200	
				IIF 新川崎 R&D センター	6,300	1.7	8,540	
				IIF 市川フードプロセスセンター	6,200	1.7	6,340	
				IIF 横浜都筑 R&D センター	5,900	1.6	6,350	
				IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク （準共有持分 60%）	23,100	6.2	25,680	
				IIF 市原マニュファクチュアリングセンタ ー（底地）	15,910	4.3	18,230	
			名古屋圏	IIF 岐阜各務原マニュファクチュアリング センター（底地）	225	0.1	264	
				IIF 岡崎マニュファクチュアリング センター（底地）	3,930	1.1	4,190	
			その他	IIF 掛川マニュファクチュアリング センター（底地）	1,540	0.4	1,760	
				IIF 広島マニュファクチュアリング センター（底地）	1,608	0.4	1,870	

アセット クラス	目標投 資比率	アセット カテゴリー	エリア (注 1)	物件名称	取得（予定） 価格 (百万円) (注 2)	対資産 総額比 (%)	期末算定 価額又は 鑑定評価 額 (百万円) (注 3)
インダス トリアル 資産	50%～ 80%	工場・研究 開発施設等	その他	IIF つくばマニュファクチュアリング センター（底地）	900	0.2	1,320
		工場・研究開発施設等 小計			116,891	31.6	137,684
インダストリアル不動産 中計					283,921	76.7	349,195
インフラ 不動産	20%～ 50%	インフラ 施設	東京圏	IIF 羽田空港メインテナンスセンター	41,110	11.1	41,300
				IIF 座間 IT ソリューションセンター	5,384	1.5	5,530
				IIF 品川データセンター	4,900	1.3	6,940
				IIF 品川 IT ソリューションセンター	7,200	1.9	7,170
				IIF 東松山ガスタンクメンテナンス センター（底地）	690	0.2	756
			大阪圏	IIF 神戸地域冷暖房センター	18,100	4.9	14,500
				IIF 大阪豊中データセンター	5,600	1.5	6,340
				IIF 大阪南港 IT ソリューションセンター	1,150	0.3	2,430
			名古屋圏	IIF 名古屋港タンクターミナル（底地）	1,900	0.5	2,240
インフラ不動産 中計					86,034	23.3	87,206
ポートフォリオ 合計					369,956	100.0	436,401

(注 1) エリアについては、以下のとおりです。

「東京圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。

「大阪圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいいます。

「名古屋圏」とは、愛知県、三重県及び岐阜県をいいます。

「その他」とは、東京圏、大阪圏及び名古屋圏に該当しないエリアをいいます。

(注 2) 「取得（予定）価格」は、売買契約書に記載された売買代金を記載しています。ただし、「IIF 羽田空港メインテナンスセンター」については、売買契約書上には税込みの金額が記載されていますが、税抜きの金額を記載しています。

(注 3) 「期末算定価額又は鑑定評価額」は、既存保有資産については 2020 年 1 月 31 日を価格時点とする本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）に定める資産評価の方法及び基準並びに一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）の定める規則に基づく鑑定評価書に基づき、取得予定資産については 2020 年 6 月 1 日をそれぞれ価格時点とする、一般財団法人日本不動産研究所、シービーアールイー株式会社又は株式会社谷澤総合鑑定所による鑑定評価書に基づいています。

(注 4) 「IIF 習志野ロジスティクスセンターⅡ」について、本投資法人は、底地と借地権付建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益権を保有しています。以下同じです。

(注 5) 「IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡ」について、本投資法人は、2018 年 3 月 14 日付で IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡ（増築棟）を増築により追加取得（取得価格：1,135 百万円）しており、当該物件に係る各数値等は、IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡ（増築棟）に係るものを含みます。以下同じです。

(注 6) 「IIF 仙台大和ロジスティクスセンター」について、本投資法人は、2017 年 12 月 22 日付で仙台大和増築棟を増築により追加取得（取得価格：66 百万円）しており、当該物件に係る各数値等は、仙台大和増築棟に係るものを含みます。以下同じです。

(注 7) 「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター」については、第 26 期取得済資産である「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター（建物）」及び保有資産である「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター（底地）」の土地建物全体に係る情報を記載しています。以下同じです。

(注 8) 「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター」について、本投資法人は、底地と借地権付建物のそれぞれを信託財産とする二つの信託受益権を保有しています。以下同じです。

② テナントとの契約状況

取得予定資産取得後における本投資法人のポートフォリオに係る賃貸借契約は、以下のとおりです。

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
物流施設	L-1	IIF 東雲 ロジスティクス センター (準共有持分 53%)	佐川急便 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	27,493.29 (注 7)	795 (注 7)	20 年	5.4 年
	L-4	IIF 野田 ロジスティクス センター	三菱電機 ロジスティクス 株式会社等	2	定期建物 賃貸借契約	38,828.10	－(注 8)	7.5 年	0.6 年
	L-5	IIF 新砂 ロジスティクス センター	佐川急便 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	5,741.75	358	20 年	17.8 年
	L-7	IIF 越谷 ロジスティクス センター	株式会社 ツカサ	1	定期建物 賃貸借契約	10,113.50	151	10 年	0.2 年
	L-8	IIF 西宮 ロジスティクス センター	鈴與株式会社	2	定期建物 賃貸借契約	17,200.00	－(注 8)	26.7 年	15.6 年
	L-9	IIF 習志野 ロジスティクス センター (底地)	鹿島リース 株式会社、 JA 三井リース 建物株式会社	1 (注 9)	事業用 借地権設定 契約	19,834.71 (土地)	－(注 8)	20 年	0.9 年
	L-10	IIF 習志野 ロジスティクス センターⅡ	サッポロ ビール 株式会社等	2	定期建物 賃貸借契約 等	83,905.16 (注 10)	－(注 8)	28 年	20.3 年
	L-11	IIF 厚木 ロジスティクス センターⅡ	サン都市建物 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	20,661.13	－(注 8)	10 年	1.9 年
	L-12	IIF 横浜都筑 ロジスティクス センター	株式会社拓洋	1	普通建物 賃貸借契約	9,615.82	－(注 8)	15 年	14.0 年
	L-13	IIF さいたま ロジスティクス センター	株式会社 MM コーポ レーション	1	定期建物 賃貸借契約	8,995.00	133	3 年	2.2 年
	L-14	IIF 名古屋 ロジスティクス センター	日本空輸 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	8,721.01	－(注 8)	4.5 年	3.8 年
	L-15	IIF 厚木 ロジスティクス センターⅢ	東京ロジ ファクトリー 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	16,584.64	－(注 8)	5 年	1.3 年
	L-16	IIF 川口 ロジスティクス センター	株式会社 日立物流 首都圏	1	定期建物 賃貸借契約	11,705.02	－(注 8)	10 年	3.7 年
	L-17	IIF 神戸 ロジスティクス センター	株式会社日新	1	普通建物 賃貸借契約	39,567.74	－(注 8)	11.7 年	4.0 年

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
物流施設	L-18	IIF 東大阪 ロジスティクス センター	摂津倉庫 株式会社等	2	定期建物 賃貸借契約 等	20,495.06	－(注 8)	11.7 年	2.5 年
	L-19	IIF 柏 ロジスティクス センター	ピップ物流 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	17,379.78	－(注 8)	5 年	2.2 年
	L-20	IIF 三郷 ロジスティクス センター	株式会社拓洋	1	普通建物 賃貸借契約	19,019.71	－(注 8)	15.1 年	1.5 年
	L-21	IIF 入間 ロジスティクス センター	第一貨物 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	17,881.65	－(注 8)	30 年	20.3 年
	L-22	IIF 鳥栖 ロジスティクス センター	日野出 株式会社等	2	普通建物 賃貸借契約	13,862.05	－(注 8)	8.1 年	0.9 年
	L-23	IIF 印西 ロジスティクス センター	株式会社 サンロジス ティックス	1	定期建物 賃貸借契約	5,490.00	－(注 8)	15 年	1.5 年
	L-24	IIF 盛岡 ロジスティクス センター	株式会社日本 アクセス	1	定期建物 賃貸借契約	8,001.57	－(注 8)	7 年	2.0 年
	L-25	IIF 広島ロジス ティクスセンター	株式会社 ムロオ	1	定期建物 賃貸借契約	22,768.24	－(注 8)	15 年	8.3 年
	L-26	IIF 泉大津 e-shop ロジスティクス センター (底地)	コーナン商事 株式会社	1	事業用借地 権設定契約	48,932.00 (土地)	－(注 8)	20 年	4.0 年
	L-27	IIF 泉佐野フード プロセス& ロジスティクス センター	株式会社 ナカノ商会	1	定期建物 賃貸借契約	13,947.83	－(注 8)	10 年	4.5 年
	L-28	IIF 京田辺 ロジスティクス センター	タカラ物流 システム 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	33,243.99	－(注 8)	10 年	7.2 年
	L-29	IIF 福岡古賀 ヴィークル ロジスティクス センター (底地)	オリックス 自動車 株式会社	1	事業用借地 権設定契約	30,815.97 (土地)	－(注 8)	20 年	14.7 年
	L-30	IIF 福岡東 ロジスティクス センター	トール エクスプレス ジャパン 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	11,262.86	－(注 8)	15 年	10.4 年
	L-31	IIF 大阪此花 ロジスティクス センター	佐川急便 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	46,262.20	－(注 8)	36.3 年	6.4 年
	L-32	IIF 加須 ロジスティクス センター	ピップ 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	17,744.41	－(注 8)	10 年	5.4 年
	L-33	IIF 羽村 ロジスティクス センター	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	3,892.66	－(注 8)	8 年	4.0 年

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
物流施設	L-34	IIF 福岡箱崎 ロジスティクス センター I	福岡倉庫 株式会社	3	定期建物 賃貸借契約	24,967.58	－(注 8)	4 年	1.6 年
	L-35	IIF 福岡箱崎 ロジスティクス センター II	株式会社 エヌ・ティ・ ティ・ ロジスコ等	4	定期建物 賃貸借契約	51,530.51	－(注 8)	8.6 年	3.4 年
	L-36	IIF 板橋 ロジスティクス センター	株式会社 ヒガシ トゥエンティ ワン	1	普通建物 賃貸借契約	5,057.68	－(注 8)	20 年	6.7 年
	L-37	IIF 仙台大和 ロジスティクス センター(注 11)	三八五流通 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	15,555.15	－(注 8)	5 年	2.2 年
	L-38	IIF 太田 ロジスティクス センター	名鉄運輸 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	6,900.01	－(注 8)	20 年	5.4 年
	L-39	IIF 大阪住之江 ロジスティクス センター I	東芝ロジス ティクス 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	52,201.30	－(注 8)	20 年	5.5 年
	L-40	IIF 大阪住之江 ロジスティクス センター II	東芝ロジス ティクス 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	12,299.76	－(注 8)	1 年	0.9 年
	L-41	IIF 盛岡 ロジスティクス センター II	三八五流通 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	12,383.30	－(注 8)	3 年	2.6 年
	L-42	IIF 札幌 ロジスティクス センター	日本通運 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	13,064.75	－(注 8)	7 年	3.7 年
	L-43	IIF 常陸那珂港 ロジスティクス センター (底地)	青野産業 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	20,000.00 (土地)	－(注 8)	30 年	27.0 年
	L-44	IIF 郡山 ロジスティクス センター	株式会社 ニチレイロジ グループ本社	2	定期建物 賃貸借契約	17,533.15	－(注 8)	20 年	5.1 年
	L-45	IIF 神戸西 ロジスティクス センター (底地)	コーナン商事 株式会社	1	事業用借地 権設定契約	33,000.00 (土地)	－(注 8)	20 年	17.5 年
	L-46	IIF 兵庫たつの ロジスティクス センター	株式会社 日立物流	1	定期建物賃 貸借契約	25,186.78	－(注 8)	10 年	7.5 年
	L-47	IIF 昭島 ロジスティクス センター	東京ロジ ファクトリー 株式会社	1	普通建物 賃貸借契約	31,071.21	－(注 8)	5 年	3.0 年

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
物流施設	L-48	IIF 岐阜各務原 ロジスティクス センター	澁澤倉庫 株式会社	1	定期建物賃 貸借契約	16,708.51	－(注 8)	10 年	8.4 年
	L-49	IIF 広島西風新都 ロジスティクス センター	株式会社 ネストロジス ティクス	1	定期建物賃 貸借契約	28,988.91	－(注 8)	20 年	19.6 年
	L-50	IIF 湘南ロジステ ィクスセンター	株式会社 スズケン	1	定期建物賃 貸借契約	23,728.15	－(注 8)	20 年	9.2 年
工場・研究 開発施設等	F-1	IIF 戸塚 テクノロジー センター (底地)	大成建設 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	31,442.47 (土地)	276	30 年	19.5 年
	F-2	IIF 横浜都筑 テクノロジー センター	テュフ ラインランド ジャパン 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	4,655.48	118	22 年	10.0 年
	F-3	IIF 三鷹カード センター	株式会社 ジェーシー ビー	1	普通建物 賃貸借契約	21,615.01	729	18.5 年	0.4 年
	F-5	IIF 蒲田 R&D センター	東京計器 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	21,896.56	－(注 8)	14.9 年	5.5 年
	F-6	IIF 川崎 サイエンス センター	ジョンソン・ エンド・ ジョンソン 株式会社 メディカル カンパニー	1	定期建物 賃貸借契約	4,857.73	－(注 8)	15 年	8.6 年
	F-7	IIF 相模原 R&D センター	マイクロン メモリ ジャパン 合同会社	2	普通建物 賃貸借契約	19,328.40	－(注 8)	9.9 年	7.1 年
	F-8	IIF 横浜新山下 R&D センター	ゼット・ エフ・ オート モーティブ・ ジャパン株式 会社	1	定期建物 賃貸借契約	4,887.83	－(注 8)	20 年	6.9 年
	F-9	IIF 掛川 マニユファク チュアリング センター (底地)	シーバイエス 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	66,171.92 (土地)	－(注 8)	30 年	25.2 年
	F-10	IIF 浦安マシナリ ーメンテナンス センター (底地)	西尾レント オール 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	7,925.94 (土地)	－(注 8)	49 年	44.5 年

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
工場・研究 開発施設等	F-11	IIF 横須賀 テクノロジー センター	株式会社 ニコン	1	普通建物 賃貸借契約	13,779.77	－(注 8)	10 年	5.9 年
	F-12	IIF 湘南 テクノロジー センター	株式会社 ニコン	1	普通建物 賃貸借契約	7,244.71	－(注 8)	10 年	5.9 年
	F-13	IIF 広島 マニユファク チュアリング センター (底地)	株式会社 メタルワン	1	事業用借地 権設定契約	23,106.75 (土地)	－(注 8)	20 年	16.5 年
	F-14	IIF 戸塚 マニユファク チュアリング センター (底地)	三池工業 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	19,458.49 (土地)	－(注 8)	50 年	47.4 年
	F-15	IIF 厚木 マニユファク チュアリング センター (注 12)	市光工業 株式会社等	2	定期建物賃 貸借契約等	95,816.91	－(注 8)	10.0 年	8.7 年
	F-16	IIF つくば マニユファク チュアリング センター (底地)	IDEC 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	17,721.03 (土地)	－(注 8)	30 年	27.6 年
	F-17	IIF 新川崎 R&D センター	NEC ネット エスアイ 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	11,865.54	－(注 8)	10 年	9.5 年
	F-18	IIF 市川フード プロセスセンター	株式会社兵食 等	2	定期建物 賃貸借契約	27,424.22	－(注 8)	20 年	16.5 年
	F-19	IIF 岐阜各務原 マニユファク チュアリング センター (底地)	テルモ・ クリニカル サプライ 株式会社	1	土地賃貸借 契約	12,551.51 (土地)	－(注 8)	30 年	28.5 年
	F-20	IIF 横浜都筑 R&D センター	株式会社 アイネス	1	定期建物 賃貸借契約	18,132.42	－(注 8)	10 年	9.1 年
	F-21	IIF 岡崎マニユ ファクチュア リング センター (底地)	三菱 UFJ 信託 銀行株式会社	1	事業用 借地権設定 契約	42,049.87 (土地)	－(注 8)	20 年	19.8 年
	F-22	IIF 湘南ヘルス イノベーション パーク (準共有持分 60%) (注 7)	武田薬品工業 株式会社	8	普通建物賃 貸借契約等	73,743.74	－(注 8)	18.9 年	18.7 年
	F-23	IIF 市原マニユ ファクチュア リング センター (底地)	株式会社三井 E&S ホールデ ィングス	2	事業用借地 権設定契約	637,802.64 (土地)	－(注 8)	18.5 年	18.0 年

アセット カテゴリー	物件 番号	物件名称	テナント名称 (注 1)	賃借 人数 (注 2)	契約形態	総賃貸 可能面積 (㎡) (注 3)	年間賃料 (消費税 別) (百万円) (注 4)	平均 契約 期間 (注 5)	平均 賃貸借 契約 残存 期間 (注 6)
インフラ 施設	I-1	IIF神戸地域 冷暖房センター	大阪ガス 株式会社	4	定期建物 賃貸借契約	11,476.05	665	12 年	3.7 年
	I-2	IIF 羽田空港 メンテナンス センター	日本航空 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	81,995.81	1,888	15.4 年	5.2 年
	I-3	IIF 座間 IT ソリューション センター	日本アイ・ ビー・エム 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	10,931.89	－(注 8)	10 年	0.8 年
	I-4	IIF 品川データ センター	株式会社 ザイマックス	1	定期建物 賃貸借契約	19,547.11	－(注 8)	10 年	1.4 年
	I-5	IIF 大阪豊中データ センター	関電 プロパ ティーズ 株式会社	1	定期建物 賃貸借契約	20,027.14	－(注 8)	10 年	5.0 年
	I-6	IIF 大阪南港 IT ソリューション センター	株式会社野村 総合研究所	1	定期建物 賃貸借契約	18,429.14	－(注 8)	10.1 年	2.4 年
	I-7	IIF 名古屋港タンク ターミナル (底地)	株式会社 NRS ケミカル センター	1	事業用定期 借地権設定 契約	51,583.70 (土地)	－(注 8)	49.9 年	43.3 年
	I-8	IIF 品川 IT ソリューション センター	株式会社 日立システムズ 等	7	普通建物 賃貸借契約 等	7,057.03	－(注 8)	2.2 年	1.2 年
	I-9	IIF 東松山 ガスタンク メンテナンス センター (底地)	伊藤忠工業ガス 株式会社	1	事業用定期 借地権設定 契約	12,880.38 (土地)	－(注 8)	30.1 年	25.2 年
合計／平均				110	—	2,457,550.80	28,395	16.0 年	10.2 年

- (注 1) 「テナント名称」については、主要なテナントに関するもののみを記載しています。
- (注 2) 「賃借人数」は、各不動産及び信託不動産に係る各賃貸借契約書に記載された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸借契約（使用貸借契約を含みます。）の数に基づき記載しています。
- (注 3) 「総賃貸可能面積」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積を記載しています。ただし、「IIF 新砂ロジスティクスセンター」については、登記簿上の延床面積を記載しています。なお、「IIF 掛川マニュファクチュアリングセンター（底地）」については、2016 年 6 月 21 日付で土地の一部（53.48 ㎡）を分筆し、掛川市に寄付しています。
- (注 4) 「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（取得予定資産については、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書）に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る年間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額（ただし、複数の賃貸借契約が契約されている不動産及び信託不動産については、その合計額によります。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各不動産及び信託不動産の年間賃料の合計がポートフォリオ合計と一致しない場合があります。
- (注 5) 「平均契約期間」は、各不動産及び信託不動産について、普通賃貸借契約の更新が行われている場合には、更新に係る直近の合意、原契約の更新状況又は法令により延長された期間を契約期間とし、賃料で加重平均して算出しています。以下同じです。
- (注 6) 「平均賃貸借契約残存期間」は、取得予定資産の取得予定日のうち最終の日である 2020 年 10 月 5 日から、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（取得予定資産については、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書。ただし、IIF 横浜都筑ロジスティクスセンター、IIF さいたまロジスティクスセンター及び IIF 新川崎 R&D センターについては、後継テナントと締結済みの新規賃貸借契約書）に表示された賃貸借契約満了日又は使用貸借契約満了日までの各期間を、賃料で加重平均して算出した期間を記載しています。
- (注 7) 「IIF 東雲ロジスティクスセンター（準共有持分 53%）」及び「IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）」については、賃貸借契約書に表示された年間賃料及び総賃貸可能面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じ、年間賃料については百万円未満を切り捨て、総賃貸可能面積については小数第 3 位をそれぞれ四捨五入して記載しています。
- (注 8) 「IIF 野田ロジスティクスセンター」、「IIF 西宮ロジスティクスセンター」、「IIF 習志野ロジスティクスセンター（底地）」、「IIF 習志野ロジスティクスセンターⅡ」、「IIF 厚木ロジスティクスセンターⅡ」、「IIF 横浜都筑ロジスティクスセンター」、「IIF 名古屋ロジスティクスセンター」、「IIF 厚木ロジスティクスセンターⅢ」、「IIF 川口ロジスティクスセンター」、「IIF 神戸ロジスティクスセンター」、「IIF 東大阪ロジスティクスセンター」、「IIF 柏ロジスティクスセンター」、「IIF 三郷ロジスティクスセンター」、「IIF 入間ロジスティクスセンター」、「IIF 鳥栖ロジスティクスセンター」、「IIF 印西ロジスティクスセンター」、「IIF 盛岡ロジスティクスセンター」、「IIF 広島ロジスティクスセンター」、「IIF 泉大津 e-shop ロジスティクスセンター（底地）」、「IIF 泉佐野フードプロセス&ロジスティクスセンター」、「IIF 京田辺ロジスティクスセンター」、「IIF 福岡古賀ヴィークルロジスティクスセンター（底地）」、「IIF 福岡東ロジスティクスセンター」、「IIF 大阪此花ロジスティクスセンター」、「IIF 加須ロジスティクスセンター」、「IIF 羽村ロジスティクスセンター」、「IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅠ」、「IIF 福岡箱崎ロジスティクスセンターⅡ」、「IIF 板橋ロジスティクスセンター」、「IIF 仙台大和ロジスティクスセンター」、「IIF 太田ロジスティクスセンター」、「IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅠ」、「IIF 大阪住之江ロジスティクスセンターⅡ」、「IIF 盛岡ロジスティクスセンターⅡ」、「IIF 札幌ロジスティクスセンター」、「IIF 常陸那珂港ロジスティクスセンター（底地）」、「IIF 郡山ロジスティクスセンター」、「IIF 神戸西ロジスティクスセンター（底地）」、「IIF 兵庫たつのロジスティクスセンター」、「IIF 昭島ロジスティクスセンター」、「IIF 岐阜各務原ロジスティクスセンター」、「IIF 広島西風新都ロジスティクスセンター」、「IIF 湘南ロジスティクスセンター」、「IIF 蒲田 R&D センター」、「IIF 川崎サイエンスセンター」、「IIF 相模原 R&D センター」、「IIF 横浜新山下 R&D センター」、「IIF 掛川マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 浦安マシナリーメンテナンスセンター（底地）」、「IIF 横須賀テクノロジーセンター」、「IIF 湘南テクノロジーセンター」、「IIF 広島マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 戸塚マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター」、「IIF つくばマニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 新川崎 R&D センター」、「IIF 市川フードプロセスセンター」、「IIF 岐阜各務原マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 横浜都筑 R&D センター」、「IIF 岡崎マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）」、「IIF 市原マニュファクチュアリングセンター（底地）」、「IIF 座間 IT ソリューションセンター」、「IIF 品川データセンター」、「IIF 大阪豊中データセンター」、「IIF 大阪南港 IT ソリューションセンター」、「IIF 名古屋港タングターミナル（底地）」、「IIF 品川 IT ソリューションセンター」及び「IIF 東松山ガスタンクメンテナンスセンター（底地）」の年間賃料については、賃借人の全部又は一部からの同意を得られていないため非開示としています。
- (注 9) 「IIF 習志野ロジスティクスセンター（底地）」における共同借地人については、賃借人数を 1 として算出しています。以下同じです。
- (注 10) 「IIF 習志野ロジスティクスセンターⅡ」については、底地の総賃貸可能面積と借地権付建物の総賃貸可能面積とを合算した数値に基づき算出しています。合計値についても同様です。
- (注 11) 「IIF 仙台大和ロジスティクスセンター」についての各数値等は、仙台大和増築棟に係るものを含みます。
- (注 12) 「IIF 厚木マニュファクチュアリングセンター」については、底地の総賃貸可能面積と借地権付建物の総賃貸可能面積とを合算した数値に基づき算出しています。合計値についても同様です。なお、「平均契約期間」及び「平均賃貸借契約残存期間」については、底地と借地権付建物について、それぞれの賃料で加重平均して算出した期間を記載しています。

③ 主な賃借人への賃貸条件

(イ) 主要な賃借人の状況は、以下のとおりです。

取得予定資産取得後の賃貸面積比率において、株式会社三井 E&S ホールディングスは、主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の 10%以上を占めるもの）に該当します。株式会社三井 E&S ホールディングスの業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等については、前記「(2) 個別物件の概要 ⑦取得予定資産」の「IIF 市原マニファクチャリングセンター（底地）」をご参照ください。

(ロ) 取得予定資産取得後の年間賃料比率において 10%以上を占める賃借人の状況は、以下のとおりです。

賃借人の名称	年間賃料（消費税別） （百万円）(注 1)	賃料比率 （%）(注 2)
武田薬品工業株式会社	— (注 3)	— (注 3)
小計	— (注 3)	— (注 3)
賃借人全体の合計	28,395	100.0

(注 1) 「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（取得予定資産については、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書）に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る月間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額（ただし、複数の賃貸借契約が契約されている不動産及び信託不動産については、その合計額によります。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注 2) 「賃料比率」は、賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率を記載しています。

(注 3) 賃借人である武田薬品工業株式会社から開示の同意を得られていないため、非開示としています。

④ 主要な不動産等に関する情報

取得予定資産取得後の資産のうち、本書の日付現在において、「年間賃料合計」が「全年間賃料合計」の 10%以上を占める不動産は、以下のとおりです。

IIF 湘南ヘルスイノベーションパーク（準共有持分 60%）

テナント総数	8
年間賃料（消費税別）(注 1)(注 2)	5,786 百万円
賃料比率(注 2)(注 3)	20.4%
総賃貸面積(注 2)(注 4)	73,743.74 m ²
総賃貸可能面積(注 2)	73,743.74 m ²

(注 1) 「年間賃料」は、当該不動産に係る取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約書に表示された建物に係る月間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注 2) 本投資法人が取得予定の準共有持分割合（60%）に対応する数値を記載しています。

(注 3) 「賃料比率」は、当該不動産の年間賃料が取得予定資産取得後のポートフォリオ全体に係る年間賃料合計に占める比率を記載しています。

(注 4) 「総賃貸面積」は、当該不動産に係る取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約書に表示された建物に係る賃貸面積を記載しています。

⑤ ポートフォリオ分散の状況

取得予定資産取得後におけるポートフォリオ分散の状況は、以下のとおりです。

(イ) アセットカテゴリー別

アセットカテゴリー	物件数	期末算定価額又は 鑑定評価額 (百万円) (注 1)	比率 (%) (注 2)
物流施設	47	211,511	48.5
工場・研究開発施設等	22	137,684	31.5
インフラ施設	9	87,206	20.0
合計	78	436,401	100.0

(注 1) 「期末算定価額又は鑑定評価額」は、既存保有資産については 2020 年 1 月 31 日を価格時点とする本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに投資信託協会の定める規則に基づく鑑定評価書に基づき、取得予定資産については 2020 年 6 月 1 日を価格時点とする、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所又はシービーアールイー株式会社による鑑定評価書に基づいています。以下、(ロ)、(ハ)及び(ホ)において同じです。

(注 2) 「比率」は、期末算定価額又は鑑定評価額の合計に対する比率を記載しており、小数第 2 位を四捨五入して記載しています。したがって、各項目別の比率の合計が 100.0%にならない場合があります。以下、(ロ)、(ハ)及び(ホ)において同じです。

(ロ) エリア別

エリア	物件数	期末算定価額又は 鑑定評価額 (百万円)	比率 (%)
東京圏	42	290,387	66.5
大阪圏	14	83,950	19.2
名古屋圏	5	11,134	2.6
その他	17	50,930	11.7
合計	78	436,401	100.0

(ハ) 立地カテゴリー別

立地カテゴリー	物件数	期末算定価額又は 鑑定評価額 (百万円)	比率 (%)
都市近郊型又は工業集積地型	73	426,501	97.7
独立立地型	5	9,900	2.3
合計	78	436,401	100.0

(二) 賃貸借契約期間別
(契約期間)

賃貸借契約期間	賃借人数 (注 1)	年間賃料（消費税別） （百万円）（注 2）	比率（%） （注 3）
10 年以上	73	25,138	88.5
2 年以上 10 年未満	35	3,120	11.0
2 年未満	2	136	0.5
合計	110	28,395	100.0

(注 1) 「賃借人数」は、各不動産及び信託不動産に係る各賃貸借契約書に記載された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸借契約（使用貸借契約を含みます。）の数に基づき記載しています。後記「(残存期間)」についても同じです。

(注 2) 「年間賃料」は、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（取得予定資産については、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書）に表示された建物又は土地（底地の場合）に係る年間賃料を 12 倍することにより年換算して算出した金額（ただし、複数の賃貸借契約が契約されている不動産及び信託不動産については、その合計額によります。）を百万円未満を切り捨てて記載しています。後記「(残存期間)」についても同じです。

(注 3) 「比率」は、各賃借人の年間賃料の賃借人全体の合計に対する比率を記載しています。後記「(残存期間)」についても同じです。

(残存期間)

賃貸借契約残存期間 (注)	賃借人数	年間賃料（消費税別） （百万円）	比率（%）
10 年以上	25	9,354	32.9
2 年以上 10 年未満	58	14,809	52.2
2 年未満	27	4,231	14.9
合計	110	28,395	100.0

(注) 「賃貸借契約残存期間」は、取得予定資産の取得予定後である 2020 年 10 月 5 日から、各不動産及び信託不動産に係る賃貸借契約書（取得予定資産については、各取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の各取得予定資産に係る賃貸借契約書）に表示された賃貸借契約満了日までの期間に基づいています。

(ホ) 総賃貸可能面積別

総賃貸可能面積 (注)	物件数	期末算定価額又は鑑定評価額 （百万円）	比率（%）
30,000 ㎡以上	19	197,610	45.3
10,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満	44	198,507	45.5
10,000 ㎡未満	15	40,284	9.2
合計	78	436,401	100.0

(注) 「総賃貸可能面積」は、各信託不動産及び不動産に係る各賃貸借契約書に記載された建物又は土地（底地の場合）に係る賃貸面積及び賃貸借契約を締結していない区画の賃貸可能面積の合計面積です。

⑥ 資本的支出の予定

既存保有資産に関し、本書の日付現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは、以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
				総額	当期支払額	既支払総額
IIF 羽田空港 メンテナンスセンター	東京都 大田区	台風被害対応工事	2020 年 12 月	122	-	-
IIF 相模原 R&D センター	神奈川県 相模原市	外気調和機更新	2021 年 1 月	60	-	-
IIF 昭島ロジスティクス センター	東京都 昭島市	外壁改修工事（2/2 期）	2020 年 10 月	50	-	-
IIF 大阪此花 ロジスティクスセンター	大阪府 大阪市	荷物用エレベーター リニューアル工事（1） <No.4・5・6>	2021 年 7 月	90	-	-
IIF 東雲 ロジスティクスセンター	東京都 江東区	屋上防水・外壁改修工 事（1 期/5 期）	2021 年 7 月	86	-	-
IIF 品川データセンター	東京都 品川区	中央監視設備更新工事 （RS 設備）	2021 年 6 月	59	-	-

3 投資リスク

以下は、参照有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載された投資リスクの全文を記載しています。なお、当該投資リスクに関し、同書の日付以降に発生した変更点は、―で示しています。

(1) リスク要因

以下には、本投資口（以下、本「3 投資リスク」の項において「本投資証券」といいます。）への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得した又は取得を予定している個別の不動産又は信託受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、前記「2 投資対象 (1) 第26期取得済資産及び取得予定資産の概要」及び参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格が下落又は分配金の額が減少し、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、本投資法人及び本資産運用会社の目標及び意図を含め、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測によるものであり、実際の結果が異なることとなる可能性があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

- ① 投資証券の商品性に関するリスク
 - (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
 - (ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク
 - (ハ) 金銭の分配に関するリスク
 - (ニ) 収入及び支出の変動に関するリスク
 - (ホ) 新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- ② 本投資法人の運用方針に関するリスク
 - (イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク
 - (ロ) 公的セクターに対する投資が予定どおり進捗しないリスク
 - (ハ) 少数の賃借人に依存していることによるリスク
 - (ニ) 運用資産の立地の地域的な偏在及び種類の偏在に関するリスク
 - (ホ) 本投資法人の成長戦略に関するリスク
 - (ヘ) 保有物件の再開発に関するリスク
 - (ト) インフラ施設を投資対象としていることによるリスク
- ③ 本投資法人の運用に関する一般的なリスク
 - (イ) 不動産を取得又は処分できないリスク
 - (ロ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
 - (ハ) 敷金及び保証金に関するリスク
- ④ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク
 - (イ) 三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーへの依存、利益相反に関するリスク
 - (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
 - (ハ) 本資産運用会社の人材に依存しているリスク
 - (ニ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
 - (ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク
- ⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク
 - (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
 - (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
 - (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
 - (ニ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
 - (ホ) 土地の境界等に係るリスク
 - (ヘ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
 - (ト) 法令の制定・変更に関するリスク
 - (チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
 - (リ) 転賃に関するリスク

- (ヌ) マスターリース契約に関するリスク
- (ル) 賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ロ) 共有物件に関するリスク
- (ワ) 区分所有建物に関するリスク
- (カ) 底地物件に関するリスク
- (ヨ) 借地物件に関するリスク
- (タ) 借家物件に関するリスク
- (レ) 使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク
- (ソ) 開発物件に関するリスク
- (ツ) 埋立地に関するリスク
- (ネ) 有害物質等に関するリスク
- (ナ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ラ) フォワード・コミットメント等に係るリスク
- (ム) 減損会計の適用に関するリスク
- (ウ) 太陽光発電設備が設置されている物件に係るリスク
- ⑥ 税制に関するリスク
 - (イ) 導管性要件に関するリスク
 - (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
 - (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
 - (ニ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- ⑦ その他
 - (イ) 取得予定資産の組入れに関するリスク
 - (ロ) 専門家の意見への依拠に関するリスク
 - (ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
 - (ニ) 一時差異等調整引当額の戻入れにより利益の分配が減少するリスク

① 投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換金する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、本投資証券に対する需給状況、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。特に、2019 年末に中国で確認された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、世界的な感染拡大及びこれに対処するために取られている、さまざまな経済活動の制限から、日本を含む世界経済に深刻な影響を及ぼしており、このような影響に対する懸念から本投資証券を含む有価証券の市場価格に悪影響を及ぼしており、今後、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大等により更なる悪影響が生じる等した場合には、本投資証券の市場価格が下落する可能性があります。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

(ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

(ハ) **金銭の分配に関するリスク**

本投資法人は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「(1) リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が大きく変動し、投資主への分配金が増減し、又は一切分配されないことがあります。

また、本投資法人は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 分配方針 ② 利益を超えた金銭の分配」に記載のとおり、一時的な利益超過分配を実施することがありますが、利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しに相当するため、利益を超えた金銭の分配が実施された場合、本投資法人の純資産は減少することになります。また、これにより手元資金が減少することとなるため、想定外の事象等により本投資法人の想定を超えて資本的支出を行う必要が生じた場合などに手元資金の不足が生じる可能性や、機動的な物件取得にあたり資金面での制約となる可能性があります。

(ニ) **収入及び支出の変動に関するリスク**

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下（建物の建替え及び大規模修繕等を要因とする場合も含みます。）等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約どおりの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク (ロ) 賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。個別の資産の過去の受取賃料の状況は、当該資産の今後の受取賃料の状況と一致する保証はありません。また、不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去する賃借人への預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、個別の資産及び運用資産全体の過去の収支の状況が必ずしも将来の収支の状況と一致し又は同様の傾向を示すとは限りません。何らかの理由によりこれらの収支に変更が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ) **新投資口の発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク**

本投資法人は、新投資口を随時発行する予定ですが、かかる発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に発行された投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われるため、既存の投資主は、当該新投資口の発行がなかった場合に比して、1口当たりの受取分配金額が減少する可能性があります。更に、当該新投資口の発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受け本投資証券の市場価格が下落する可能性があります。

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク

本投資法人は、インダストリアル不動産及びインフラ不動産からなる産業用不動産を投資対象としており、この投資対象の特性による特有のリスクを有しています。

a. 産業用不動産全体に対する需要が減少するリスク

産業用不動産は、歴史的に工場・研究所の立地件数や設備投資額等について、景気動向の影響を受けています。したがって、今後の我が国の景気動向、為替動向、人口推移、国際競争力、生産活動の海外移転等の進捗状況等の如何によっては、本投資法人が投資対象とする産業用不動産に対する全般的需要が減少し、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体に対する需要が減少しない場合でも、今後の我が国の産業構造、交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化等により、特定の種類の産業用不動産に対する需要が低下し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、産業用不動産には、ガスターミナル、発電所その他の天然資源等の需給変動により当該施設に対する需要が減少し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性もあります。

c. 個別の産業用不動産に対する需要が減少するリスク

産業用不動産全体又は特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少しない場合でも、個別の産業用不動産に対する需要が減少する可能性もあります。例えば、ある産業用不動産の周辺地域の宅地化・市街地化、周辺のインフラの利便性の低下、将来の生産活動、物流及び交通・通信・エネルギーその他のインフラのあり方の変化による特定の産業用不動産の用途適合性の低下、喪失等を理由として当該不動産の産業用不動産としての価値が損なわれ、その結果、当該産業用不動産に対する賃借需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 用途が限定されていること及び単一賃借人、少数賃借人物件であることによるリスク

産業用不動産は、インダストリアル不動産、インフラ不動産いずれについても、特定の又は特殊な用途に適合するように建設され、用途の変更が困難である場合が多く、多くの場合、物件の特性から賃借人となりうる者が限定されることとなります。したがって、既存の賃借人が退去した場合、オフィス、住居、商業施設などに比べ、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの非稼働期間が長期化する可能性があります。

また、本投資法人の運用資産は、産業用不動産としての特性から、すべて、単一の賃借人又は少数の賃借人が物件全体を賃借する形態となっており、今後の取得資産についても同様の場合が多いと考えられます。

したがって、これらの賃借人が退去した場合、賃貸スペースの広さ等から、代替賃借人となりうる者が限定され、代替賃借人が入居するまでの空室期間が長期化する可能性があります。

これらの結果、当該物件の稼働率が大きく減少したり、代替賃借人確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

e. 環境関連法による規制及び環境関連法規制の変更に関するリスク

産業用不動産においては、立地の特性及び施設の用途から、土壌汚染や地下水汚染又は有害物質使用等の問題が生じる可能性が比較的高く、土壌汚染対策法等様々な環境関連法規制の対象となっており、問題が生じた場合は賃借人等の本投資法人以外の者の行為による場合であっても本投資法人が責任を負担することになる可能性があります。また、環境関連法規制が強化された場合には、かかる規制を遵守するために、本投資法人が多大なコストを負担することになる可能性があり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

f. 産業用不動産に関する法規制等に伴うリスク

産業用不動産は、環境関連法規制に加え、用途に応じた多くのかつ厳格な安全規制などの様々な法規制の対象となっています。これらの規制については今後強化される可能性が高く、このような規制強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性もあります。また、産業用不動産に関する用途規制、地域規制等の変更・強化により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

g. 産業用不動産固有の事故等に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産においては、工場操業、危険物の運送その他の本質的に危険性のある活動が行われる場合があり、万が一、運用資産において、火災、爆発その他の事故（以下「事故等」と総称します。）が発生した場合、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主が損失を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない事故等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由

により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

また、インフラ不動産の場合、公衆が多数利用する場合も想定され、事故等が発生し第三者に損害を与えた場合、本投資法人に故意又は過失がない場合であっても、本投資法人も民法上の土地工作物責任等の理論により、責任を負担する可能性があります、その結果、本投資法人に損害が生じる可能性があります(詳しくは、後記「⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク (二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク」をご参照下さい。)

更に、本投資法人の運用資産において事故等が発生した場合、本投資法人が法的責任を負担しない場合又は損害が損害保険等によって填補され実害が生じない場合等であっても、事故等が生じたことから資産を保有する本投資法人に対する社会からの評価(いわゆるレピュテーション)が低下し、その結果、投資主が損失を被る可能性もあります。

h. 産業用不動産に設置された設備等に関するリスク

産業用不動産には、その用途のために様々な特別な設備等が設置されることがあり、その価格は高額になる場合もあります。当該設備等の設置、補修等が賃借人の費用と責任により行われる場合であっても、当該賃借人が当該不動産から退去する場合には、当該不動産の効用を維持するために当該設備等を本投資法人が買い取らざるを得なくなる場合も想定されます。仮に無償譲渡を受けた場合であっても、この場合、本投資法人に当該設備等の補修等のための費用が発生する可能性もあります。これらにより、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) 公的セクターに対する投資が予定どおり進捗しないリスク

本投資法人は、現在公的セクターが保有している産業用不動産についても、将来本投資法人のような民間セクターによる取得・保有ニーズが増加するものと考え、このような公的セクターが現在保有している産業用不動産への投資を引き続き検討していくこととしています。

しかし、公的セクターが保有している産業用不動産の取得に当たっては、法規制の改正その他の規制緩和、政府、地方公共団体その他の諸機関との調整を必要とする場合があり、このような場合において、かかる規制緩和、調整が本投資法人の想定どおり進捗するとは限りません。

したがって、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定どおり取得できないリスクがあります。

また、公的セクターが保有している産業用不動産を取得できたとしても、政府、地方公共団体その他の諸機関によって、賃料等が規制される可能性があり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

更に、公的セクター以外が保有している場合であっても、産業用不動産固有の法的、経済的、事実上の制約により、本投資法人の投資方針にもかかわらず、これらの産業用不動産を予定どおり取得できないリスクがあります。

(ハ) 少数の賃借人に依存していることによるリスク

本投資法人の運用資産のうち相当部分は、少数の賃借人へ賃貸されており、本投資法人の収入は、かかる賃借人に大きく依存しています。したがって、これらの賃借人の営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(二) 運用資産の立地の地域的な偏在及び種類の偏在に関するリスク

取得予定資産取得後において本投資法人が保有することとなる不動産及び信託受益権の取得(予定)価格の総額に占める東京圏所在の物件の割合は、65.4%となる予定であり、東京圏における産業構造の変化、経済情勢の悪化、地震その他の災害などの理由により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

また、今後の運用次第では、本投資法人の運用資産の立地にその他の地域的な偏在が生じたり、特定の種類の不動産の割合が高くなる可能性もあります。地域的な偏在が生じた場合には、上記同様、当該地域に特有の事由により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。また、特定の種類の不動産に利用される不動産の割合が高くなった場合には、当該特定の種類の不動産に特有の事由により(詳しくは、前記「(イ) 投資対象を産業用不動産に特化していることによるリスク b. 特定の種類の産業用不動産に対する需要が減少するリスク」をご参照下さい。)、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(ホ) **本投資法人の成長戦略に関するリスク**

本投資法人は、保有資産の拡大に当たって、本資産運用会社による積極的な提案型の物件取得活動を行っていますが、かかる活動が成果を上げるとは限りません。また、本投資法人は、稼働率の低い物件や未竣工の物件の場合にはフォワード・コミットメント等により物件を取得する仕組みを三菱商事株式会社その他の適切と考えるパートナーと構築すべく取り組んでいますが、本投資法人が希望する場合にかかる仕組みが構築できない可能性もあります。

更に、本投資法人は、三菱商事株式会社等との協働による物件の取得を、外部成長戦略の一つとしていますが、三菱商事株式会社等との間でかかる協働関係を規律する契約は存在しません。

したがって、本投資法人は、三菱商事株式会社等から本投資法人が適切であると判断する物件を必ずしも希望どおり取得できるとは限りません。

また、本投資法人は、運用資産について、施設拡張工事・改築等を実施することを内部成長戦略の一つとしていますが、法規制上の制限その他の理由により、必ずしも本投資法人の希望する工事・改築等が行えるとは限りません。

(ヘ) **保有物件の再開発に関するリスク**

投信法上、投資法人は、自ら建物の建築を行うことはできませんが、工事期間中のテナントの退去によるキャッシュ・フローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合等の一定の場合を除き、建物の建築に係る請負契約の注文者となることはできると考えられています。そのため、投資法人は、一般に建物の建築に係る請負契約の注文者となって、不動産の再開発事業を手がける可能性があります。

本投資法人は、今後保有物件の状況に照らし必要と判断される場合には保有物件の再開発を実行していく予定です。しかし、再開発事業は、不動産の開発に係る各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を伴うものであることから、需給の状況その他の経済環境の変化、テナントの獲得や必要な資金の確保の困難、法令改正による不動産に適用される規制の変更、再開発敷地における地中埋設物の発見、開発時の近隣との紛争の発生その他様々な事由により、開発が遅延し、変更を余儀なくされ、中止され、又は追加の費用負担が発生する可能性があります。これらの場合、本投資法人は、予定した再開発計画を実施できず、又は当初の計画どおりの再開発事業が完了できないことにより、予定された時期又は内容の物件を取得できない可能性があります。また、再開発事業が実施された場合であっても、建築された建物のキャッシュ・フローは需給の状況その他の経済環境の影響を受けることから、期待どおりに稼働しない可能性もあります。

これらの結果、再開発事業による収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担する若しくは被る可能性があります。その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受け、投資主が得られる分配金が大幅に減少する可能性があります。また、再開発事業に伴い本投資法人の保有する資産を取り壊す場合には、当該資産を除却することに伴い損失が生じることから、当該損失が多額に及び、投資主が得られる分配金が大幅に減少する可能性があります。

(ト) **インフラ施設を投資対象としていることによるリスク**

本投資法人は、交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設（以下、本項において「インフラ施設」といいます。）を投資対象としていますが、インフラ施設には、本書の日付現在、制度上本投資法人による投資が困難なものも有ります。

加えて、本書の日付現在、インフラ施設の一部（空港、港湾施設、鉄道施設、道路・自動車道、水道、下水道、熱供給施設等のうち、公共的な性質を有するもの）は、2015年4月30日付で東京証券取引所が開設したインフラファンド市場における投資対象にも指定されています。

本書の日付現在、同市場に上場しているファンドの投資対象と、本投資法人の投資対象との間に実質的な重複が生じる事態は生じていないものの、同市場に上場するファンドの増加により、本投資法人の投資対象と投資対象が実質的に一部重複する上場ファンドが現れ又は増加する可能性があります。この場合、本投資法人の投資対象であるインフラ施設に関する投資が活発化し、インフラ施設への需要が拡大する可能性があります。ただし、この場合においてもインフラ施設への需要が必ずしも増大するとは限らず、また、仮にインフラ施設への需要が拡大した場合においても、かかる需要の拡大に伴い取得競争が活発化した場合、本投資法人は、必ずしも、希望するインフラ施設を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。

③ 本投資法人の運用に関する一般的なリスク

(イ) 不動産を取得又は処分できないリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産のうちインダストリアル不動産については、一般的に、オフィス、住宅、商業施設といった他の種類の不動産に比べて取得機会が少なく、また、インフラ不動産については、未だその流通市場が形成されているとはいえません。他方、不動産投資信託その他の不動産ファンド及びその他の投資家等による不動産に対する投資は一般的に活発化する傾向にあり、産業用不動産への需要も拡大する可能性があります。したがって、本投資法人は、必ずしも、希望する不動産等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。加えて、本投資法人が不動産等の取得を決定し、売主と譲渡について合意した場合であっても、売主との間で締結した不動産等に係る売買契約において定められた一定の条件が満たされない等の場合には、本投資法人が当該不動産等を予定した期日に取得できない可能性があります。更に、本投資法人が不動産等を取得した後これらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性もあります。その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ) 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行並びにそれらの条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、更には資金繰りがつかなくなる可能性があります。また、本投資法人が既存の借入れ及び投資法人債の返済資金を新たな借入れ等で調達することを予定していたにもかかわらず、かかる調達ができない場合には、既存の借入れ等の返済ができないことにより債務不履行となる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、現在設定されている資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する等の財務制限条項のほかに、追加的に、投資主への金銭の分配を制約する、本投資法人の信用状態に関する評価を一定の水準に維持する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、追加の担保設定や費用負担等を求められ、又は当該借入契約に係る借入金若しくは投資法人債の元利金について期限の利益を喪失するなどの可能性があります。その結果、本投資法人の運営に重大な悪影響が生じる可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。過去 10 年以上にわたり日本では低金利状態が続いていますが、今後、新規借入れや新規発行投資法人債に適用される金利が上昇したり、変動金利の適用金利が上昇する可能性があります。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。ただし、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があり、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

④ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーへの依存、利益相反に関するリスク

三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーのグループ会社であるユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジーは、本書の日付現在、本資産運用会社の発行済株式総数のそれぞれ51%及び49%を保有し、また、本資産運用会社の役員中数名が三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーの子会社等の出身です。したがって、三菱商事株式会社又はユービーエス・エイ・ジーの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。三菱商事株式会社又はユービーエス・エイ・ジーは、それぞれ本投資法人が三菱商事株式会社若しくはその関連会社等又はユービーエス・エイ・ジー若しくはその関連会社等から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があります。三菱商事株式会社及びユービーエス・エイ・ジーの双方の関連会社等である者から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合には、本投資法人に対してより強い影響力を行使する可能性があります。また、本投資法人は、三菱商事株式会社若しくはその関連会社等又はユービーエス・エイ・ジー若しくはその関連会社等と資産の取得等に関し直接又は間接的に競合する場合もあります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、本投資法人の投資口価格や分配金が減少する可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）、利益相反行為を行わない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。特に、本投資法人のために資産の運用を行う本資産運用会社において、その利害関係者のために本投資法人の利益を害する取引が行われるリスクがあり、本資産運用会社では、かかるリスクに適切に対処するための社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定めています（参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ③ 投資運用の意思決定機構」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）が、かかる対策が完全に機能するとは限りません。

なお、投信法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられてはならず、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、本投資法人のほか、日本リテールファンド投資法人及びMCUBS MidCity 投資法人（以下「MidCity REIT」といいます。）からも資産の運用を受託しています（詳細については参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」をご参照下さい。）。なお、日本リテールファンド投資法人は、商業施設を投資対象とする投資法人であり、MidCity REIT は、主としてオフィスビルを投資対象とする投資法人であることから、産業用不動産を投資対象とする本投資法人とは、本書の日付現在、その投資対象が異なっています。また、MidCity REIT は主としてオフィスビルを投資対象としており、かつ、MidCity REIT の規約及びMidCity REIT に係る資産運用ガイドラインによれば、産業用不動産については新規取得を行わないこととされています。本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人の資産の運用に際して各本資産運用会社受託投資法人間における利益相反防止のためのチェックリストを作成していますが、かかるチェックリストが想定どおり機能しない場合もあります。

また、本投資法人に係る資産運用に従事するインダストリアル本部、日本リテールファンド投資法人に係る資産運用に従事するリテール本部及びMidCity REITに係る資産運用に従事するオフィス本部における運用の意思決定はそれぞれ独立して行うものとされていますが、コーポレート本部においてはかかる区別はなされていません。加えて、本資産運用会社においては、インダストリアル本部、リテール本部及びオフィス本部の間で生じ得る投資物件を取得する機会の競合に関し、投資情報に係る優先検討権ルール（詳細については参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制 c. 投資情報に係る優先検討

権ルール」をご参照下さい。)を設けていますが、当該ルールに反する物件の取得検討が行われる可能性は否定できません。更に、かかるルールは今後変更される可能性があり、当該変更により、本投資法人が本書の日付現在と同様の物件取得機会を確保できないこととなる可能性もあります。その場合、本投資法人の取得機会が減少すること等により、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなる可能性があり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本資産運用会社のインダストリアル本部のみならずリテール本部又はオフィス本部において不適切な行為が行われた場合、行政処分が本資産運用会社に対して課せられ、その結果、本投資法人の資産運用に悪影響を与える可能性や、本投資法人のレピュテーションも低下する可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、プロパティ・マネジメント会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人は、資産運用を本資産運用会社に委託しており、その運営は、本資産運用会社の人材に大きく依存しています。したがって、本資産運用会社の人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めた、より詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらに変更される可能性があります。

(ホ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成 16 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第 164 条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第 216 条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配に与ることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

⑤ 不動産及び信託受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (2) 投資法人の目的及び基本的性格 ① 投資法人の目的及び基本的性格」に記載のとおり、不動産等資産です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合とほぼ同様の経済的状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託受益権特有のリスクについては、後記「(ナ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はなく、取得時には想定し得ない隠れた構造上その他の欠陥・瑕疵の存在等が取得後に判明するおそれもあります。また、建物の施工を請負った建設会社又はその下請業者において、建物が適正に施工されない場合があります。また、免震装置、制振装置を含む建築資材の強度・機能等の不具合や基準への不適合がないとの保証はありません。更に、本投資法人の取得時の調査においても、物理的、時間的その他の制約があり、調査が完全であるとの保証はありません。本投資法人は、状況によっては、前所有者又は前信託受益者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、契約不適合責任を追及できるようにする予定ですが、表明及び保証を行わせ、又は契約不適合責任を追及できるようにすることができない可能性があるほか、かかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や契約不適合責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者又は前信託受益者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もありえます。このようなリスクは前所有者又は前信託受益者が特別目的会社である場合に より高いと考えられます。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号。その後の改正を含みます。)上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、契約不適合責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主が損失を被る可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。これらの理由等により、保有物件に空室が生じることとなった場合、本投資法人は新たな賃借人を誘致するよう努めますが、新たな賃借人の獲得競争が激しく、新たな賃借人を早期に誘致できない場合には、当該不動産の空室状態が長期化して稼働率が低下し、賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、賃借人との交渉の結果、契約締結時に合意した金額からの減額に応じざるを得ない可能性があるほか、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入等が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。その後の改正を含みます。）（以下「会社更生法」といいます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主が損失を被る可能性があります。

c. 賃料改定に係るリスク

不動産賃貸借契約においては、契約期間が長期間であっても、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しが行われます。

したがって、このような見直しが行われた場合には、本投資法人が締結する賃貸借契約が長期のものであっても、本書に記載の賃料が維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定どおりに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第 32 条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第 38 条所定の要件を充足する必要があります。このため、定期建物賃貸借契約を新たに締結し又は既存の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更した上で借地借家法第 32 条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合であっても、借地借家法第 38 条所定の要件が充足されなかった場合には、賃料減額請求権を排除することができず、当該請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。また、建物の所有を目的とする土地の賃借人についても、借地借家法第 11 条に基づく土地の借賃の減額請求が認められています。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

e. 優先的購入権又は先買権その他の合意が存在することによるリスク

本投資法人は、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングルテナント物件が少数の核となる大規模テナントが存在する核テナント物件を投資対象としています。これらの物件の賃貸借契約においては、賃借人との間で優先的購入や処分禁止に関する合意（その内容は様々です。）をすることにより、賃貸人等が物件の所有権又はこれらを信託財産とする信託の受益権を第三者に売却しようとする場合に賃借人に優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利（いわゆる優先的購入権や先買権）が与えられたり、その他賃貸人等による物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

本投資法人が現在保有する物件の一部においてもかかる合意が存在しますが、かかる合意がなされている場合、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、地震に伴う液状化現象、津波、暴風雨、洪水、落雷、火山の噴火、高潮、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロのほか原子力発電所における事故等（以下「災害等」と総称します。）により不動産が滅失、毀損若しくは劣化し、又は不動産の正常な運営が妨げられ、それにより、当該不動産に係る収益が減少し若しくは費用が増加し、又はその価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、毀損又は劣化した個所を修復するために多額の費用を要したり、一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主が損失を被る可能性があります。例えば、災害等により、不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等に損害を与えた場合に、本投資法人に損害賠償義務が発生する可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上の土地工作物責任等の理論により、無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険契約が締結されていない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額される若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要し、修繕のために一定期間建物を不稼働とすることを余儀なくされる場合には賃料収入が減少する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

(ホ) 土地の境界等に係るリスク

国内においては、土地の境界が曖昧であることが稀ではありませんが、隣地の所有者若しくは占有者からの境界確認書その他境界を確定させる書面が取得できない場合、又は境界標の確認ができないまま当該不動産を取得する場合には、後日、このような不動産を処分するときに実質的な障害が発生する可能性や、境界に関して紛争が発生し、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担等、これらの不動産について予定外の費用又は損失が発生する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去費用等の追加負担が本投資法人に発生し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があります、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域及び土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。その後の改正を含みます。）による土地区画整理事業施行地区における工作物の新築等の制限及び清算金の徴収の決定、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務並びに雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。その他、法律又は条例により、地球温暖化対策として、一定の要件を満たす不動産の所有者等に温室効果ガス排出に関する報告や排出量制限の義務が課されることがあり、排出量削減のための義務等を履行できない場合には、排出権に関する支出等を余儀なくされる可能性があります。

(ト) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。その後の改正を含みます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(チ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機状態にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消(詐害行為取消)される可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者(以下、本項において「買主」といいます。)から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主との間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、売主と買主との間の売買が否認され、本投資法人に対してもその効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク)もあります。

(リ) 転貸に関するリスク

本投資法人の運用資産である不動産の賃借人(転借人を含みます。)に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居する賃借人を自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヌ) マスターリース契約に関するリスク

本投資法人は、マスターレシーが本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとる物件を取得することがあります。マスターリースの形態をとる物件においてマスターレシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーの債権者がマスターレシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

(ル) 賃借人等による不動産の利用状況に関するリスク

不動産の賃貸借においては、日常の管理等が賃借人等に委託されている場合が多く、そうでない場合であっても、賃借人等による不動産の利用状況等により、当該不動産の資産価値、ひいては本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。賃貸人は賃借人と普通建物賃貸借契約を締結した場合、又は定期建物賃貸借契約において借地借家法第38条所定の要件が充足されないことにより定期建物賃貸借契約としての効力が否定された場合、正当事由があると認められなければ、賃借人との賃貸借契約を終了することができず、運用資産である不動産のテナント属性の悪化を阻止できない可能性があります。

(ロ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との共有物件である場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によ

るこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

上記の分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者が倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権や先買権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却しようとする場合に他の共有者が優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利を与えるようにする義務を負い、またその他物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合がありますが、かかる場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されることとなります。これを回避するために、賃借人からの賃料を、賃貸人ではない共有者の口座に払い込むように取り決めることがあります。かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各賃借人に対する賃料債権が差し押さえられることもあり、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。また、複数の共有者が、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与する場合、かかる複数の共有者の他の共有者に対する賃料分配債権が不可分債権と解される可能性があり、共有者はかかる他の共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(ワ) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び規約（規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。規約の設定、変更及び廃止は、集会において区分所有者及び議決権（規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各4分の3以上の決議が、また、建替え決議をする場合には集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数の決議が必要とされる等（区分所有法第31条、第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権、先買権又は処分禁止の合意をする場合があることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分す

ることが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(カ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「借地法」といいます。）第4条）。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主に損害を与える可能性があります。借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主に損害を与える可能性があります。

(コ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他による解除、その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、借地法第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人又は信託受託者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（ただし、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権とその借地上に存在する建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(タ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、賃借人へ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記(ヨ)の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者と賃借人の間の転貸借契約も終了するとされているため、賃借人から、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(レ) 使用許可を取得した敷地上に所在する物件に関するリスク

本投資法人は、国等から、敷地について使用許可を取得した上で、当該敷地上の建物を取得することがあります。かかる使用許可を受けてする敷地の使用については、借地借家法の適用はありません（国有財産法（昭和23年法律第73号。その後の改正を含みます。）第18条第8項）。使用許可の期間が終了した後、使用許可が更新される保証はなく、使用許可には、一定の場合には一方的に使用許可の取消しができるなどの本投資法人に不利益となる条件が付される可能性もあります。このように、使用許可を取得した敷地上に所在する物件については、通常の借地物件とは異なった固有のリスクが存在し、これらの要因により、本投資法人が当該物件の使用収益を継続できなくなったり、収益性が低下する可能性があります。なお、本投資法人の保有する資産のうち、IIF羽田空港メインテナンスセンターは、国からこのような使用許可を取得した敷地上に所在する物件です。

(ロ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約その他建物等の所有権等を取得するための契約（以下、本項において「売買契約」といいます。）を締結する可能性があります。また、本投資法人は、規約に定める投資方針に従って、新たな建物を建築する目的で更地を購入したり、不動産の開発を行う特別目的会社に出資を行う可能性もあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約どおり物件の引渡しを受けられない可能性その他の不動産の開発に係る各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を負担する可能性があります。また、仮にこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であってもそれが十分である保証はありません。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担する若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ツ) 埋立地に関するリスク

本投資法人が投資対象とする産業用不動産は埋立地に立地することがありますが、埋立地には、埋立に使用した土壌に含まれることのある汚染物質に関するリスク、津波、高潮その他の災害、海面上昇等による被害を受けやすいリスク、建物が沈下するリスク、液状化リスク等の特有のリスクがあります。これらの理由により当該不動産が損害を被った場合、当該不動産の価値が下落し、投資主が損失を被る可能性があります。

(ネ) 有害物質等に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物、放射性物質等の有害物質が埋蔵されている可能性、地下水に有害物質が含まれている可能性や、近隣の施設や賃借人の活動によりかかる有害物質で当該土地が汚染される可能性があり、これらの場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質の除去及びかかる有害物質による汚染拡大の防止のために、土壌の入替えや洗浄、水質の測定、揚水や遮水壁等による地下水汚染拡大の防止、継続的モニタリング等の措置が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状

況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

上記に加え、土壌に含まれる油分により油臭や油膜等が発生した場合には、土壌汚染対策法上の特定有害物質に該当しない場合であっても、同様に土壌の入替えや洗浄を余儀なくされる可能性があります。

これらの場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。仮に売主やテナント等との間でこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であってもそれが十分である保証はありません。

特に、本投資法人が投資対象とする産業用不動産の場合、立地が工場跡地、工業地域内等の土壌汚染が懸念される地域であったり、当該産業用不動産において土壌汚染を惹起する可能性のある活動が行われていることもあり、上記リスクは他の資産を取得する場合に比して相対的に高いものとなることがあります。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか又は使用されている可能性がある場合やポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。これらの場合についても、仮に売主やテナント等との間でこれらのリスクを排除又は軽減するための契約上の手当てをしている場合であってもそれが十分である保証はありません。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

(ナ) 不動産を信託受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的に同じリスクを負担することになります。

信託契約においては、信託受益権を譲渡しようとする場合に信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は原則として私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、私法上の有価証券のような流動性はありません。

信託法（大正 11 年法律第 62 号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前のもの）及び信託法（平成 18 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の契約上の責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる契約上の責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主が損害を被る可能性があります。

借地権が信託財産となっている場合において、当該借地の所有者から信託受益権の譲渡に関して承諾を得なければならないものとされている場合において当該借地の所有者が当該承諾をしない場合においても、信託受益権の譲受人は、当該借地の所有者に対して、借地借家法上の借地非訟手続を利用することはできません。

本投資法人が信託受益権を準共有する場合、共有物件とほぼ同様のリスクが存在します。まず、準共有する信託受益権の行使については、それが信託財産の管理に関する事項である場合、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有者の過半数で行うものと解されるため（民法第 264 条、民法

第 252 条)、持分の過半数を有していない場合には、当該信託受益権の行使について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、準共有持分の処分は、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、単独所有する場合と同様に自由に行えたと解されていますが、準共有する信託受益権については、準共有者間の合意により、他の準共有者の承諾なく準共有持分につき譲渡その他の処分を行わないことが義務づけられたり、準共有者がその準共有持分を第三者に売却する場合に他の準共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。IIF 東雲ロジスティクスセンターは、このような信託受益権を準共有している物件であり、受益者間協定書において、受益者としての意思形成には、原則として、準共有者全員の合意が必要である旨、他の準共有者の承諾なく準共有持分につき譲渡その他の処分ができない旨や優先的購入に関する定めなどが設けられています(参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ハ) 個別資産の概要 L-1 IIF 東雲ロジスティクスセンター」をご参照下さい。)。準共有する信託受益権については、単独保有する場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、減価要因となる可能性があります。

(ラ) フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産信託受益権を取得するにあたり、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に定めるフォワード・コミットメント等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに 1 月以上の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

なお、取得予定資産の取得に係る売買契約の一部はフォワード・コミットメント等に該当します。詳細については前記「2 投資対象 (1) 第 26 期取得済資産及び取得予定資産の概要」をご参照下さい。

(ル) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 2002 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 2003 年 10 月 31 日)が、2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても減損会計が適用されています。減損会計とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益や分配金の支払能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 太陽光発電設備が設置されている物件に係るリスク

本投資法人の保有資産の一部においては太陽光発電設備が設置されており、かかる太陽光発電設備はテナントその他の者に対して賃貸されているか、又は、信託受託者が当該太陽光発電設備を用いて売電事業を営んでいます。信託受託者が売電事業を営んでいる場合、信託受託者による売電事業の経済的成果は信託受益者である本投資法人に(本投資法人が信託受益権の準共有持分を保有する場合は当該持分割合に応じて)帰属することとなります。しかしながら、売電事業については、天候、売電事業者間の競争環境、売電事業に関する国の施策及び規制その他様々な要因によるリスクを伴い、これらの要因により、売電事業から得られる収入が減少した場合、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

⑥ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の 90% 超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の 90% 超であること)
国内 50% 超募集要件	規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が 50% を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 67 条の 15 第 1 項第 1 号ロ（2）に規定するものをいう。次の所有先要件において同じ。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が 50 人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の 1 人及びその特殊関係者により発行済投資口の総数あるいは議決権総数の 50% 超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の 50% 以上を有していないこと（匿名組合出資を含み、一定の海外子会社を除く）

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努めていますが、今後、下記に記載する要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

a. 会計処理と税務処理との取扱いの不一致によるリスク

会計処理と税務処理との不一致（税会不一致）が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額（又は配当可能額）は会計上の税引前利益に基づき算定されることから、多額の法人税額が発生した場合には、配当可能利益の額の 90% 超の配当（又は配当可能額の 90% 超の金銭分配）ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。なお、2015 年度税制改正により、交際費、寄附金、法人税等を除く税会不一致に対しては、一時差異等調整引当額の分配により法人税額の発生を抑えることができるようになり本リスクを軽減するための手当てがとられていますが、本投資法人の過去の事業年度に対する更正処分等により多額の追徴税額（過年度法人税等）が発生した場合には、法人税等は一時差異等調整引当額の対象とならないため、支払配当要件を満たすことができないリスクは残ります。

b. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合若しくは本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、又はこの要件の下における借入金の税法上の定義が明確ではないため、賃借人等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

c. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資制限において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を 100 分の 75 以上とすること（規約第 13 条第 2 項）としています。本投資法人は、上記内容の運用方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に倉庫等以外の不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑦ その他

(イ) 取得予定資産の組入れに関するリスク

本投資法人は、本募集に係る払込期日後、前記「2 投資対象 (1) 第26期取得済資産及び取得予定資産の概要 ① 第26期取得済資産及び取得予定資産一覧」に記載の取得予定資産の取得を予定しています。

しかし、締結された売買契約書において定められた条件が成就しない場合等においては、取得予定資産を取得することができない可能性や予定していた時期に取得できない可能性があります。

これらの場合、本投資法人は、代替資産を取得するための努力又は早期に取得予定資産を取得するための努力を行う予定ですが、短期間にこれらの物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得できず、かつ本募集による手取金を有利に運用できない場合には、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本投資法人は、本書の日付現在保有する資産の保有及び取得予定資産の取得のみを目的とはしておらず、今後、新たな資産を取得し又は保有資産の一部を売却することがあります。

(ロ) 専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在又は将来において当該鑑定評価額や調査価格により当該不動産の売買が可能であると保証又は約束するものではありません。

建築物環境調査報告書、土壌環境評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見の表明であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染等の環境上の問題が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示される第三者によるマーケット分析は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況調査報告書の作成者並びに確認検査機関からは特に問題点が指摘されているようなものはないとの調査結果が記載された報告書を得ていますが、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。また、各調査会社が試算した修繕費用は、あくまでも調査会社の意見であり、その内容の妥当性、正確性が保証されているものではありません。

また、不動産に関して算出されるPMLは、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産等匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資することとなりますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が制限されていることがあり、又は確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。また、不動産等匿名組合出資持分への投資は、営業者が保有する不動産等に係る優先交渉権又は優先購入権の取得を目的として行われることがあります。かかる優先交渉権又は優先購入権により当該新規物件を取得できる保証はありません。

(ニ) 一時差異等調整引当額の戻入れにより利益の分配が減少するリスク

本投資法人が貸借対照表の純資産の部に一時差異等調整引当額を計上している場合、一時差異等調整引当額の計上は、会計と税務における損益の認識のタイミングの調整のために行われるものであるため、当該引当額の計上に起因した税会不一致が解消したタイミングでその戻入れが求められます。

当該戻入れは本投資法人の利益をもって行われることから、当期末処分利益が一時差異等調整引当額の戻入れに充当される結果、分配可能金額が減少する可能性があります。

なお、純資産控除項目（主に繰延ヘッジ損益のマイナス）に起因する一時差異等調整引当額に関しては、その戻入れの原資となる利益が過年度から繰り越されるため、当該戻入れによって当期の利益に対応する利益分配金が減少することはありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のような投資リスクを踏まえ、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかし、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。かかる役員会については、役員全員の出席のもと開催できるよう年初において1年間の予定を作成して日程を確保の上、原則として毎月2回開催します。本投資法人は、役員会において、本資産運用会社に、運用状況の報告と共に資産運用に関連する各種議案の説明を求めており、同社による資産運用業務の状況を確認しています。その上で、法令遵守状況に係る監視機能を強化するため、原則として役員会には毎回顧問法律事務所へも出席を求めています。また、財務諸表承認決議の役員会においては、顧問法律事務所と共に会計監査人の出席を求め、法令遵守や内部管理態勢の状況について十分な議論を行います。

更に、半年に一度、定期的に一般事務受託会社及び資産保管会社から執行状況、法令遵守や内部管理態勢等について報告させることとしています。

加えて、監督役員による監視機能の実効性を高めるため、原則2年に1回外部専門家を活用し監督役員主導による業務監査を実施することとしています。

一方、本投資法人の委託を受けた本資産運用会社では、以下のような重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じて、投資運用に係るリスクその他のリスク等について、各リスクの内容と程度に合わせて、必要・適正なレベルで、複数の検証システムによる管理を行っており、重要な事項は取締役会に報告されています。

まず、本資産運用会社は、インダストリアル本部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク（主に不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク、売主の倒産等の影響を受けるリスク、共有物件に関するリスク、開発物件に関するリスク、有害物質等に関するリスク）、資産の運用管理に伴う各種リスク（主に賃貸借契約に関するリスク、災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク、不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク）及び本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて管理を行います。これらのリスク管理に加え、代表取締役社長及びリスク管理統括者（コーポレート本部長）の下で、リスク管理部が、全社的な立場から本資産運用会社のリスク管理態勢の仕組みを構築すると共に、その整備状況及び運用状況の確認・改善業務を統括します。

次に、本資産運用会社は、資産の取得・処分・運用管理、投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算及び資金調達等に関するポートフォリオ全体の総合的なリスクを、資産運用検討委員会において検証・議論し、また同時にそれらのリスクに対する対応策を決定しています。

更に、COO（最高執行責任者）を委員長とし、社長、副社長、本部長、リスク管理部長、コンプライアンス管理室長及び経営企画室長を常任委員として構成されるリスク管理委員会が、原則として2か月に1度開催され、資産運用検討委員会に係属する事項以外のリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定する体制にあります。

常勤監査役は、資産運用検討委員会及びリスク管理委員会のそれぞれに出席し、意見を述べるすることができます。内部監査室長は、リスク管理委員会に出席し、意見を述べるすることができます。なお、各委員会の概要については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

また、内部監査室は、全社及び各本部・部・室におけるリスク管理の状況について、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施します。本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス管理室による法令等遵守に対する点検の確認、利害関係者との利益相反行為の有無の確認、更には社内規程との整合性の確認など網羅的な内部牽制により、常勤監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

また、利害関係者との取引等に関しては、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が本投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめる体制を取っています（参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人に関する利益相反取引ルール」をご参照下さい。）。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び本投資法人から委託を受けた本資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。

4 本資産運用会社の役職員の状況

2020年6月1日現在における本資産運用会社の役職員の状況は、以下のとおりです。

役 職 員 数	
役職員数(非常勤役職員、派遣スタッフ及び社外出向者を除きます。)	149名
うち有資格者数	
宅地建物取引士	54名
不動産証券化協会認定マスター	61名
一級建築士	10名
不動産鑑定士	7名
日本証券アナリスト協会検定会員	6名
弁護士	1名
公認会計士	7名
税理士	5名
MBA(米国・英国を含みます。)	1名

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

産業ファンド投資法人 本店
(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【特別情報】

第1【内国投資証券事務の概要】

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

本投資口は振替投資口であるため、投資主は、本投資法人又は投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、投資口の名義書換を直接請求することはできません。また、本投資口については、投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条第1項、第227条第1項）。本投資口に係る投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（振替機関が本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。投資主は、振替機関又は口座管理機関に対して振替（譲受人がその口座における保有欄に譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受け、譲渡人がその口座における保有欄に当該数の減少の記載又は記録を受けることをいいます。以下同じです。）の申請を行い、本投資口の振替が行われることにより、本投資口の譲渡を行うこととなります（振替法第228条、第140条）。なお、本投資口の譲渡は、原則として、本投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。

投資主名簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料は、以下のとおりです。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	なし
代理人の名称及び住所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
手数料	なし

2 投資主に対する特典

該当事項はありません。

3 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第2【その他】

- 1 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙及び裏表紙に本投資法人の名称及び英文名称（Industrial & Infrastructure Fund Investment Corporation）並びに本投資法人及び本資産運用会社のロゴマークを記載します。
- 2 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙裏の次に、以下のとおり金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。」
- 3 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙裏の次に以下のとおり記載を行います。

「募集又は売出しの公表後における空売りについて

 - (1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）（以下「金商法施行令」といいます。）第26条の6の規定により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。その後の改正を含みます。）（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年7月28日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2020年8月4日から2020年8月11日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。」
- 4 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙裏の次に以下のとおり記載を行います。

「今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内販売口数）、海外販売口数、発行価額の総額、国内販売における手取金、海外販売における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額及び海外販売に係る発行価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。」
- 5 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙裏の次に以下のとおり記載を行います。

「本届出目論見書に記載する写真・図表等は、本文「第二部 参照情報」（参照書類である第25期有価証券報告書を含みます。）の内容を抜粋又は要約して記載したものです。詳細は、本文の各該当箇所をご参照ください。

本届出目論見書に使用する写真には、本投資法人の既存保有資産又は取得予定資産以外のものも含まれています。また、底地資産については、本投資法人は土地のみの取得を予定しておりますのでご注意ください。」

- 6 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙及び表紙裏並びに裏表紙裏に、本投資法人の取得予定資産の写真を含む以下の内容を掲載します。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

投資法人名	産業ファンド投資法人
代表者の役職氏名	執行役員 倉都 康行

1. 当法人は1年間継続して有価証券報告書を提出しています。
2. 当法人の発行する投資証券は、東京証券取引所に上場されています。
3. 当法人の発行済投資証券は、3年平均上場時価総額が250億円以上です。

238,319 百万円

(参考)

(2018年2月28日の上場時価総額)				
東京証券取引所に おける最終価格		発行済投資口総数		
122,500 円	×	1,588,656 口	=	194,610 百万円
(2019年2月28日の上場時価総額)				
東京証券取引所に おける最終価格		発行済投資口総数		
118,500 円	×	1,698,816 口	=	201,309 百万円
(2020年2月28日の上場時価総額)				
東京証券取引所に おける最終価格		発行済投資口総数		
169,700 円	×	1,880,016 口	=	319,038 百万円

投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移

1. 投資法人の目的及び基本的性格

① 投資法人の目的及び基本的性格

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第 105 条第 1 号へに定める不動産等資産をいいます。）に投資して運用を行います（規約第 10 条）。

(イ) 本投資法人は、以上の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める特定資産をいいます。以下同じです。）に投資することができます（規約第 11 条第 1 項）。

a. 以下に掲げる不動産等（以下「不動産等」といいます。）

i. 不動産

ii. 地上権

iii. 不動産の賃借権

iv. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（付随する金銭等と合わせて信託する包括信託を含みます。）（受益証券が発行されている場合を含みます。）

(i) 不動産

(ii) 地上権及び不動産の賃借権

b. 以下に掲げる不動産関連資産（以下「不動産関連資産」といいます。）

i. 当事者の一方が相手方の行う不動産等の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

ii. 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）第 2 条第 9 項に定める優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限りします。）

iii. 資産流動化法第 2 条第 15 項に定める特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限りします。）

iv. 投信法第 2 条第 7 項に定める投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限りします。）

v. 投信法第 2 条第 14 項に定める投資口（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限りします。）

c. 金銭を信託する信託の受益権（信託財産を主として不動産等又は不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とするものに限りします。）（受益証券が発行されている場合を含みます。）

d. 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第 3 条第 7 号で定めるものをいいます。）

e. 外国のキャプティブ再保険会社が発行する優先株式

f. 投信法施行令第 3 条第 1 号に掲げる有価証券（以下「有価証券」といいます。）（ただし、前各号に該当するものを除きます。）

g. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 3 項に定める再生可能エネルギー発電設備（ただし、不動産に該当するものを除きます。）

h. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）（以下「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」といいます。）第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権

i. 投信法施行規則第 221 条の 2 第 1 項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」といいます。）の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除きます。）の総数に投信法施行規則第 221 条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限りします。）

(ロ) 本投資法人は、以上の基本方針に従い、以下に掲げる特定資産以外の資産に投資することができます（規約第 11 条第 2 項）。

a. 特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 2 項に定めるものをいいます。）を行う選定事業者（同法第 2 条第 5 項に定めるものをいいます。）に対する出資の持分（ただし、特定資産に該当するものを除きます。）

b. 民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含みます。）第 86 条第 2 項に定める動産のうち、設備、備品その他構造上若しくは利用上不動産に付加されたもの、又は不動産、不動産の賃借権若しくは地上権の取得

- に付随して取得するもの（ただし、前記(イ)g.に掲げる資産を除きます。）
- c. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に定める算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）
 - d. 施設の所有者から付与された、当該施設の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含みます。）を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利（特定資産に該当するものを除きます。）
- (ハ) 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる資産に投資することができます（規約第 11 条第 3 項）。
- a. 預金
 - b. コール・ローン
 - c. 国債
 - d. 地方債
 - e. コマーシャル・ペーパー
 - f. 譲渡性預金証書
 - g. 上記 a.乃至 f.に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（受益証券が発行されている場合を含みます。）
 - h. 投信法第 2 条第 4 項に定める証券投資信託のうち、追加型公社債投資信託の受益証券
 - i. 合同運用指定金銭信託の受益権
 - j. 貸付信託法（昭和 27 年法律第 195 号。その後の改正を含みます。）第 2 条に定める貸付信託の受益証券
- (ニ) 本投資法人は、不動産等又は不動産関連資産の投資に関連して、不動産の賃貸に伴い預託を受けた敷金、保証金その他の担保金に相当する現金又は現金同等物等（当該預託金額を限度とします。）及び特定の不動産に付随する商標法（昭和 34 年法律第 127 号。その後の改正を含みます。）第 18 条第 1 項に規定する商標権、同法第 30 条第 1 項に規定する専用使用権、同法第 31 条第 1 項に規定する通常使用権、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項に定める温泉の源泉を利用する権利、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。その後の改正を含みます。）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含みます。）、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に定める合同会社の社員たる地位その他の資産であって当該不動産とあわせて取得することが適当と認められるものを取得することができます（規約第 11 条第 4 項）。
- (ホ) 本投資法人は、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引又は金利先渡し取引その他、投信法施行令第 3 条第 2 号に定めるデリバティブ取引を行うことができます（規約第 11 条第 5 項）。
- (ヘ) 本投資法人は、前記(イ)乃至(ホ)に定める資産の外、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権その他組織運営に伴い保有するものであって東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例上適当と認められるものについては、規約第 11 条の規定にかかわらずこれを取得することができます（規約第 11 条第 6 項）。
- (ト) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第 2 条第 2 項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、規約第 11 条を適用します（規約第 11 条第 7 項）。

② 投資法人の特色

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法上の金融商品取引業者である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社にすべて委託してこれを行います。

2. 主要な経営指標等の推移

期		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
計算期間		自 2015年 1月 1日 至 2015年 6月30日	自 2015年 7月 1日 至 2015年 12月31日	自 2016年 1月 1日 至 2016年 6月30日	自 2016年 7月 1日 至 2016年 12月31日	自 2017年 1月 1日 至 2017年 7月31日
営業収益	百万円	7,357	7,788	7,886	8,069	10,054
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(7,356)	(7,788)	(7,886)	(8,022)	(10,054)
営業費用	百万円	3,320	3,511	3,547	3,652	4,266
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(2,578)	(2,736)	(2,763)	(2,797)	(3,221)
営業利益	百万円	4,036	4,277	4,338	4,416	5,787
経常利益	百万円	3,102	3,288	3,382	3,443	4,634
当期純利益	(a) 百万円	3,101	3,287	3,381	3,442	4,633
純資産額	(b) 百万円	93,677	93,817	93,799	93,959	117,008
(対前期比)	%	(14.2)	(0.1)	(△0.0)	(0.2)	(24.5)
総資産額	(c) 百万円	214,877	215,694	216,639	224,749	261,999
(対前期比)	%	(12.6)	(0.4)	(0.4)	(3.7)	(16.6)
出資総額 (注4)	百万円	90,823	90,823	90,823	90,823	112,651
(対前期比)	%	(14.3)	(一)	(一)	(一)	(24.0)
発行済投資口の総口数	(d) 口	352,564	352,564	352,564	352,564	397,164
1口当たり純資産額	(b)/(d) 円	265,703	266,100	266,048	266,503	73,652(注8)
1口当たり当期純利益 (注5)	円	9,021	9,324	9,590	9,764	2,987(注8)
分配総額	(e) 百万円	3,101	3,287	3,381	3,443	4,636
1口当たり分配金額	(e)/(d) 円	8,796	9,324	9,590	9,768	11,674
(うち1口当たり利益分配金)	円	(8,796)	(9,324)	(8,440)	(9,765)	(11,667)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(一)	(一)	(1,150)	(3)	(7)
総資産経常利益率 (注6)	%	1.5(3.1)	1.5(3.0)	1.6(3.1)	1.6(3.1)	1.9(3.3)
自己資本利益率 (注6)	%	3.5(7.1)	3.5(7.0)	3.6(7.2)	3.7(7.3)	4.4(7.6)
自己資本比率	(b)/(c) %	43.6	43.5	43.3	41.8	44.7
(対前期増減)		(0.6)	(△0.1)	(△0.2)	(△1.5)	(2.9)
配当性向 (注6)	%	100.0	100.0	88.0	100.0	100.0
<その他参考情報>						
賃貸NOI (Net Operating Income) (注6)	百万円	5,825	6,125	6,206	6,355	8,276
ネット・プロフィット・マージン (注6)	%	42.2	42.2	42.9	42.7	46.1
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注6)	倍	7.2	7.2	7.4	7.3	8.1
1口当たりFFO (Funds from Operation) (注6)	円	11,765	12,370	12,663	12,839	15,300
FFO倍率 (Funds from Operation) (注6)	倍	23.3	23.5	22.5	21.9	18.9
固定資産税等調整後1口当たり 利益分配可能額 (注7)	円	8,671	9,091	8,415	9,655	11,451
固定資産税等調整後1口当たり FFO (注7)	円	11,640	12,137	12,638	12,729	15,083

期		第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
計算期間		自 2017年 8月 1日 至 2018年 1月31日	自 2018年 2月 1日 至 2018年 7月31日	自 2018年 8月 1日 至 2019年 1月31日	自 2019年 2月 1日 至 2019年 7月31日	自 2019年 8月 1日 至 2020年 1月31日
営業収益	百万円	8,976	9,686	9,806	10,602	11,049
(うち不動産賃貸事業収益)	百万円	(8,976)	(9,686)	(9,806)	(10,131)	(10,562)
営業費用	百万円	3,905	4,132	4,243	4,383	4,529
(うち不動産賃貸事業費用)	百万円	(2,976)	(3,135)	(3,210)	(3,327)	(3,392)
営業利益	百万円	5,071	5,553	5,562	6,218	6,519
経常利益	百万円	4,082	4,614	4,625	5,192	5,572
当期純利益	(a) 百万円	4,081	4,612	4,624	5,190	5,571
純資産額	(b) 百万円	116,483	129,765	129,780	141,873	155,559
(対前期比)	%	(△0.4)	(11.4)	(0.0)	(9.3)	(9.6)
総資産額	(c) 百万円	261,500	289,221	289,242	314,087	327,950
(対前期比)	%	(△0.2)	(10.6)	(0.0)	(8.6)	(4.4)
出資総額 (注4)	百万円	112,651	125,376	125,376	136,894	150,235
(対前期比)	%	(一)	(11.3)	(一)	(9.2)	(9.7)
発行済投資口の総口数	(d) 口	397,164	1,698,816	1,698,816	1,794,016	1,880,016
1口当たり純資産額	(b)/(d) 円	73,321(注8)	76,385	76,394	79,081	82,743
1口当たり当期純利益 (注5)	円	2,568(注8)	2,749	2,722	2,997	3,070
分配総額	(e) 百万円	4,083	4,613	4,625	5,261	5,799
1口当たり分配金額	(e)/(d) 円	10,282	2,716	2,723	2,933	3,085
(うち1口当たり利益分配金)	円	(10,276)	(2,715)	(2,722)	(2,893)	(2,964)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(6)	(1)	(1)	(40)	(121)
総資産経常利益率 (注6)	%	1.6(3.1)	1.7(3.4)	1.6(3.2)	1.7(3.5)	1.7(3.4)
自己資本利益率 (注6)	%	3.5(6.9)	3.7(7.6)	3.6(7.1)	3.8(7.7)	3.7(7.4)
自己資本比率	(b)/(c) %	44.5	44.9	44.9	45.2	47.4
(対前期増減)		(△0.2)	(0.4)	(0.0)	(0.3)	(2.2)
配当性向 (注6)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<その他参考情報>						
賃貸NOI (Net Operating Income) (注6)	百万円	7,262	7,882	7,961	8,207	8,640
ネット・プロフィット・マージン (注6)	%	45.5	47.6	47.2	49.0	50.4
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注6)	倍	8.3	9.7	9.7	11.0	11.5
1口当たりFFO (Funds from Operation) (注6)	円	13,456	3,499	3,526	3,413	3,487
FFO倍率 (Funds from Operation) (注6)	倍	18.7	17.1	16.6	20.7	24.1
固定資産税等調整後1口当たり 利益分配可能額 (注7)	円	10,057	2,680	2,684	2,881	2,935
固定資産税等調整後1口当たり FFO (注7)	円	13,237	3,464	3,488	3,401	3,459

(注1) 本投資法人は、2016年9月30日開催の第6回投資主総会の決議により、本投資法人の決算期を各年6月末日及び12月末日から各年1月末日及び7月末日に変更しています。これに伴い第20期は2017年1月1日から2017年7月31日までの7か月決算となっています。

(注2) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。

(注3) 記載した数値は、特に記載のない限りいずれも記載未満の桁数を切捨て、比率は四捨五入により表示しています。

(注4) 「出資総額」については、一時差異等調整引当額に係る利益超過分配の実施に伴う出資総額控除額を考慮していません。

(注5) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注6) 記載した指標は以下の方法により算定しています。また、() 内の数値は、第16期は会計計算期間181日、第17期は会計計算期間184日、第18期は会計計算期間182日、第19期は会計計算期間184日、第20期は会計計算期間212日、第21期は会計計算期間184日、第22期は会計計算期間181日、第23期は会計計算期間184日、第24期は会計計算期間181日、第25期は会計計算期間184日によりそれぞれ年換算した数値を記載しています。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額 平均総資産額＝（期首総資産額＋期末総資産額）／2
自己資本利益率	当期純利益／平均純資産額 平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）／2
配当性向	分配金総額（利益超過分配金を除く）／当期純利益
賃貸NOI	不動産賃貸事業利益（不動産賃貸事業収益－不動産賃貸事業費用）＋減価償却費
ネット・プロフィット・マージン	当期純利益／営業収益
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	金利償却前当期純利益／支払利息
1口当たりFFO	（当期純利益＋不動産等売却損－不動産等売却益＋減価償却費＋その他不動産関連償却）／発行済投資口の総口数
FFO倍率	期末投資口価格／年換算後1口当たりFFO

(注7) 不動産等の取得時の固定資産税等相当額を取得原価に算入せず、当該計算期間に対応する金額を費用に計上した場合に想定される「1口当たり利益分配可能額」（概算）及び「1口当たりFFO」（概算）を表示しています。

なお、当該数値については、会計監査人の監査の対象ではありません。

(注8) 2018年1月31日を基準日、2018年2月1日を効力発生日として、投資口1口につき4口の割合による投資口の分割を行いました。1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益については、第20期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

オフリングスケジュール

発行価格等決定日が2020年8月4日(火)の場合

日	月	火	水	木	金	土
7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日	7月24日	7月25日
7月26日	7月27日 有価証券届出書の 提出日	7月28日	7月29日	7月30日 需要状況等の把握期間 ^(注1)	7月31日	8月 1日
8月 2日	8月 3日	8月 4日	8月 5日	8月 6日	8月 7日	8月 8日
需要状況等の把握期間 ^(注1)			申込期間 ^(注2)			
		発行価格等決定日 ^(注2)				
8月 9日	8月10日	8月11日 払込期日 ^(注2)	8月12日 受渡期日 ^(注2)	8月13日	8月14日	8月15日
8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日

(注1) 需要状況等の把握期間は、2020年7月30日(木)から、最短で2020年8月4日(火)まで、最長で2020年8月11日(火)までを予定しています。

(注2) 発行価格等決定日は、2020年8月4日(火)から2020年8月11日(火)までの間のいずれかの日を予定していますが、上記表は発行価格等決定日が2020年8月4日(火)の場合を示しています。

なお、

①発行価格等決定日が2020年8月4日(火)の場合、

申込期間は「2020年8月5日(水)から2020年8月6日(木)まで」、払込期日は「2020年8月11日(火)」、受渡期日は「2020年8月12日(水)」

②発行価格等決定日が2020年8月5日(水)の場合、

申込期間は「2020年8月6日(木)から2020年8月7日(金)まで」、払込期日は「2020年8月12日(水)」、受渡期日は「2020年8月13日(木)」

③発行価格等決定日が2020年8月6日(木)の場合、

申込期間は「2020年8月7日(金)から2020年8月11日(火)まで」、払込期日は「2020年8月13日(木)」、受渡期日は「2020年8月14日(金)」

④発行価格等決定日が2020年8月7日(金)の場合、

申込期間は「2020年8月11日(火)から2020年8月12日(水)まで」、払込期日は「2020年8月14日(金)」、受渡期日は「2020年8月17日(月)」

⑤発行価格等決定日が2020年8月11日(火)の場合、

申込期間は「2020年8月12日(水)から2020年8月13日(木)まで」、払込期日は「2020年8月17日(月)」、受渡期日は「2020年8月18日(火)」

となりますので、ご注意ください。

資産運用会社の状況

大株主の状況



三菱商事株式会社



ユービーエス・アセット・
マネジメント・エイ・ジー

出資比率
51.0%

出資比率
49.0%

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

資産運用会社の役職員数

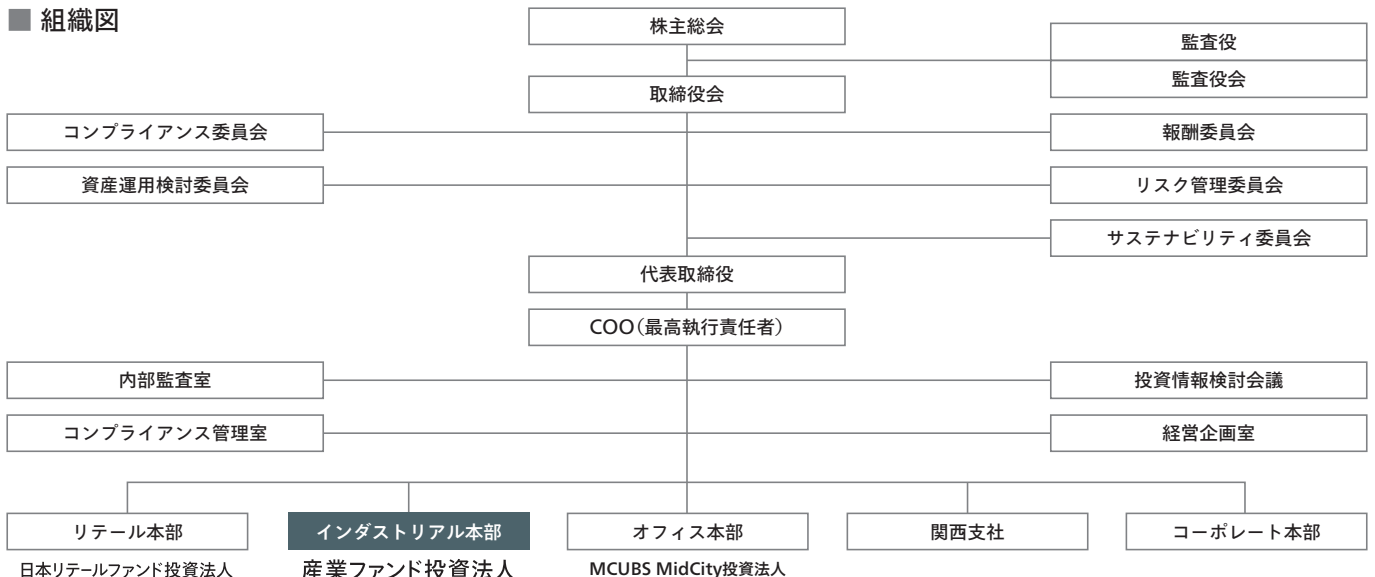
役職員数 149名(非常勤役職員、派遣スタッフ及び社外出向者を除きます。)

うち有資格者数

宅地建物取引士	54名
不動産証券化協会認定マスター	61名
一級建築士	10名
不動産鑑定士	7名
日本証券アナリスト協会検定会員	6名
弁護士	1名
公認会計士	7名
税理士	5名
MBA(米国・英国を含む)	1名

(2020年6月1日現在)

組織図



確かな今を、豊かな明日へ。



産業ファンド投資法人

